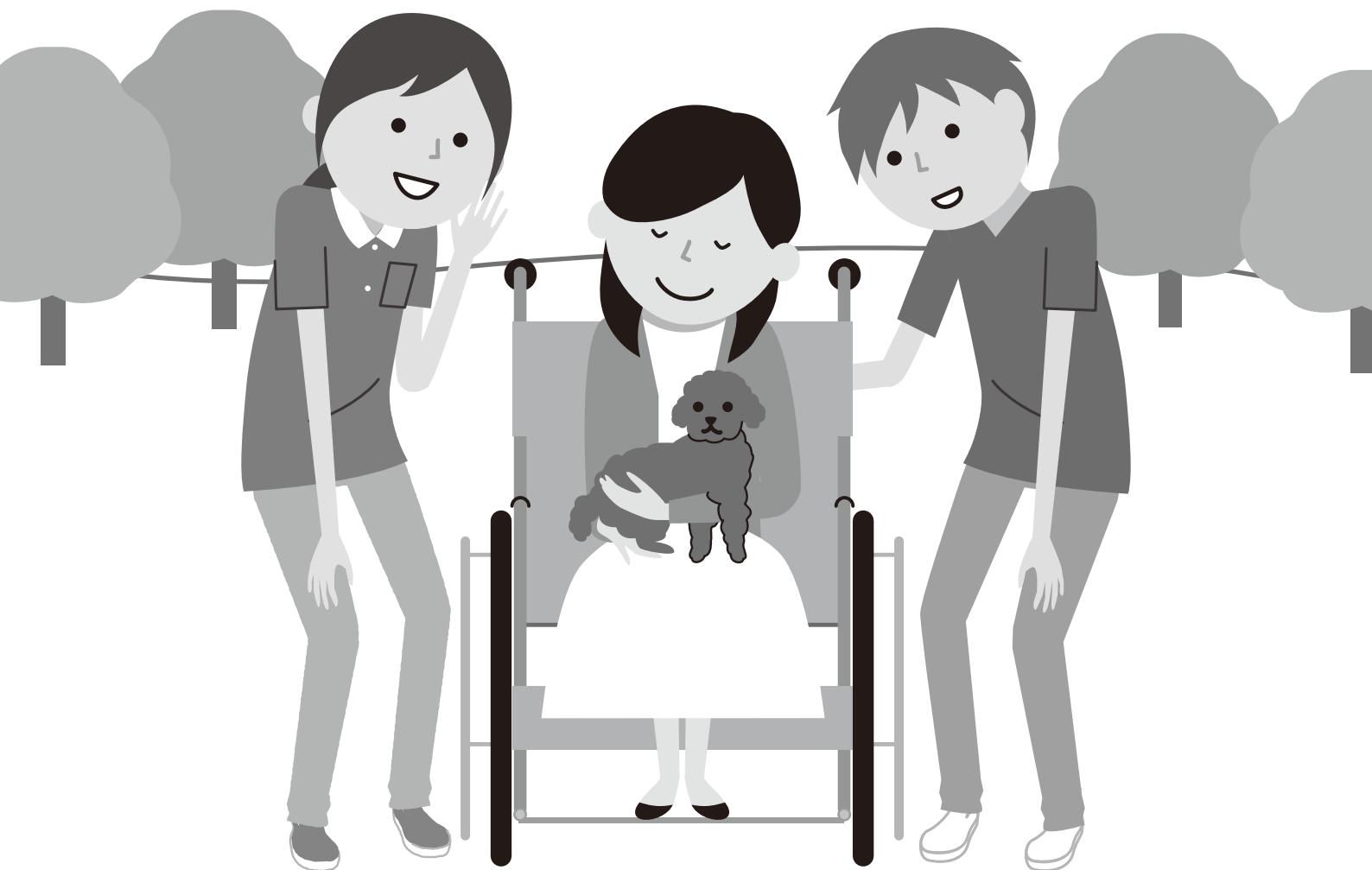


第3次

木津川市障害者基本計画 支えあいプラン



令和2年3月
木津川市

はじめに

本市では、障がいのある人の権利と尊厳が保障され、障がいのない人と同じように住みなれた地域で生活し、社会の幅広い分野にわたって平等に参加、活動することができる安心と生きがいに満ちたまちづくりを基本理念として、「第2次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」を策定し、障がい福祉にかかる施策を推進してまいりました。



この計画の策定以降、平成28（2016）年に障がいのある人に対する不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の禁止などを規定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。また、平成30（2018）年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」や「児童福祉法」が改正されました。

この様な状況の中、「第3次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」の策定にあたっては、障がいのある人やその家族、サービス事業所、障がい者団体代表者、学識経験者など、17名の委員で構成される木津川市障害者基本計画策定委員会を設置し、計画案について協議を重ねていただきました。

また、障がい者手帳を所有している人へのアンケート調査を実施するとともに、パブリックコメントを実施し、障がいのある方へのニーズ把握と計画への反映に努めています。

「地域の力で支えあう安心・生きがいの福祉のまちきづがわ」の実現をめざして、本計画に掲げる各種施策を着実に推進してまいりますので、皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、木津川市障害者基本計画策定委員をはじめ、関係団体の皆様並びに貴重なご意見、ご提言をいただいた皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

木津川市長 河井規子

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
2-1 計画の位置づけ	2
2-2 他の計画との関係	2
2-3 障害福祉計画との関係	3
3 計画の対象となる人	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5

第2章 地域における障がいのある人の状況

1 人口及び障がいのある人の状況	6
1-1 障がい者手帳所持者	6
1-2 身体障害者手帳所持者	8
1-3 療育手帳所持者（知的障がいのある人）	10
1-4 精神障害者保健福祉手帳所持者	11
1-5 その他の障がいのある人	13
2 障がいのある人が利用している福祉サービス	16
2-1 障害福祉サービス	17
2-2 相談支援	19
2-3 地域生活支援事業	19
3 障がいのある子どもの支援のためのサービス	21
4 住民ニーズからみた課題	22
4-1 アンケート調査結果からみた課題	22

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	43
2 基本テーマと基本方針	44
3 施策の体系	46

第4章 これから取り組むこと

基本方針1 みんなで支えあうあたたかいまちにしよう	47
1-1 ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンの推進	47
1-2 ボランティア及び交流活動の展開	50
1-3 障がいのある人の多様な学習や活動への参加促進	53
基本方針2 たて、よこ、ななめに支援を結ぶまちにしよう	56
2-1 障害者総合支援法に基づく制度の円滑な運用	56
2-2 相談体制と情報提供の充実	57
2-3 地域ケア体制の充実	59

基本方針3 子どもたちが交流し、自分らしく成長できるまちにしよう	64
3－1 療育、保育、就学前教育の支援	64
3－2 教育体制の充実	69
3－3 放課後等の居場所づくり	71
3－4 福祉教育の推進	72
基本方針4 働きたい気持ちに応える、理解と活力のあるまちにしよう	73
4－1 就労支援の推進	73
4－2 職業訓練と福祉的就労環境の充実	76
基本方針5 いつまでも地域で暮らせる身近な支援のあるまちにしよう	78
5－1 地域生活への支援サービスの充実	78
5－2 住環境の確保	86
5－3 保健・医療体制の充実	88
基本方針6 だれにとっても安心・安全で快適なまちにしよう	92
6－1 福祉のまちづくりの推進	92
6－2 防災・防犯体制の強化	94
6－3 交通環境の整備	96
6－4 情報環境の充実	98
第5章 支えあいの重点施策	
1 地域生活支援拠点づくり	100
2 児童発達支援センターの設置	101
3 官庁受注等による就労支援の仕組みづくり	102
第6章 計画の進め方	
1 計画の推進方法	103
(1) 関係機関、団体、サービス事業所等との連携	103
(2) 木津川市自立支援協議会の設置	103
(3) サービス基盤の整備と人材の確保	103
(4) 市民参加の促進	103
(5) 庁内の計画推進	104
(6) 計画の進捗状況の管理・評価	104
資料編	
1 木津川市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会条例	105
2 木津川市障害者基本計画策定委員名簿（令和元（2019）年度）	107
3 計画の策定経過	108

【表記について】

※「障がい」の表記については、「障害」の「害」の字をひらがな表記としています。ただし、国の法令に基づく制度や組織名などの固有名詞は、そのとおりの表記とします。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

木津川市では、平成26（2014）年度に「第2次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」を策定し、障がい者施策を推進してきました。

「第2次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」策定後、我が国の障がい者施策は大きく変わってきています。

平成19（2007）年国連の障害者権利条約に署名し、平成26（2014）年に批准するまでの間において、障がい者に関する様々な法律が整備・新設されています。

それらの法律における主な変更点は、障がい者の定義が「医学モデル」から、「社会モデル（日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるものとの視点）」へ変革したこと、「合理的配慮（障がい者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整）」の考え方方が確立され、努力義務とされたこと等は、障がい者に対する概念を大きく変えました。

また、障がい者のための施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画」が、新しく「障害者基本計画（第4次）」として策定され、平成30（2018）年3月に閣議決定されました。この「障害者基本計画（第4次）」は、我が国が障害者権利条約を批准した後に初めて策定される障害者基本計画であり、計画において、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的とし、障がい者施策の推進が図られています。

この度「第2次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」の計画期間が満了となることから、新たに施行・改正された各関連法を踏まえ、「第3次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

2-1 計画の位置づけ

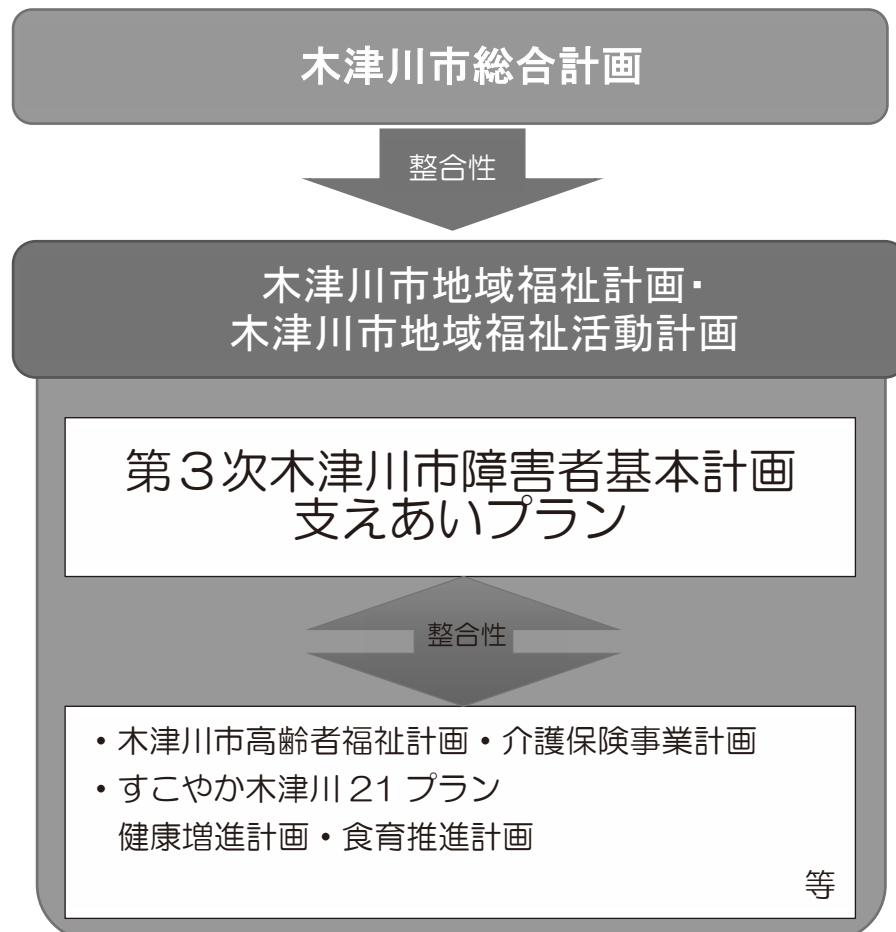
本計画は、だれもがともに生きる地域づくりを進めるため、市民や企業、サービス事業所や関係機関、行政がそれぞれの役割を担えるよう、本市のまちづくりの方向と目標、具体的な市の施策の進め方を示しています。

また、国が定めた「障害者基本法」を踏まえ、国や京都府の取組と協力し、市のまちづくり、福祉、子育てに関する計画等とともに施策を進めています。

2-2 他の計画との関係

「第3次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」で、障がいのある人に関する施策全般にわたる計画です。

本計画を策定するにあたり、市政の基本方針を示す「木津川市総合計画」を上位計画とし、福祉全般を包括する「木津川市地域福祉計画」、高齢者や子ども、人権啓発・教育、まちづくり等関連諸計画との整合性に留意しています。



2-3 障害福祉計画との関係

「第3次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」は、障害者基本法に基づく障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するための計画です。

障がい者の計画は他に障害者総合支援法に基づく障害福祉計画と、児童福祉法に基づく障害児福祉計画があります。障害福祉計画と障害児福祉計画の次期計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3年間を計画期間として策定します。

	①障害者基本計画	②障害福祉計画	③障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条	児童福祉法 第33条の20
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要量の見込み及び提供体制の確保について定める	障害児通所支援・相談支援の必要量の見込み及び提供体制の確保などに関する定める

3 計画の対象となる人

障害者基本法第2条において、障がいのある人を次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁^{*}により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

※社会的障壁：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

本計画は、障害者基本法に基づく計画であり、法の趣旨に沿って計画の対象者は障がい者手帳を持っている人だけに限らず、市内の障がいのある人すべてとします。

【対象となる人の例】

身体障がい者

知的障がい者

精神障がい者

障がい児

発達障がい者

難病患者

【関連法】

身体障害者福祉法

知的障害者福祉法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

児童福祉法

発達障害者支援法

障害者総合支援法

【内 容】

この法律において、「身体障害者」とは、身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳¹の交付を受けたものをいう。

知的障がい者の定義は明確に条文化はされていません。
ただし、厚生労働省は「知的機能の障害が発達期（おおむね十八歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義している。

この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患有する者をいう。

この法律で、「障害児」とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童、又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

この法律における難病等の範囲は、「難病患者等居住生活支援事業」の対象疾患と同じ範囲の対象疾患^{*}として平成25（2013）年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うとした。
※対象疾患は令和元（2019）年7月1日より361疾患

¹ 身体障害者手帳：法に定める身体障がいのある人であることの証票として、都道府県知事が交付するもの。障がい程度により1級から6級に区分される。

4 計画の期間

「第3次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」は、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4か年の計画を策定するものです。

5 計画の策定体制

本計画策定にあたっては、次のような点に留意しました。

① 計画策定委員会の設置、審議

障がいのある人やその家族、サービス事業所、障がい者団体代表者、学識経験者等で構成される「木津川市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、同委員会で計画案を審議、策定しました。

② 障がい者アンケート調査による障がいのある人のニーズの調査

障がい者手帳を所有している方にアンケート調査を実施し、普段の暮らしや今後障がい福祉に求めること等のニーズ調査を実施しました。

③ 市民の意見聴取

広く市民の意見を聴取するために、令和2（2020）年1月20日から2月18日にパブリックコメントを実施しました。

第2章 地域における障がいのある人の状況

1 人口及び障がいのある人の状況

1-1 障がい者手帳所持者

木津川市の人口は、平成30（2018）年度で77,532人となっており、増加傾向を示しています。

障がい者手帳所持者数も増加を続け、平成30（2018）年度では4,315人となっています。また、平成29（2017）年度の総人口に対する三障がいの手帳所持者数合計割合は5.3%で、全国と比較してやや低くなっています。

障がい者手帳所持者数と総人口に対する割合の推移

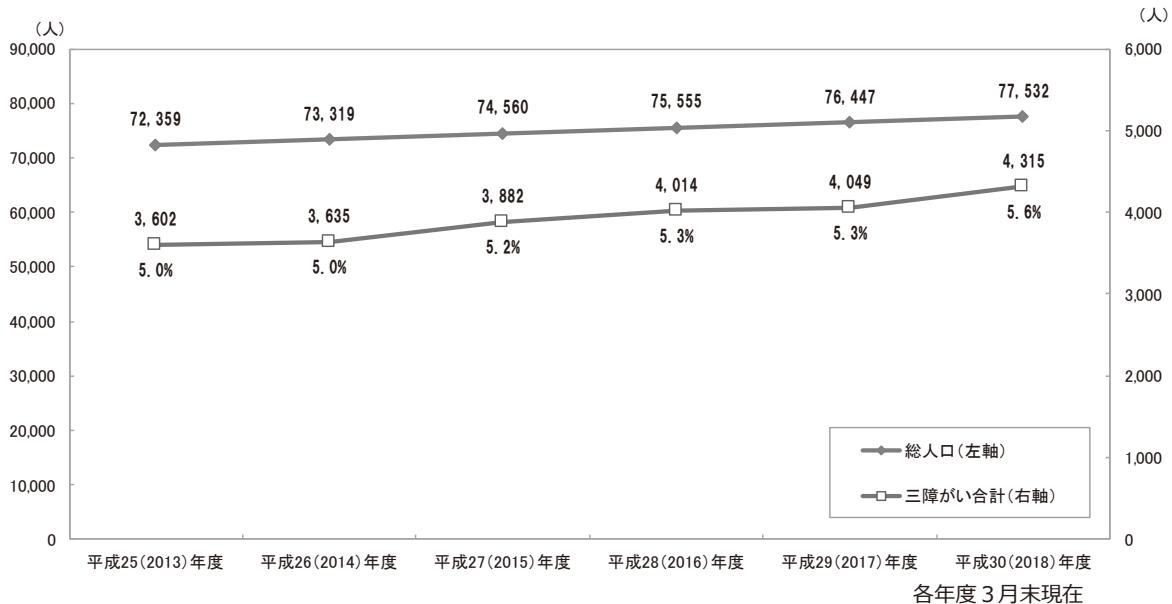
		平成25(2013) 年度	平成26(2014) 年度	平成27(2015) 年度	平成28(2016) 年度	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度	参考: 平成29(2017) 年度全国
総人口	人	72,359	73,319	74,560	75,555	76,447	77,532	127,707,259
身体障害者手帳	人	2,884	2,863	3,065	3,121	3,092	3,171	5,107,524
	割合	4.0%	3.9%	4.1%	4.1%	4.0%	4.1%	4.0%
療育手帳	人	478	504	519	557	573	609	1,079,938
	割合	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%
精神障害者保健福祉手帳	人	240	268	298	336	384	535	991,816
	割合	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.7%	0.8%
三障がい合計	人	3,602	3,635	3,882	4,014	4,049	4,315	7,179,278
	割合	5.0%	5.0%	5.2%	5.3%	5.3%	5.6%	5.6%

資料：障がい者手帳所持者数は京都府作成資料、人口は木津川市住民基本台帳人口

各年度3月末現在

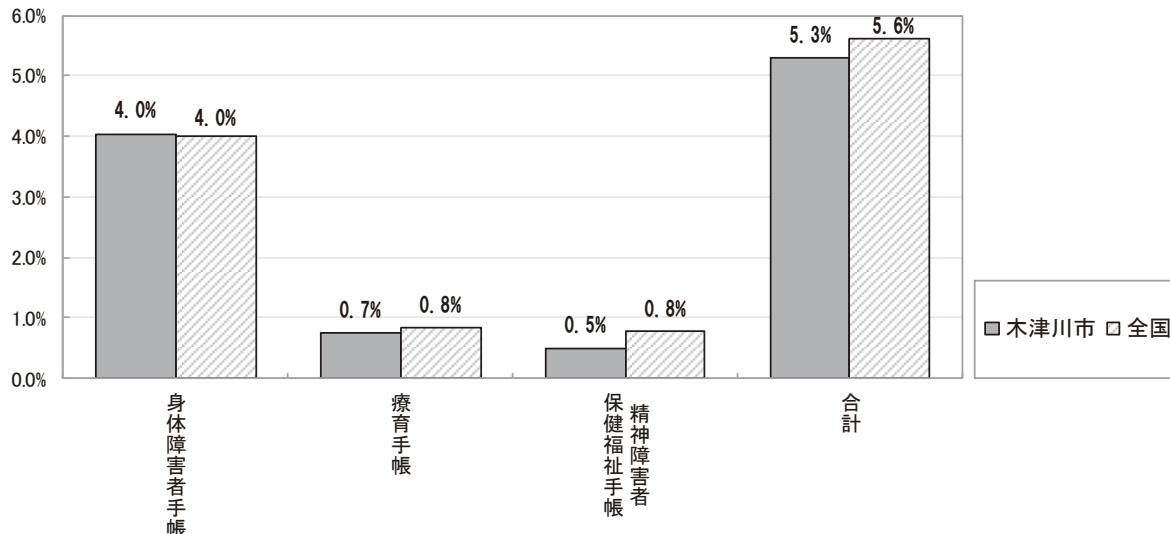
全国は厚生労働省「平成29（2017）年度福祉行政報告例の概況」、総人口は住民基本台帳人口1月1日現在

総人口と障がい者手帳所持者数の推移



平成 29（2017）年度における人口に占める各障がい者手帳所持者数の割合を全国と比較すると、身体障害者手帳所持者は全国とほぼ同率（木津川市は 4.04%、全国は 3.99%）、療育手帳²所持者及び精神障害者保健福祉手帳³所持者は、全国に比べやや低くなっています。

平成 29（2017）年度における人口に占める各障がい者手帳所持者数の割合



資料：京都府作成資料及び木津川市住民基本台帳人口

3月末現在

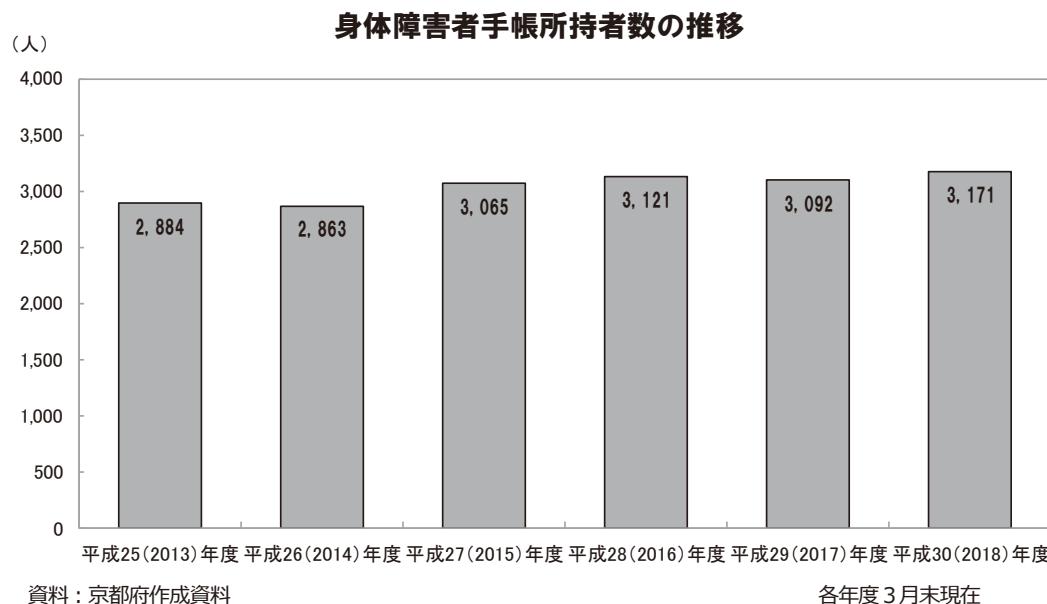
全国は厚生労働省「平成29（2017）年度福祉行政報告例の概況」、総人口は住民基本台帳人口 1月 1日現在

² 療育手帳：知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービス・援助が円滑に受けられるよう、療育手帳制度要綱に定める知的障がいのある人であることの証票として、都道府県知事が交付するもの。

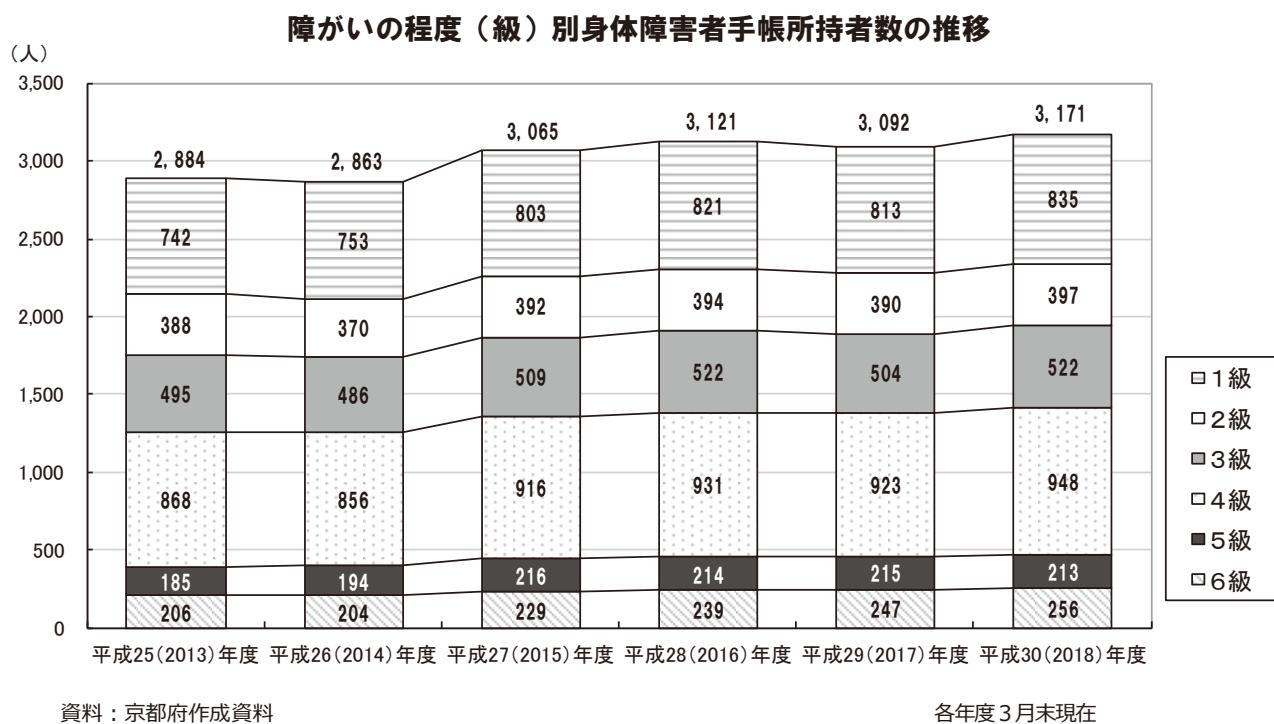
³ 精神障害者保健福祉手帳：精神障がいのある人の社会復帰と、自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。1級から3級に区分されている。

1-2 身体障害者手帳所持者

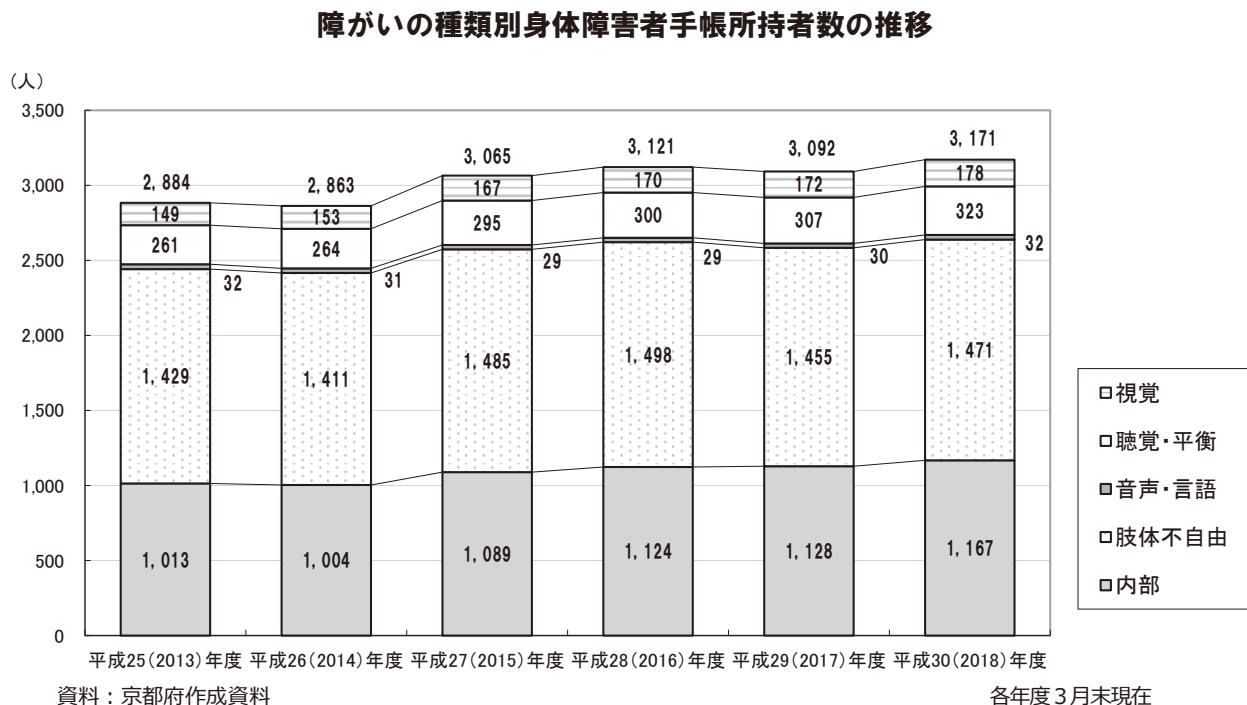
身体障害者手帳所持者数は、増加傾向で推移し、平成30（2018）年度では3,171人となっています。



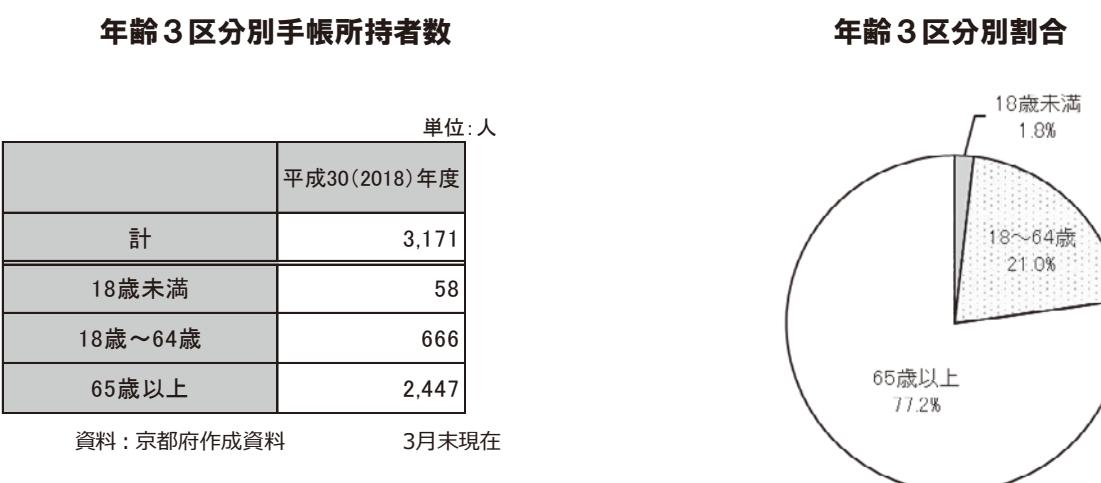
障がいの程度（級）別の所持者数のうち、1級及び2級の重度は、平成30（2018）年度では1,232人で、全体に占める割合は38.9%となっています。この重度率はおおむね39%程度で推移しています。



障がいの種類別の所持者数は、平成30（2018）年度では肢体不自由が全体の45.1%を占め、最も多くなっていますが、年々全体に占める割合が低下しています。一方、内部障がいは年々全体に占める割合が上昇し、平成30（2018）年度では36.8%となっています。



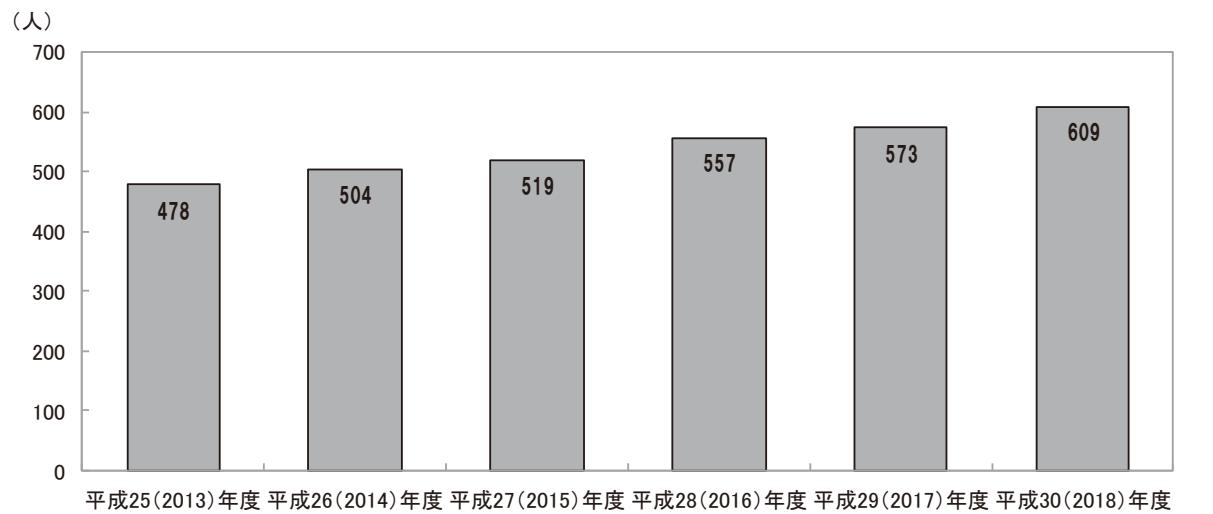
平成30（2018）年度、年齢3区分別身体障害者手帳所持者数は次のとおりですが、65歳以上が77.2%となっています。



1-3 療育手帳所持者(知的障がいのある人)

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成30（2018）年度では609人となっています。

療育手帳所持者数の推移

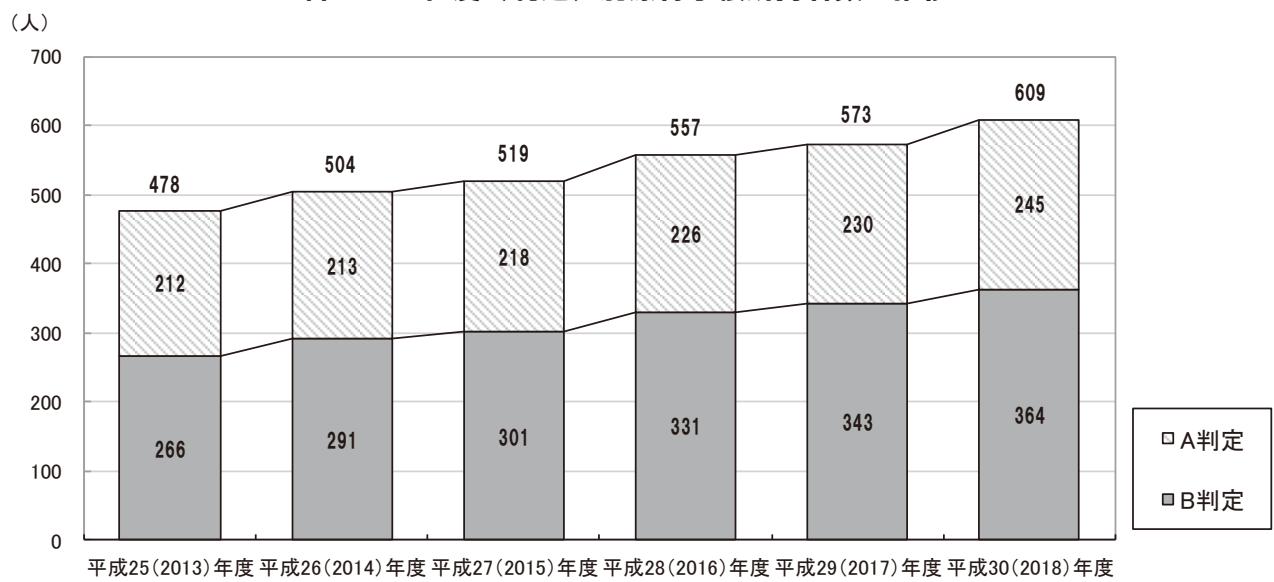


資料：京都府作成資料

各年度3月末現在

障がいの程度（判定）別所持者数は、重度のA判定が平成30（2018）年度では245人で、全体の40.2%を占めています。重度率は、年々低下する傾向にありましたか、平成30（2018）年度には前年に比べわずかながら上昇しました。

障がいの程度（判定）別療育手帳所持者数の推移



資料：京都府作成資料

各年度3月末現在

平成 30 (2018) 年度、年齢 3 区分別療育手帳所持者数は次のとおりですが、18～64 歳が 60.8% となっています。

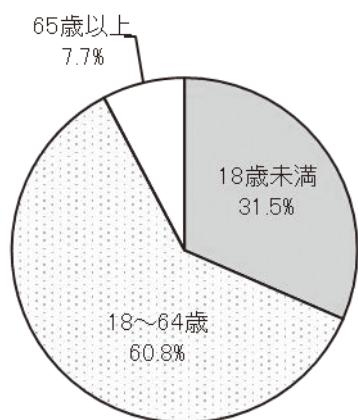
年齢 3 区分別手帳所持者数

単位:人	
平成30(2018)年度	
計	609
18歳未満	192
18歳～64歳	370
65歳以上	47

資料：京都府作成資料

3月末現在

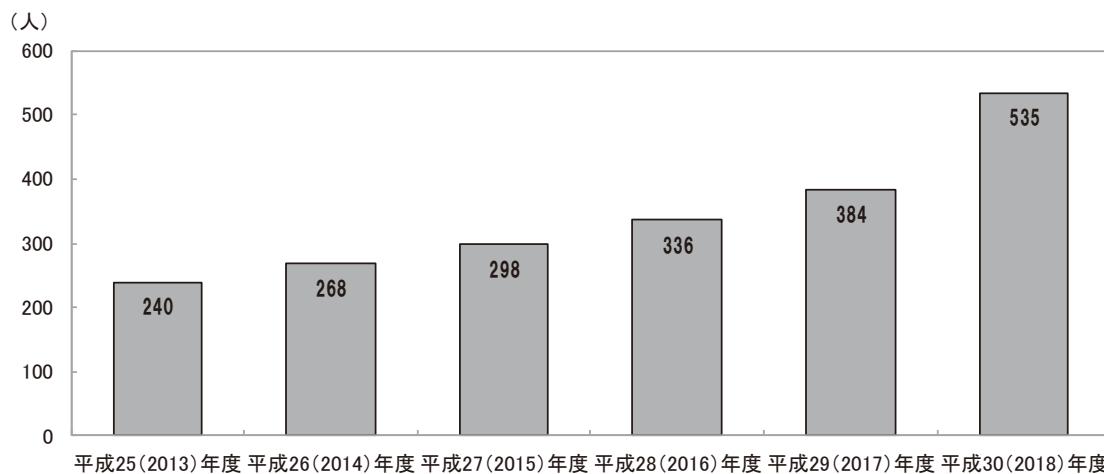
年齢 3 区分別割合



1-4 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 30 (2018) 年度では 535 人となっています。

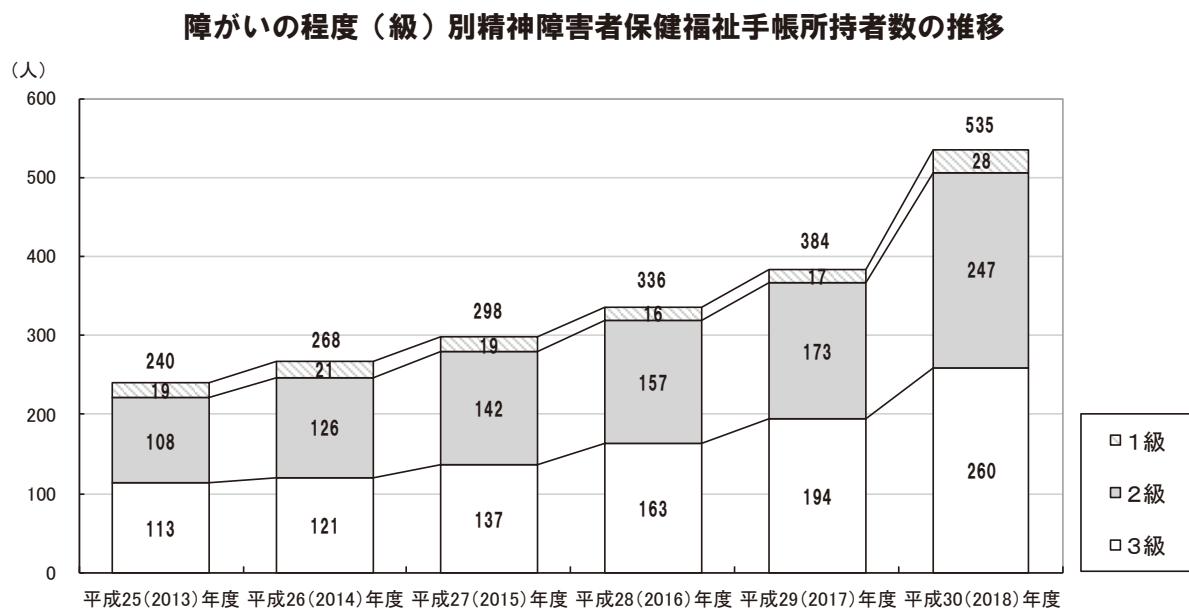
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：京都府作成資料

各年度 3月末現在

障がいの程度（級）別の所持者数は、重度の1級は増減がありながらも増加傾向にあり、2級、3級はそれぞれ増加傾向で推移しています。



資料：京都府作成資料

各年度3月末現在

平成30（2018）年度、年齢3区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数は次のとおりですが、18～64歳が81.5%となっています。

年齢3区分別手帳所持者数

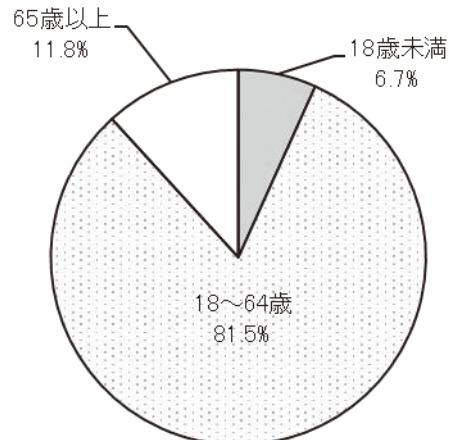
単位：人

平成30(2018)年度	
計	535
18歳未満	36
18～64歳	436
65歳以上	63

資料：京都府作成資料

3月末現在

年齢3区分別割合



1-5 その他の障がいのある人

障がい者手帳所持者だけが障がいのある人とは限りません。

精神障がいのある人の多くは、手帳所持のメリットを見いだせない、障がいを本人自身あるいは家族が受け入れていない、差別や偏見に対する危惧などの理由から、必ずしも手帳を持っているわけではありません。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成30(2018)年度では535人となっていますが、精神科の通院医療費の助成を受けている人は949人となっています。このほかにも、治療が難しい難病の人や、人と話すことが苦手であったり、一つのこと集中できない、興味・関心の範囲が限られているなどの発達障がいのある人も多く、これらの人たちには、医療機関や学校での教育、指導以外にも多方面で様々な指導が必要とされます。

① 精神障がいのある人

自立支援医療⁴受給者証（精神通院）交付者数から精神障がいのある人の人数をみると、年々増加を続け、平成30(2018)年度では949人となっています。

自立支援医療受給者数（精神通院）交付者数の推移

単位：人

	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度
交付者数	651	681	729	808	861	949

資料：京都府作成資料

各年度3月末現在

② 難病(特定疾患)のある人

難病（特定疾患）とは、原因不明で治療が難しく、後遺症を残す恐れが少なくない疾患や、症状が長引いて社会復帰が極めて困難であるなど、本人や家族の精神的な負担が大きい疾患です。

木津川市における特定疾患医療受給者証交付者数は、平成30(2018)年度では608人となっています

特定疾患医療受給者証交付者数の推移

単位：人

	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度
交付者数	530	587	639	648	577	608

資料：京都府作成資料

各年度3月末現在

⁴ 自立支援医療：障害者総合支援法による医療給付で、原則90%の医療費を医療保険と公費で負担し、自己負担は10%だが、所得に応じて上限額がある。内容は次の3種類。「①身体障がいのある子ども、又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある子どもの治療に給付される育成医療。」、「②身体障がいのある人が、機能障がいを軽減又は改善するための医療に給付される更生医療。」、「③精神障がいのある人が、精神疾病的治療のために通院する場合の費用を負担する精神通院医療。」

難病法に基づく医療費助成対象疾病（指定難病）

	平成26(2014)年 12月まで	平成27(2015)年 1月1日から	平成28(2016)年 7月1日から	平成29(2017)年 4月1日から	平成30(2018)年 4月1日から	令和元(2019)年 7月1日から
疾病数	56	110	306	330	331	333

※治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い、治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス対象疾病（難病等）

	平成26(2014)年 12月まで	平成27(2015)年 1月1日から	平成28(2016)年 7月1日から	平成29(2017)年 4月1日から	平成30(2018)年 4月1日から	令和元(2019)年 7月1日から
疾病数	130	151	332	358	359	361

③ 障がいのある子どもや発達障がい

特別支援学級⁵で学ぶ児童生徒数は増加傾向にあり、平成30（2018）年5月1日現在では165人となっています。また、特別支援学校⁶に通学する児童生徒数は増減しながら推移し、平成30（2018）年5月1日現在では104人となっています。

市内小・中学校における特別支援学級で学ぶ児童生徒数の推移

単位：人

	平成25(2013)年	平成26(2014)年	平成27(2015)年	平成28(2016)年	平成29(2017)年	平成30(2018)年
合 計	64	76	93	111	133	165
小学校1年生	3	7	15	12	15	14
小学校2年生	5	7	6	15	11	18
小学校3年生	6	8	14	13	17	18
小学校4年生	13	7	13	17	19	21
小学校5年生	11	16	8	16	20	25
小学校6年生	10	10	16	11	12	20
中学校1年生	6	7	6	11	13	9
中学校2年生	6	7	8	7	19	15
中学校3年生	4	7	7	9	7	25

資料：市内小・中学校における特別支援学級で学ぶ児童生徒数（平成25（2013）年～平成30（2018）年）各年5月1日現在

⁵ 特別支援学級：障がいのある児童生徒のために小学校、中学校に設置された学級。

⁶ 特別支援学校：障がいのある児童生徒に対して、障がい種別にとらわれることなく、幼稚園、小・中学校又は高等学校に準ずる教育を実施するとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。

特別支援学校在籍児童生徒数の推移

単位:人

	平成25(2013)年	平成26(2014)年	平成27(2015)年	平成28(2016)年	平成29(2017)年	平成30(2018)年
合 計	85	94	92	99	109	104
小学部	30	33	34	42	47	48
中学部	22	23	22	17	21	23
高等部	33	38	36	40	41	33

資料：特別支援学校在籍児童生徒数（平成25（2013）年～平成30（2018）年）各年5月1日現在

このほか、特別支援教育⁷の対象の児童生徒には、普通学級で学ぶいわゆる発達障がいのある子どもが含まれます。

発達障がいとは、発達障害者支援法には「自閉症⁸、アスペルガー症候群⁹その他の広汎性発達障害¹⁰、学習障害¹¹、注意欠陥多動性障害¹²その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。社会性やコミュニケーション能力の発達に偏りがあったり、興味・関心の範囲が狭かったりし、特定のことには優れた能力を發揮する一方で、ある分野は極端に苦手といった特徴がみられます。

発達障がいのある子どもの人数は、対象者を確定する有効な手段が未だないことから、正確な人数の把握はできませんが、本計画策定のために障がい者手帳所持者を対象としたアンケート調査によると回答者全体の9.9%が発達障がいとして診断されたことがあると回答しています。また、18歳未満及び18歳から29歳では、回答者の6割を超える人が診断をされたことがあると回答しています。発達障がいは、早期発見・早期対応が重要なことから、乳幼児健診をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭などでの気づきが把握の第一歩となります。

⁷ 特別支援教育：従来の対象の障がいだけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等を含めた障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

⁸ 自閉症：先天的な原因から、対人関係の特異性、コミュニケーションの困難、過度なこだわり等の症状がみられる発達障がいの一種。

⁹ アスペルガー症候群：発達障がいの一種で、特定の分野への強いこだわり、対人関係や他者の気持ちを推測することが困難等の特徴がある。

¹⁰ 広汎性発達障害（PDD）：自閉症・アスペルガー症候群等を包括した発達障がいの総称。

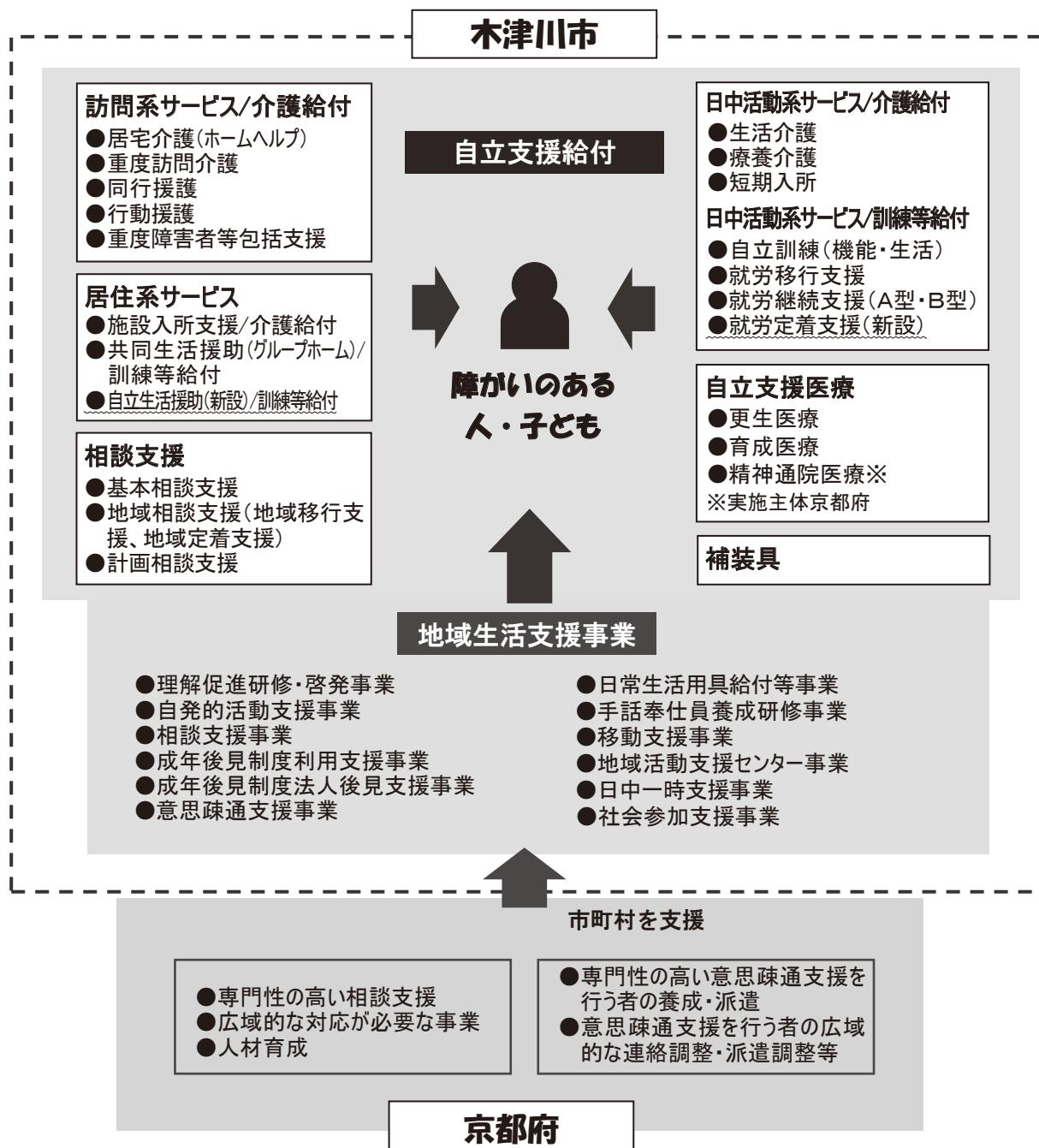
¹¹ 学習障害（LD）：発達障がいの一種で、知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する等の能力のうち特定のものの習得や使用が困難な障がいのこと。

¹² 注意欠陥多動性障害（ADHD）：多動性・衝動性と注意力の障がいを特徴とする、発達障がいの一種。

2 障がいのある人が利用している福祉サービス

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。平成30（2018）年4月から新たに訓練等給付に「就労定着支援」及び「自立生活援助」の2つのサービスが加えられました。

サービス事業体系図



2-1 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

障がいのある人の住まいを訪ねて、介護や外出の付き添い等を行うサービスです。

平成31（2019）年4月1日現在

サービス名	内 容	利用者数	主なサービス事業所
居宅介護	介護職員が居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、調理・掃除等の家事援助を行うサービスです。	147人	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスセンターいづみ ・サービスセンター相楽 ・木津川市社会福祉協議会
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする人に対し、介護職員が居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の身体介護や外出時における移動支援等を総合的に行うサービスです。		
同行援護	視覚障がいのある人で、移動に著しい困難を有する人に対し、ガイドヘルパー ¹³ が移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。		
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上の自己判断能力が制限されている人に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。		
重度障害者等 包括支援	寝たきりの状態にある等、介護の必要性が特に高い人に重度訪問介護等、複数のサービスを包括的に行うサービスです。		

② 日中活動支援サービス

障がいのある人が昼間に行う活動のための場や機会を提供し、支援するサービスです。

平成31（2019）年4月1日現在

サービス名	内 容	利用者数	主なサービス事業所
生活介護	常時介護を必要とする人に、必要な日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供や、その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行うサービスです。	193人	<ul style="list-style-type: none"> ・工房グリーンフィールド ・あんずデイセンター ・相楽デイセンター ・ワーキングセンターいづみ ・オープنسペースぼらりす
療養介護	医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護及び介護や日常生活の支援を行うサービスです。	10人	<ul style="list-style-type: none"> ・花ノ木医療福祉センター（京都府亀岡市） ・独立行政法人国立病院機構 南京都病院（京都府城陽市）
短期入所	介護者の疾病やその他の理由で、障害者支援施設に短期間入所させ、食事、入浴、排せつの介助等を行うサービスです。	59人	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスセンター相楽 ・横手通り43番地「庵」 ・ワーキングセンターいづみ ・第二いづみ荘

¹³ ガイドヘルパー：移動介護従事者として都道府県知事の行う研修を修了した者のこと。障がいのある人の外出を介助し、自立と積極的な社会参加を促進する。

サービス名	内 容	利用者数	主なサービス事業所
自立訓練 (機能訓練)	身体機能又は生活能力の維持向上等のため に理学療法 ¹⁴ 、作業療法 ¹⁵ 、その他必要なり ハビリテーション ¹⁶ 、生活に関する相談・ 助言やその他必要な支援を行うサービスです。	4人	・奈良県総合リハビリテーション センター(奈良県田原本町)
自立訓練 (生活訓練)	生活能力の維持向上等のために、食事・入浴・排せつ等に関する必要な訓練、生活に 関する相談・助言やその他必要な支援を行 うサービスです。	23人	・ワーキングセンターいづみ
就労移行支援	事業所における作業や企業における実習等 を通じて、就労に必要な知識及び能力の向 上とのための訓練を行うサービスです。	20人	・D-プロジェクト
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な障がいのある 人に働く場を提供するとともに、知識及び 能力の向上のために必要な訓練を行うサー ビスです。 事業所と雇用契約を結ぶA型と、雇用契約 を結ばないB型があります。	A型:40人 B型:74人	<A型> ・工房グリーンフィールド ・D-プロジェクト <B型> ・工房グリーンフィールド ・ワーキングセンターいづみ ・D-プロジェクト ・オープンスペースぱらりす
就労定着支援 (新設)	就労移行支援等を利用して一般就労に移行 した人からの相談や支援、企業や関係機関 等との連絡調整などにより、就労の定着を 支援するサービスです。	3人	—

③ 居住系サービス

入所施設やグループホーム¹⁷で、夜間や休日に世話や介護を行うサービスです。また、一人暮らしへの移行を支援するため、相談等を行います。

平成31（2019）年4月1日現在

サービス名	内 容	利用者数	主なサービス事業所
施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日における食 事・入浴・排せつ等の身体介護、生活に 関する相談・助言やその他必要な日常の生活 の支援を行うサービスです。	37人	・横手通り43番地「庵」
共同生活援助	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、食 事・入浴・排せつ等の身体介護や、その他 日常生活上の相談・援助を行うサービスで す。	45人	・かみこま相朋舎 ・はぜ相朋舎 ・第二いづみ荘
自立生活援助 (新設)	施設やグループホーム等から一人暮らしへ 移行を希望する人の地域生活を支援するた め、訪問や相談を行うサービスです。	0人	—

¹⁴ 理学療法：病気・けが・高齢・障がい等によって運動機能が低下した状態にある人に対し、運動機能の維持・改善を
目的に運動・温熱・電気・水・光線等の物理的手段を用いて行われる治療法。

¹⁵ 作業療法：障がいのある人等に対して、紙細工・木工・陶芸・農耕等の作業を通じて、上肢の運動機能等の治療を行
う方法。

¹⁶ リハビリテーション：障がいのある人等が社会生活に復帰するために行う、総合的な治療的訓練。身体的な機能回復
訓練だけでなく、精神的・職業的な復帰訓練も含まれる。

¹⁷ グループホーム：障がいのある人が共同生活の中で、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、その他日常生活上の相
談・援助を受けるサービス。障害福祉サービスでは居住系サービスに分類されている。

2-2 相談支援

平成31（2019）年4月1日現在

サービス名		内 容	利用者数	主なサービス事業所
計画相談支援		サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がいのある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント ¹⁸ により、きめ細かな支援を行うサービスです。	54人	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援センターいづみ ・しうがい者生活支援センター「あん」 ・相楽聴覚言語障害センター
地域 相 談 支 援	地域移行支援	障害者支援施設や矯正施設、精神科病院等から地域生活に移行するにあたり、住居の確保等、地域生活に必要な支援を行うサービスです。	0人	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援センターいづみ ・しうがい者生活支援センター「あん」 ・相楽聴覚言語障害センター
	地域定着支援	居宅で一人暮らしをする人等に対し、常時の連絡体制の確保、緊急時の相談・支援等を行うサービスです。	0人	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援センターいづみ ・しうがい者生活支援センター「あん」 ・相楽聴覚言語障害センター

2-3 地域生活支援事業

平成31（2019）年4月1日現在

サービス名		内 容	利用者数・ 力所数	主なサービス事業所
理解促進研修・啓発事業		障がいのある人が日常生活や社会生活の中で生じる「社会的障壁 ¹⁹ 」をなくすため、地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行うサービスです。	0	—
自発的活動支援事業		障がいのある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート ²⁰ 、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）の支援を行うサービスです。	0	—
相談支援事業		障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行うサービスです。	1力所	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援センターいづみ
成年後見制度 ²¹ 利用支援事業		障害福祉サービスを利用又は利用しようとする知的障がい・精神障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行うサービスです。	1人	—

¹⁸ ケアマネジメント：障がいのある人の地域における生活を支援するために、障がいのある人の意向を踏まえて、保健・医療・福祉サービス等を利用調整する援助方法。

¹⁹ 社会的障壁：障害者基本法において、「障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの」と規定されている。

²⁰ ピアサポート：障がい等、同じような課題に直面する人同士が互いに支えあうこと。

²¹ 成年後見制度：障がいなどにより判断能力が十分でない人の財産等を守り、また、日常生活において主体性がよりよく実現されるよう、法律行為を代行又は援助する制度。

サービス名	内 容	利用者数・ 力所数	主なサービス事業所	
成年後見制度 法人後見 ²² 支援事業	成年後見制度における法人後見の活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行うサービスです。	0人	—	
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者 ²³ の派遣等を行うサービスです。	37人	・相楽聴覚言語障害センター	
日常生活用具 ²⁴ 給付等事業	障がいのある人等に対し自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行うサービスです。	288人	※事業所の指定がなく、本人の申請による、事業所同意に基づくサービスのため事業所名は省略	
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行うサービスです。	17人	・相楽聴覚言語障害センター	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うサービスです。	145人	・サービスセンター相楽 ・木津川市社会福祉協議会 ・サービスセンターいづみ	
地域活動支援センター事業	障がいのある人に創造的活動、軽作業等を行い、社会との交流を促進する場の提供を行うサービスです。	41人	・地域活動支援センターいづみ	
日常生活 支援事業	日中一時 支援事業	障がいのある人に日中活動の場を提供し、見守りや、社会に適応するための日常的な訓練を行うサービスです。	90人	・サービスセンター相楽 ・サービスセンターいづみ ・横手通り43番地「庵」
	訪問入浴 サービス事業	自宅で入浴することが困難な身体障がいのある人に、訪問し、浴槽を提供して入浴の支援を行うサービスです。	4人	・木津川市社会福祉協議会
社会参加 支援事業	障害者スポーツ 大会事業	スポーツを通じて、障がいのある人の体力の増強・親睦を図るために、スポーツ大会を開催します。	75人	—
	自動車運転免許 取得・改造助成	身体障がいのある人の社会参加を支援するため、自動車運転免許の取得に要した経費及び運転を可能とするための自動車改造に要した経費について、助成を行うサービスです。	0人	—

²² 法人後見：社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障がいのある人や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

²³ 要約筆記者：所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者等の聴覚障がいのある人のために要約筆記を行う人。

²⁴ 日常生活用具：障がいのある人の日常生活を支援するための用具。特殊寝台、屋内信号装置、点字器、ストーマ装具等がある。

3 障がいのある子どもの支援のためのサービス

児童福祉法に基づくサービスの種類と内容、利用状況は次表のとおりです。

平成31（2019）年4月1日現在

サービス名	内 容	利用者数	主なサービス事業所
児童発達支援	未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。	76人	・相楽療育教室
放課後等デイサービス	就学児童（幼稚園・大学を除く）に、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流等を行うサービスです。	169人	・いづみ児童デイサービス かも ・いづみ児童デイサービス きづ ・いづみ児童デイサービス きづ第二 ・児童デイサービスきらら ・太陽sun ・ハーモニーケアサービス
保育所等訪問支援	専門職員が保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言等を行うサービスです。	1人	・京都府立こども発達支援センター（京田辺市）
医療型児童発達支援	肢体不自由がある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練等を行うサービスです。	5人	・京都府立こども発達支援センター（京田辺市）
障害児相談支援	障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障がいのある子どもの心身の状況や環境、障がいのある子ども又は保護者の意向などを踏まえて、「障害児支援利用計画」の作成を行い、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証・見直しを行うサービスです。	104人	・障害者相談支援センター いづみ ・しようがい者生活支援センター 「あん」 ・相楽聴覚言語障害センター
居宅訪問型児童発達支援（新設）	重度の障がいの状態にある障がい児で、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な場合、居宅を訪問し、発達支援を行うサービスです。	0人	—

4 住民ニーズからみた課題

4-1 アンケート調査結果からみた課題

「第3次木津川市障害者基本計画」策定にあたり、木津川市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持するすべての方を対象に、日中活動や就労、障害福祉サービス等の利用状況、地域での生活などの日常生活の様子や福祉に関する思いなどを把握し、基礎資料とするため実施しました。

① 実施概要

調査地域	調査基準日	調査対象	調査実施時期	配布・回収方式
木津川市全域	平成31（2019）年 4月1日	市内在住の障がい 者手帳所持者全員	令和元（2019） 年8月	郵送配布・回収

② 配布・回収状況

配布数	回収数	総回収率
3,455票	1,496票	43.3%

③ 調査項目

設問領域	主な調査項目
ご自身やご家族のこと	<ul style="list-style-type: none">●回答者、性別、年齢、居住地（小学校区）、同居家族●一部・全部介助が必要なこと、主な介助者とその方の属性●介助者が介助や支援で困っていること
障がいの状況	<ul style="list-style-type: none">●障がい者手帳の所持状況●難病の認定状況、発達障がいの診断状況、高次脳機能の診断状況●医療ケアの状況
住まいや暮らし	<ul style="list-style-type: none">●現在の暮らし方、将来の生活の希望●地域で生活するために必要な支援
日中活動や就労	<ul style="list-style-type: none">●外出の状況、外出する時に困ること●平日の日中の過ごし方、就労の状況●就労支援として必要なこと
障害福祉サービス等の利用	<ul style="list-style-type: none">●障害福祉サービスの利用状況、満足度、利用していない理由●介護保険サービスの利用状況、要介護度
障がいのある子どもの子育てや教育	<ul style="list-style-type: none">●子どものことで困っていることや心配なこと●子育てや教育で大切なこと
悩みごとや相談	<ul style="list-style-type: none">●現在の生活で困っていること●悩みや困ったことの相談先、相談体制の評価、相談支援体制への希望●障がいに関する情報の入手先、情報内容の評価、情報への希望
地域での生活	<ul style="list-style-type: none">●障がい者の社会参加への市民の理解度、差別や嫌な思いの経験、理解を深めるために力を入れるべきこと●近所付き合い、地域のつながり●成年後見制度等法制度の認知度、合理的配慮を求めたこと
災害時の避難や今後の福祉施策	<ul style="list-style-type: none">●災害時の避難場所の認知状況、災害時に困ること●今後最も力を入れるべき障がい者福祉施策

④ 調査結果の概要

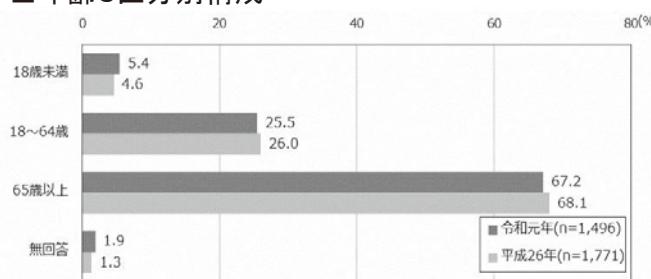
1. 回答者の属性

○回答者は、前回の平成26（2014）年調査（以降、この章では前回調査という。）より「本人」が5.0ポイント増加しています。

○年齢を3区分別でみると、「65歳以上」の高齢者が67.2%で、前回調査と大差ありません。

障がい種別に年齢3区分構成をみると、身体障がいでは「65歳以上」がおよそ80%、知的障がいでは「18～64歳」がおよそ60%、精神障がいでは「18～64歳」がおよそ70%となっています。また、知的障がいでは「18歳未満」が30%弱で、他の障がいより多くなっています。

■年齢3区分別構成



■障がい種別年齢3区分構成

障がい種別	全体	18歳未満	18～64歳	65歳以上	無回答
全体	1,496	81	381	1,006	28
	100.0	5.4	25.5	67.2	1.9
身体障がい	1,184	20	208	939	17
	100.0	1.7	17.6	79.3	1.4
知的障がい	198	53	116	24	5
	100.0	26.8	58.6	12.1	2.5
精神障がい	164	12	113	36	3
	100.0	7.3	68.9	22.0	1.8

○性別は、「男性」が53.0%、「女性」が45.4%で、「男性」が多く、前回調査より「男性」が2.0ポイント増加し、「女性」が2.3ポイント減少しています。

○小学校区は、「木津小学校区」が16.2%で最も多く、「旧当尾小学校区」が1.3%で最も少なくなっています。

○同居家族について世帯類型でみると、全体では「二世代世帯」(38.1%)が最も多く、次いで「夫婦のみ」(33.6%)、「ひとり暮らし」(16.5%)などの順となっています。

年齢3区分別にみると、18歳未満及び18～64歳では「二世代世帯」が、65歳以上では「夫婦のみ」が、それぞれ最も多く、65歳以上では「ひとり暮らし」を合わせると60%を超えます。

■年齢3区分別世帯類型

年齢区分	全体	ひとり暮らし	夫婦のみ	二世代世帯	三世代世帯	その他	無回答
全体	1,496	247	503	570	120	33	22
	100.0	16.5	33.6	38.1	8.0	2.2	1.5
18歳未満	81	1	0	71	7	2	0
	100.0	1.2	0.0	87.7	8.6	2.5	0.0
18～64歳	381	47	57	245	22	9	1
	100.0	12.3	15.0	64.3	5.8	2.4	0.3
65歳以上	1,006	196	441	249	91	22	7
	100.0	19.5	43.8	24.8	9.0	2.2	0.7

○一部介助が必要な方は、無回答を除くおよそ半数で、外出(33.4%)が最も多く、「お金の管理」(20.7%)、「入浴」(17.8%)、「薬の管理」(17.7%)の順で、これらを含め前回調査より増加している項目が多くなっています。

○全部介助が必要な方は、無回答を除くおよそ3分の1で、外出(22.9%)が最も多く、「お金の管理」(19.5%)、「薬の管理」(18.2%)、「入浴」(13.4%)の順で、一部介助と同様な項目が上位にあげられます。

○主な介助者は、前回調査と同様に「配偶者」(38.8%)が最も多い、「子ども・子どもの配偶者」(28.6%)、「父母」(23.2%)、「ホームヘルパーや施設の職員」(18.7%)の順となっています。身体障がいでは「配偶者」が、知的障がい及び精神障がいでは「父母」が、それぞれ最も高く、年齢区分別には、50歳未満では「父母」が、50~74歳では「配偶者」が、75歳以上では「子ども・子どもの配偶者」が、それぞれ最も高くなっています。

○主な介助者の平均年齢は62.8歳で、女性が70%を占めています。また、障がい者が65歳以上の場合は、主な介助者が「65~74歳」は31.0%、「75歳以上」は30.1%で、老々介助はおよそ60%となっています。

■ 障がい者の年齢3区分別主な介助者の年齢

年齢区分	全体	20歳未満	20~39歳	40~59歳	60~64歳	65~74歳	75歳以上	無回答
全体	720	2	39	222	85	188	158	26
	100.0	0.3	5.4	30.8	11.8	26.1	21.9	3.6
18歳未満	66	0	19	45	2	0	0	0
	100.0	0.0	28.8	68.2	3.0	0.0	0.0	0.0
18~64歳	192	2	8	80	32	46	20	4
	100.0	1.0	4.2	41.7	16.7	24.0	10.4	2.1
65歳以上	455	0	12	96	51	141	137	18
	100.0	0.0	2.6	21.1	11.2	31.0	30.1	4.0

○主な介助者の健康状態で「よくない」が18.6%で、前回調査より3.1ポイント増加しています。主な介助者の年齢別にみると、「よくない」はおおむね年齢が上がるにしたがい高くなり、75歳以上では31.0%となっています。

○主な介助者の就業状況で「仕事をしている」が38.5%で、前回調査の37.2%と大差ありません。主な介助者の年齢別にみると、「仕事をしている」は20~39歳及び40~59歳では60%を超え、60~64歳も45.9%となっています。

■ 主な介助者の年齢別健康状態

介助者の年齢	全体	よい	ふつう	よくない	無回答
全体	720	131	438	134	17
	100.0	18.2	60.8	18.6	2.4
20歳未満	2	2	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
20~39歳	39	19	16	4	0
	100.0	48.7	41.0	10.3	0.0
40~59歳	222	52	143	27	0
	100.0	23.4	64.4	12.2	0.0
60~64歳	85	19	59	7	0
	100.0	22.4	69.4	8.2	0.0
65~74歳	188	22	121	44	1
	100.0	11.7	64.4	23.4	0.5
75歳以上	158	16	92	49	1
	100.0	10.1	58.2	31.0	0.6

■ 主な介助者の就業状況

介助者の年齢	全体	仕事をしている	仕事はしていない(できればしたい)	仕事はしていない(これからもしたくない)	無回答
全体	720	277	132	289	22
	100.0	38.5	18.3	40.1	3.1
20歳未満	2	0	0	2	0
	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
20~39歳	39	24	11	4	0
	100.0	61.5	28.2	10.3	0.0
40~59歳	222	145	52	23	2
	100.0	65.3	23.4	10.4	0.9
60~64歳	85	39	20	26	0
	100.0	45.9	23.5	30.6	0.0
65~74歳	188	43	25	119	1
	100.0	22.9	13.3	63.3	0.5
75歳以上	158	18	22	114	4
	100.0	11.4	13.9	72.2	2.5

○介助者が介助や支援で困っている率は「特に困っていないことはない」と「無回答」を除くと73.9%で、前回調査の75.6%と大差ありません。内容では、「精神的に疲れる」(41.9%)が最も多く、「からだが疲れる」(37.8%)、「本人を家において外出するのが不安」(35.3%)、「代わりの介助者などがない」(25.6%)、「自分の時間がもてない」(23.1%)の順で、この順位は前回調査と同様です。

障がい種別にみると、身体障がいは回答数が多いことから、全体と同様な傾向を示しています。知的障がいでは「本人を家において外出するのが不安」が1位で半数を占め、この項目を含め上位は全体の項目と同じ内容となっています。精神障がいでは「精神的に疲れる」が1位で半数を超える、また、「経済的な負担が大きい」や「代わりの介助者などがない」が上位にあげられます。

■障がい種別介助や支援で困っていることトップ5

障がい種別	困っている率(%)	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=720)	73.9	精神的に疲れる (41.9%)	からだが疲れる (37.8%)	本人を家において外出するのが不安 (35.3%)	代わりの介助者などがない (25.6%)	自分の時間がもてない (23.1%)
身体障がい (n=517)	72.9	精神的に疲れる (40.8%)	からだが疲れる (36.9%)	本人を家において外出するのが不安 (34.4%)	代わりの介助者などがない (25.0%)	自分の時間がもてない (21.5%)
知的障がい (n=142)	81.7	本人を家において外出するのが不安 (50.7%)	精神的に疲れる (45.8%)	からだが疲れる (43.0%)	自分の時間がもてない (31.7%)	代わりの介助者などがない (25.6%)
精神障がい (n=95)	81.1	精神的に疲れる (55.8%)	からだが疲れる、経済的な負担が大きい (各38.9%)	代わりの介助者などがない (36.8%)	睡眠時間が少ない (29.5%)	

課題

- ★60%を超える高齢者のひとり暮らし及び夫婦のみ世帯に留意することが必要です。
- ★外出を中心に、一部介助、全部介助で前回調査より増加した項目が多く、また、老人介助がおよそ60%となっていることからも、介助者の健康保持や相談等介助支援体制の充実が必要です。

2. 障がいの状況について

- 身体障害者手帳の所持率は79.1%で、前回調査の83.3%より4.2ポイント減少しています。また、「1級」と「2級」の重度が30.6%となっています。
- 年齢別にみると、特に65歳以上で所持率が高く、90%を超えています。また、重度率は50歳以上の各年齢区分で30%を超えていました。
- 主たる障がいは、前回調査と同様に「内部障がい」が34.4%で最も高く、また、前回調査より2.7ポイント増加しています。

- 療育手帳の所持率は13.2%で、前回調査の12.2%より1.0ポイント増加しています。また、「A判定」の重度が5.7%となっています。
- 年齢別にみると、18歳未満及び18～29歳で所持率が60%を超えて高く、65歳以上の高齢者は2～3%と低くなっています。また、重度率は18～29歳で30.2%と最も高くなっています。

■年齢別障がい者手帳所持率及び重度率

年齢	身体障害者手帳所持率(%)	重度率(%)	療育手帳所持率(%)	重度率(%)	精神障害者手帳所持率(%)	重度率(%)
全体 (n=1,496)	79.1	30.6	13.2	5.7	11.0	1.2
18歳未満 (n=81)	24.7	12.3	65.4	16.0	14.8	0.0
18～29歳 (n=53)	20.8	13.2	66.0	30.2	18.9	0.0
30～39歳 (n=73)	24.7	17.8	47.9	20.5	43.8	2.7
40～49歳 (n=97)	51.5	29.9	30.9	16.5	35.1	2.1
50～64歳 (n=158)	81.6	36.7	10.1	5.7	23.4	1.9
65～74歳 (n=349)	95.1	36.7	3.4	2.0	4.9	0.9
75歳以上 (n=657)	92.4	31.4	1.8	1.1	2.9	1.1

○精神障害者保健福祉手帳の所持率は11.0%で、前回調査の7.9%より3.1ポイント増加しています。また、「1級」の重度が1.2%となっています。

年齢別にみると、30～39歳で所持率が43.8%と最も高く、また、重度率も30～39歳が2.7%で最も高くなっています。

○重複障がい率は7.7%で、そのうち「身体と精神」が最も多くなっています。

年齢3区分別にみると、18～64歳

で重複障がい率が16.8%と最も高くなっています。また、18歳未満では「身体と知的」が、18～64歳及び65歳以上では「身体と精神」が最も高くなっています。

■年齢3区分別重複障がいの状況

年齢区分	全体	三障がい	身体と 知的	身体と 精神	知的と 精神	重複障がい合計
全体	1,496	13	44	48	10	115
	100.0	0.9	2.9	3.2	0.7	7.7
18歳未満	81	1	6	0	0	7
	100.0	1.2	7.4	0.0	0.0	8.6
18～64歳	381	5	22	27	10	64
	100.0	1.3	5.8	7.1	2.6	16.8
65歳以上	1,006	7	15	20	0	42
	100.0	0.7	1.5	2.0	0.0	4.2

○難病の認定率は9.7%で、前回調査の10.7%より1.0ポイント減少しています。

障がい種別では身体障がい(11.2%)が、年齢別では40～49歳(15.5%)が、それぞれ最も高くなっています。また、年齢3区分別に障がい者手帳所持の関係をみると、どの年齢区分も身体障害者手帳のみが最も高くなっています。

■年齢3区分別難病と障がい者手帳所持の関係

年齢区分	全体	身体障害者手帳のみ	療育手帳のみ	精神障害者保健福祉手帳のみ	重複	障害者手帳なし	無回答	難病合計
全体	1,496	118	1	4	15	2	5	145
	100.0	7.9	0.1	0.3	1.0	0.1	0.3	9.7
18歳未満	81	6	0	0	3	1	0	10
	100.0	7.4	0.0	0.0	3.7	1.2	0.0	12.3
18～64歳	381	29	1	4	5	0	0	39
	100.0	7.6	0.3	1.0	1.3	0.0	0.0	10.2
65歳以上	1,006	81	0	0	7	1	5	94
	100.0	8.1	0.0	0.0	0.7	0.1	0.5	9.3

○発達障がいの診断率は9.9%で、前回調査の8.2%より1.7ポイント増加しています。

障がい種別では知的障がい(55.6%)が、年齢別では18歳未満(66.7%)や18～29歳(64.2%)が、それぞれ高くなっています。また、年齢3区分別に障がい者手帳所持の関係をみると、18歳未満及び18～64歳は療育手帳のみが最も高くなっています。

■年齢3区分別発達障がいと障がい者手帳所持の関係

年齢区分	全体	身体障害者手帳のみ	療育手帳のみ	精神障害者保健福祉手帳のみ	重複	障害者手帳なし	無回答	発達障害合計
全体	1,496	5	87	26	26	2	2	148
	100.0	0.3	5.8	1.7	1.7	0.1	0.1	9.9
18歳未満	81	1	36	10	6	1	0	54
	100.0	1.2	44.4	12.3	7.4	1.2	0.0	66.7
18～64歳	381	2	50	16	19	1	2	90
	100.0	0.5	13.1	4.2	5.0	0.3	0.5	23.6
65歳以上	1,006	2	0	0	1	0	0	3
	100.0	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3

※65歳以上は、65～74歳は該当がないため、実際には75歳以上となっています。

○発達障がいの診断を受けたきっかけについては、「乳幼児健診」(35.1%) や「家族など身近な人が気がついた」(26.4%) が高くなっています。

障がい種別にみると、身体障がいでは「その他」が、知的障がいでは「乳幼児健診」が、精神障がいでは「家族など身近な人が気がついた」が、それぞれ最も高くなっています。

年齢別では、40歳までは「乳幼児健診」が、40~64歳は「家族など身近な人が気がついた」、65~74歳は該当がなく、75歳以上は「その他」となっています。

○発達障がいの診断後の相談先としては、「病院などの医療機関」(55.4%) が最も多く、「京都府の発達障がい者支援センター」(34.5%)、「保健所」(19.6%)、「市役所の障がい担当」(18.9%) の順となっています。

○高次脳機能障がいの診断率は5.7%で、前回調査の5.0%より0.7ポイント増加しています。

障がい種別では精神障がい(9.1%)が、年齢別では40~49歳(8.2%)が、それぞれ最も高くなっています。また、年齢3区別に障がい者手帳所持の関係をみると、該当数が少ない18歳未満を除くと、18~64歳では「身体障害者手帳のみ」と「重複」が、65歳以上では「身体障害者手帳のみ」が、それぞれ最も高くなっています。

■年齢3区別高次脳機能障がいと障がい者手帳所持の関係

年齢区分	全体	身体障害者手帳のみ	療育手帳のみ	精神障害者保健福祉手帳のみ	重複	障害者手帳なし	無回答	高次脳機能障害合計
全体	1,496 100.0	57 3.8	1 0.1	6 0.4	16 1.1	3 0.2	2 0.1	85 5.7
18歳未満	81 100.0	1 1.2	0 0.0	0 0.0	1 1.2	1 1.2	0 0.0	3 3.7
18~64歳	381 100.0	8 2.1	1 0.3	6 1.6	8 2.1	0 0.0	0 0.0	23 6.0
65歳以上	1,006 100.0	46 4.6	0 0.0	0 0.0	7 0.7	1 0.1	2 0.2	56 5.6

○高次脳機能障がいの診断者の関連障がいでは、「肢体不自由(下肢)」(55.3%)、「肢体不自由(上肢)」(47.1%)、「音声・言語・そしゃく機能障がい」(44.7%) の順となっています。

○医療的ケアを現在受けている率は39.0%で、前回調査の40.9%と大差ありません。内容は「服薬管理」(19.7%)が最も多く、「その他」(8.4%)、「カテーテル留置」(5.7%)、「透析」(4.3%) の順となっています。

障がい種別では身体障がいが、年齢別では75歳以上が、それぞれ最も医療的ケアを受けている率が高くなっています。

課題

★増加する内部障がいについては、生涯を通じた健康づくりと一体となった予防対策の推進が必要です。

★発達障がいについて、保護者等身近な人に対する気づきのポイントや、乳幼児健診の重要性(早期発見・早期対応への理解等)の啓発、保育・教育関係者に対する発達障がいへの正しい理解と適切な対応に関する研修の充実、「保育所等訪問支援事業」などの支援体制の強化が必要です。

★発達障がいの相談先として、医療機関や京都府の発達障がい者支援センター等に関する情報提供とともに、市の障がい担当と教育委員会、保健センター等関係課での連携や対応を密にすることが必要です。

3. 住まいや暮らしについて

○現在の暮らしでは、「家族と暮らしている」(77.7%)が最も多く、知的障がい及び精神障がいでおよそ80%となっています。

年齢別にみると、「家族と暮らしている」は29歳までは90%を超えていましたが、30~74歳までは80%台に、75歳以上は70.2%で最も低くなっています。また、「一人で暮らしている」は50歳以上で10%台に、75歳以上では「福祉施設で暮らしている」が7.3%で、それぞれ他の年齢区分より高くなっています。

○将来の生活についての考えとしては、「家族との暮らし」(53.8%)が最も多く、「一人暮らし」(13.6%)、「施設での暮らし」(12.2%)の順となっています。

三障がいともに、また、どの年齢も「家族との暮らし」が最も高くなっていますが、これ以外では「一人暮らし」は精神障がいが、年齢別では40~49歳が、「グループホームでの暮らし」は知的障がいが、年齢別では18~29歳が、「施設での暮らし」は身体障がいが、年齢別では75歳以上が、それぞれ最も高くなっています。

○現在の暮らし別に将来の生活についての考えをみると、現在の暮らしを踏襲したいと考えている方がそれぞれ最も多くなっていますが、「一人で暮らしている」方で「施設での暮らし」の希望が15.5%、また、「その他」で「家族との暮らし」の希望が25.0%、「施設での暮らし」の希望が17.5%となっています。

■現在の暮らしの状況別将来の生活についての考え方

現在の暮らし	全体	家族との暮らし	一人暮らし	グループホームでの暮らし	施設での暮らし	友だちなどとの共同生活	その他	無回答
全体	1,496 100.0	806 53.8	203 13.6	78 5.2	182 12.2	8 0.5	75 5.0	145 9.7
家族と暮らしている	1,163 100.0	773 66.5	95 8.2	50 4.3	97 8.3	8 0.7	50 4.3	90 7.7
一人で暮らしている	161 100.0	14 8.7	101 62.7	4 2.5	25 15.5	0 0.0	5 3.1	12 7.5
グループホームで暮らしている	22 100.0	2 9.1	1 4.5	17 77.3	1 4.5	0 0.0	1 4.5	0 0.0
福祉施設で暮らしている	63 100.0	4 6.3	1 1.6	3 4.8	51 81.0	0 0.0	1 1.6	3 4.8
その他	40 100.0	10 25.0	3 7.5	0 0.0	7 17.5	0 0.0	16 40.0	4 10.0

○地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の順で多くなっています。「経済的な負担の軽減」は特に知的障がい及び精神障がいで、年齢3区別では、18歳未満及び18~64歳で、それぞれ高くなっています。また、知的障がい及び精神障がいでは、「相談対応等の充実」が身体障がいより高く、「コミュニケーションについての支援」が、それぞれ上位にあげられます。

65歳以上では「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が最も高く、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が続き、在宅での医療や福祉サービス等の利用が望まれています。

■障がい種別・年齢3区分別地域で生活するために必要な支援トップ5

障がい種別 年齢3区分	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=1,496)	経済的な負担の軽減 (45.4%)	在宅で医療ケア等が 適切に得られる(36.8%)	必要な在宅サービス の適切な利用 (35.8%)	相談対応等の充実 (24.0%)	障がい者に適した住 居の確保 (20.7%)
身体障がい (n=1,184)	在宅で医療ケア等が 適切に得られる(41.1%)	経済的な負担の軽減 (40.6%)	必要な在宅サービス の適切な利用 (37.2%)	相談対応等の充実 (20.7%)	障がい者に適した住 居の確保 (17.8%)
知的障がい (n=198)	経済的な負担の軽減 (60.6%)	障がい者に適した住 居の確保 (43.4%)	相談対応等の充実 (39.4%)	必要な在宅サービス の適切な利用 (35.4%)	コミュニケーションにつ いての支援 (33.8%)
精神障がい (n=164)	経済的な負担の軽減 (62.2%)	相談対応等の充実 (31.7%)	在宅で医療ケア等が 適切に得られる(29.3%)	必要な在宅サービスの適切な利用、コミュニ ケーションについての支援 (各25.0%)	
18歳未満 (n=81)	経済的な負担の軽減 (79.0%)	相談対応等の充実 (49.4%)	コミュニケーションにつ いての支援 (43.2%)	地域住民等の理解 (42.0%)	障がい者に適した住 居の確保 (39.5%)
18～64歳 (n=381)	経済的な負担の軽減 (63.0%)	相談対応等の充実 (33.6%)	必要な在宅サービス の適切な利用 (33.3%)	障がい者に適した住 居の確保 (31.5%)	在宅で医療ケア等が 適切に得られる(27.6%)
65歳以上 (n=1,006)	在宅で医療ケア等が 適切に得られる(43.0%)	必要な在宅サービス の適切な利用 (37.5%)	経済的な負担の軽減 (36.5%)	相談対応等の充実 (18.9%)	障がい者に適した住 居の確保 (15.2%)

課題

- ★多様な暮らしへの希望を支援するための相談対応等の充実とともに、地域でのグループホームの充実、コミュニケーション支援等が必要です。
- ★要望が高い経済的な負担の軽減には、現行制度で支援できるものについての周知に加え、国や府へ要望すべきもの、市で実施できるものなど、具体的な検討が必要です。

4. 日中活動や就労について

- 1週間に外出する頻度は、「数回」が47.7%、「毎日」が30.4%、一方、「めったに外出しない」(13.5%)、「まったく外出しない」(3.5%)を合わせた『外出しない』が17.0%となっています。
- 『外出しない』は、精神障がい(19.5%)や身体障がい(17.0%)が、年齢別では75歳以上(24.4%)が、それぞれ高くなっています。
- 「まったく外出しない」方を除き、外出する際の同伴者は、「一人で外出する」(42.1%)、「配偶者」(23.1%)が多く、これ以外は10%を割っています。
- 身体障がい及び精神障がいでは「一人で外出する」が、知的障がいでは「父母」が、それぞれ最も高くなっています。
- 外出目的は、前回調査と同様に「買い物に行く」(62.6%)や「医療機関への受診」(60.7%)が多くなっています。
- 身体障がいでは「医療機関への受診」(63.5%)や「買い物に行く」(63.0%)が、知的障がいでは「通勤・通学・通所」(69.8%)や「買い物に行く」(60.8%)が、精神障がいでは「買い物に行く」(63.9%)が、それぞれ高くなっています。
- 年齢別にみると、39歳までの各年齢区分では「通勤・通学・通所」が、40～74歳の各年齢区分では「買い物に行く」が、75歳以上では「医療機関の受診」が、それぞれ最も高くなっています。
- 外出する時に困ることの1位は、「公共交通機関が少ない(ない)」(27.9%)で、前回調査より6.3ポイント増加しています。

身体障がいでは道路や建物のバリアフリーの問題が、知的障がい及び精神障がいでは「困った時の対応の不安」や「周囲の目が気になる」が、それぞれ上位にあげられ、また、精神障がいでは「発作など突然の身体の変化が心配」も上位にあげられます。

■障がい種別・年齢3区分別外出する時に困ることトップ5

障がい種別 年齢3区分	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=1,370)	公共交通機関が少ない(ない) (27.9%)	道路や駅に階段や段差が多い (24.9%)	困った時にどうすればいいのか心配 (18.4%)	外出にお金がかかる (18.2%)	列車やバスの乗り降りが困難 (17.5%)
身体障がい (n=1,078)	道路や駅に階段や段差が多い (30.0%)	公共交通機関が少ない(ない) (29.5%)	列車やバスの乗り降りが困難 (20.1%)	外出にお金がかかる (16.3%)	外出先の建物の設備が不便 (15.3%)
知的障がい (n=189)	困った時にどうすればいいのか心配 (37.0%)	切符の買い方などがわかりにくい (23.3%)	外出にお金がかかる (21.2%)	公共交通機関が少ない(ない) (20.1%)	周囲の目が気になる (18.0%)
精神障がい (n=155)	外出にお金がかかる (40.0%)	公共交通機関が少ない(ない) (31.0%)	困った時にどうすればいいのか心配 (27.1%)	発作など突然の身体の変化が心配 (23.9%)	周囲の目が気になる (21.3%)
18歳未満 (n=79)	困った時にどうすればいいのか心配 (45.6%)	切符の買い方などがわかりにくい (25.3%)	公共交通機関が少ない(ない)、周囲の目が気になる (各20.3%)	外出にお金がかかる (17.7%)	
18～64歳 (n=368)	公共交通機関が少ない(ない) (29.3%)	外出にお金がかかる (28.3%)	困った時にどうすればいいのか心配 (25.8%)	発作など突然の身体の変化が心配 (18.2%)	周囲の目が気になる (14.9%)
65歳以上 (n=900)	道路や駅に階段や段差が多い (31.0%)	公共交通機関が少ない(ない) (27.9%)	列車やバスの乗り降りが困難 (20.7%)	外出先の建物の設備が不便 (14.6%)	外出にお金がかかる (14.1%)

○平日の日中は「自宅で過ごしている」(37.3%)、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」(15.2%)、「専業主婦（主夫）をしている」(9.9%)の順で、前回調査と大差ありません。

身体障がい及び精神障がいでは「自宅で過ごしている」が、知的障がいでは「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が、それぞれ最も高くなっています。

年齢別にみると、18歳未満では「一般の高校、小・中学校に通っている」(43.2%) や「特別支援学校（小・中・高等部）に通っている」(42.0%) が、18～29歳及び30～39歳では「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が、40～49歳及び50～64歳では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が、65～74歳及び75歳以上では「自宅で過ごしている」が、それぞれ最も高くなっています。

○「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」場合、勤務形態は「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」(35.7%) が、仕事場所は「京都府外」(33.0%) が、それぞれ最も高く、前回調査と同様の結果となっています。

○「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外の18～64歳の方について今後、収入を得る仕事をしたいかをみると、「仕事をしたい」が33.6%、「仕事はしたいができない」が38.1%、「仕事はしたくない」が12.6%となっています。

「仕事をしたい」は、知的障がい及び精神障がいが、年齢別では18～29歳及び30～39歳が、それぞれ最も高くなっています。ただし、30～39歳は「仕事はしたいができない」も同率となっています。

○職業訓練については、「すでに職業訓練を受けている」が2.7%、「職業訓練を受けたい」が10.6%で、それぞれ前回調査と同率あるいは同程度となっています。

○障がいのある方の就労支援として必要なことは、前回調査と同様に「職場の、障がいのある方への理解」、「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」などの順で、また、どの項目も前回調査より増加しています。

三障がいともに1位、2位は「職場の、障がいのある方への理解」、「職場の上司や同僚に障がい

への理解があること」となっていますが、知的障がいでは「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が、精神障がいでは「仕事についての職場外での相談対応、支援」が上位にあげられます。

■ 障がい種別・年齢3区分別障がいのある方の就労支援として必要なことトップ5

障がい種別 年齢3区分	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=1,496)	職場の、障がいのある方への理解 (35.6%)	職場の上司等の障がいへの理解 (34.0%)	短時間勤務や勤務日数等の配慮 (28.9%)	通勤手段の確保 (27.4%)	勤務場所におけるバリアフリー等配慮 (20.1%)
身体障がい (n=1,184)	職場の、障がいのある方への理解 (29.9%)	職場の上司等の障がいへの理解 (28.3%)	通勤手段の確保 (26.6%)	短時間勤務や勤務日数等の配慮 (26.0%)	勤務場所におけるバリアフリー等配慮 (22.1%)
知的障がい (n=198)	職場の、障がいのある方への理解 (61.1%)	職場の上司等の障がいへの理解 (56.1%)	就労後フォロー等職場と支援機関の連携 (47.0%)	短時間勤務や勤務日数等の配慮 (41.9%)	通勤手段の確保 (38.4%)
精神障がい (n=164)	職場の、障がいのある方への理解 (56.1%)	職場の上司等の障がいへの理解 (55.5%)	短時間勤務や勤務日数等の配慮 (47.0%)	職場と支援機関の連携 (39.0%)	仕事の職場外での相談対応、支援 (32.9%)
18歳未満 (n=81)	職場の、障がいのある方への理解、職場の上司等の障がいへの理解 (各69.1%)		就労後フォロー等職場と支援機関の連携 (55.6%)	短時間勤務や勤務日数等の配慮 (49.4%)	仕事の職場外での相談対応、支援 (46.9%)
18～64歳 (n=381)	職場の、障がいのある方への理解 (60.1%)	職場の上司等の障がいへの理解 (56.4%)	短時間勤務や勤務日数等の配慮 (48.3%)	通勤手段の確保 (37.8%)	就労後フォロー等職場と支援機関の連携 (35.4%)
65歳以上 (n=1,006)	職場の、障がいのある方への理解 (24.3%)	職場の上司等の障がいへの理解 (23.0%)	通勤手段の確保 (22.9%)	短時間勤務や勤務日数等の配慮 (20.6%)	勤務場所におけるバリアフリー等配慮 (19.9%)

課題

- ★外出しない・できない方に対する話し相手などのボランティア活動の促進とともに、運動不足解消のための取組などが必要です。
- ★外出支援のため、ハード・ソフト両面のバリアフリー化の推進が必要です。
- ★企業や商店等に対する障がいや障がい者に対する正しい知識と適切な対応についての啓発の推進を京都府や関係機関と一緒にやって進めることができます。
- ★学校とハローワーク等労働関係機関と連携した就労相談・支援の強化と、就労後のフォロー、職業訓練と合わせたコミュニケーション訓練の推進、企業等と連携した在宅勤務や時間勤務推進のための条件の検討など、総合的な就労支援対策が必要です。

5. 障害福祉サービス等の利用について

- 障害者総合支援法について、「名前も内容も知っている」が5.9%、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が34.1%、一方、「名前も内容も知らない」が48.7%となっています。「名前も内容も知らない」は前回調査より4.3ポイント増加し、三障がい、また、どの年齢区分でも最も高くなっています。
- 障害支援区分の認定率は8.7%で、前回調査の7.3%より1.4ポイント増加しています。認定率は、知的障がいが32.8%で最も高く、年齢別では18～29歳が49.1%で最も高くなっています。
- サービス等利用計画や障害児支援利用計画を「つくった」は15.3%で、前回調査より4.7ポイント増加しています。
「つくった」は、知的障がいが60.6%で最も高く、年齢別では18歳未満が61.7%で最も高く、また、18～29歳及び30～39歳もそれぞれの年齢区分で最も高くなっています。
- サービスの利用率は29.9%で、知的障がい、18歳未満が、それぞれ最も高くなっています。
また、障がい種別、年齢3区分により、よく利用するサービスに違いがあります。

■障がい種別・年齢3区分別サービス利用率及び利用サービストップ5

障がい種別 年齢3区分	サービス 利用率(%)	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=1,496)	29.9	居宅介護(ホームヘルプ) (5.3%)	短期入所(ショートステイ) (5.1%)	移動支援 (4.9%)	日常生活用具給付 支援 (4.3%)	放課後等デイサービス (4.0%)
身体障がい (n=1,184)	24.2	居宅介護(ホームヘルプ) (5.2%)	日常生活用具給付 支援 (5.0%)	短期入所(ショートステイ) (4.1%)	移動支援 (2.8%)	施設入所支援 (2.6%)
知的障がい (n=198)	73.7	移動支援 (26.8%)	日中一時支援 (23.7%)	放課後等デイサービス (21.7%)	生活介護 (21.2%)	短期入所(ショートステイ) (18.2%)
精神障がい (n=164)	38.4	就労継続支援(A型、 B型) (11.0%)	移動支援 (7.9%)	相談支援 (5.5%)	居宅介護(ホームヘルプ) (4.9%)	地域活動支援センター (4.3%)
18歳未満 (n=81)	71.6	放課後等デイサービス (58.0%)	日中一時支援 (24.7%)	計画相談支援 (22.2%)	移動支援 (18.5%)	児童発達支援 (13.6%)
18～64歳 (n=381)	42.0	移動支援 (13.1%)	生活介護 (12.3%)	就労継続支援(A型、 B型) (11.8%)	短期入所(ショートステイ) (7.6%)	居宅介護、日中一時 支援 (各7.3%)
65歳以上 (n=1,006)	22.4	居宅介護(ホームヘルプ) (4.6%)	日常生活用具給付 支援 (4.0%)	短期入所(ショートステイ) (3.8%)	施設入所支援 (3.2%)	自立訓練(機能訓練、生活訓練) (2.5%)

- サービス利用者がサービスに『満足』(「満足」+「ほぼ満足」)は50.4%、一方、『不満』(「やや不満」+「不満」)は12.5%となっています。

『不満』は精神障がいで、年齢3区分別には18～64歳で、それぞれ最も高くなっています。

- 『不満』の理由は、前回調査と同様に「利用できるサービスの種類が限られている」がトップで、大差ありません。前回調査より増加した項目は「申請手続きや制度がわかりにくい(説明が十分でない)」や「1回あたりのサービスの利用時間が足りない」、「支援の仕方がよくない(介助技術など)」で、これ以外は減少している項目が多くなっています。

- サービスを利用していない理由は、「サービスを必要としていない」(40.5%)が最も多く、これ

■利用サービスの満足度

障がい種別 年齢3区分	『満足』	どちらとも いえない	『不満』
全体 (n=448)	50.4	20.1	12.5
身体障がい (n=287)	53.3	17.4	11.1
知的障がい (n=146)	45.2	19.9	17.8
精神障がい (n=63)	41.3	17.5	20.6
18歳未満 (n=58)	62.1	13.8	12.1
18～64歳 (n=160)	35.6	28.8	18.1
65歳以上 (n=225)	57.3	16.0	8.9

以外は「制度を知らない」(18.5%)、「サービスの内容がよくわからない」(12.4%)などとなっています。

「制度を知らない」は精神障がいで最も高く、年齢別には18～29歳で、「サービスを必要としていない」と同率で最も高くなっています。

「サービスの内容がよくわからない」は精神障がいで他の障がいより高く、年齢別では18歳未満で最も高くなっています。

○介護保険サービスの利用率は21.6%で、前回調査と同程度となっています。

利用率は身体障がいで、年齢別には75歳以上で、それぞれ最も高くなっています。

また、障害福祉サービス利用者で介護保険サービスの利用者は37.7%、障害福祉サービス未利用者で介護保険サービス利用者は11.0%で、いずれも65歳以上が90%を超えていました。

■障害福祉サービス利用と介護保険サービス利用の関係

障がい種別 年齢3区分	サービス 利用者	介護保険 利用者	介護保険 利用者 構成	サービス 未利用者	介護保険 利用者	介護保険 利用者 構成
全体 (n=1,496)	448	169	169	701	77	77
		37.7	100.0		11.0	100.0
身体障がい (n=1,184)	287	155	155	601	70	70
		54.0	91.7		11.6	90.9
知的障がい (n=198)	146	12	12	28	1	1
		8.2	7.1		3.6	1.3
精神障がい (n=164)	63	8	8	72	2	2
		12.7	4.7		2.8	2.6
18歳未満 (n=81)	58	0	0	21	0	0
		0.0	0.0		0.0	0.0
18～64歳 (n=381)	160	11	11	177	4	4
		6.9	6.5		2.3	5.2
65歳以上 (n=1,006)	225	157	157	493	72	72
		69.8	92.9		14.6	93.5

○介護保険サービス利用者の要介護度は、「要介護2」(19.8%)、「要支援2」(19.2%)、「要介護3」(15.5%)の順で多く、前回調査と同様の順となっています。また、前回調査より「要介護4」及び「要介護5」の重度が6.6ポイント減少しています。

課題

★障害者総合支援法、障害福祉サービス、介護保険サービスなど、障がい者にとって基本的な制度やサービスについて、内容や利用対象者、手続きなどについて、わかりやすい情報提供が必要です。

★サービスについて、多様なサービスを利用できるよう、事業者の参入を進めるとともに、サービス等利用計画や障害児支援利用計画作成時に、利用時間や回数等、十分な説明や柔軟な相談対応等が必要です。

6. 障がいのある子どもの子育てや教育について

○子どもについて困っていることや心配に思っていることがある率は93.8%で、内容は「進学や訓練、就職などの進路」(76.5%)が最も多く、「家族がいなくなったときの生活」(58.0%)も半数を超えてます。

三障がいともにトップは「進学や訓練、就職などの進路」で、「家族がいなくなったときの生活」や「趣味や余暇の過ごし方」がそれぞれ上位にあげられます。障がいにより違いがみられるのは、身体障がいでは「利用できる制度やサービスの内容」が、精神障がいでは「家族からの独立」や「食事や運動不足などの健康面」が、それぞれ上位にあげられていることです。

■障がい種別子どもについて困っていることや心配に思っていることトップ5

障がい種別	心配なこと等ある率(%)	1位	2位	3位	4位	5位
全体(n=81)	93.8	進学や訓練、就職などの進路(76.5%)	家族がいなくなったときの生活(58.0%)	趣味や余暇の過ごし方、災害など緊急時の対応(各46.9%)	家族からの独立(42.0%)	
身体障がい(n=20)	100.0	進学や訓練、就職などの進路(80.0%)	家族がいなくなったときの生活(65.0%)	趣味や余暇の過ごし方、災害など緊急時の対応(各45.0%)	利用できる制度やサービスの内容(40.0%)	
知的障がい(n=53)	96.2	進学や訓練、就職などの進路(79.2%)	家族がいなくなったときの生活(66.0%)	災害など緊急時の対応(54.7%)	趣味や余暇の過ごし方(49.1%)	生活費などのやりくり(金銭管理)(43.4%)
精神障がい(n=12)	83.3	進学や訓練、就職などの進路(66.7%)	生活費などのやりくり(金銭管理)、趣味や余暇の過ごし方(各50.0%)	家族からの独立、食事や運動不足などの健康面、家族がいなくなったときの生活(各41.7%)		

○障がいのある子どもの子育てや教育で大切なことは、「障がいへの知識・理解・配慮のある「教員の資質」の形成」(38.5%)、「通園・通学の送迎・介助」体制の確保」(35.4%)、「障がいに対する「子ども同士・保護者同士の理解」の促進」(30.6%)の順で多く、前回調査と同様の順となっています。ただし、今回の調査では無回答が13.1ポイント以外のすべての項目で増加しています。

三障がいともに「障がいへの知識・理解・配慮のある「教員の資質」の形成」がトップとなっていますが、特に知的障がい及び精神障がいで高く、また、18歳未満ではおよそ70%と高くなっています。

■障がい種別・年齢3区分別子育てや教育で大切なことトップ5

障がい種別年齢3区分	1位	2位	3位	4位	5位
全体(n=1,496)	障がいへの知識・理解・配慮のある「教員の資質」の形成(38.5%)	「通園・通学の送迎・介助」体制の確保(35.4%)	障がいに対する「子ども同士・保護者同士の理解」促進(30.6%)	「学校での生活介助や学習支援」体制の確保(29.8%)	「本人に合った学級への受入れ」の推進(27.3%)
身体障がい(n=1,184)	障がいへの知識・理解・配慮のある「教員の資質」の形成(36.0%)	「通園・通学の送迎・介助」体制の確保(35.5%)	「学校での生活介助や学習支援」体制の確保(28.8%)	障がいに対する「子ども同士・保護者同士の理解」促進(28.5%)	学校などの「施設や設備、教材」の充実(26.2%)
知的障がい(n=198)	障がいへの知識・理解・配慮のある「教員の資質」の形成(51.0%)	障がいに対する「子ども同士・保護者同士の理解」促進(40.4%)	就学相談や進路相談など「相談体制」の充実(39.9%)	「通園・通学の送迎・介助」体制の確保(38.9%)	「本人に合った学級への受入れ」の推進(37.4%)
精神障がい(n=164)	障がいへの知識・理解・配慮のある「教員の資質」の形成(47.6%)	障がいに対する「子ども同士・保護者同士の理解」促進(38.4%)	「本人に合った学級への受入れ」の推進(34.8%)	「通園・通学の送迎・介助」体制の確保(32.9%)	「学校での生活介助や学習支援」体制の確保(31.7%)
18歳未満(n=81)	障がいへの知識・理解・配慮のある「教員の資質」の形成(70.4%)	就学相談や進路相談など「相談体制」の充実(65.4%)	「学校での生活介助や学習支援」体制の確保(55.6%)	障がいに対する「子ども同士・保護者同士の理解」促進(54.3%)	幼児期から小中学校への「連続性ある教育・支援」の体制づくり(53.1%)
18~64歳(n=381)	障がいへの知識・理解・配慮のある「教員の資質」の形成(51.7%)	「通園・通学の送迎・介助」体制の確保(44.4%)	障がいに対する「子ども同士・保護者同士の理解」促進(40.4%)	「学校での生活介助や学習支援」体制の確保(36.0%)	「本人に合った学級への受入れ」の推進(32.8%)
65歳以上(n=1,006)	「通園・通学の送迎・介助」体制の確保(32.3%)	障がいへの知識・理解・配慮のある「教員の資質」の形成(31.6%)	「学校での生活介助や学習支援」体制の確保(25.9%)	障がいに対する「子ども同士・保護者同士の理解」促進(25.4%)	学校などの「施設や設備、教材」の充実(24.0%)

課題

- ★就学・進路等相談・指導にあたって、きめ細かな対応や乳幼児期から学齢各期の連続性のある支援を行うため、福祉をはじめ子育て、教育、健康、医療、就労等様々な分野の関係課や関係機関等との連携強化が必要です。
- ★保育所、幼稚園、認定こども園、学校等関係者に対する障がいや障がい者に対する正しい知識と適切な対応についての研修の充実と、保護者同士、子ども同士が理解を深め、ともに生きる意識を持てるような、啓発や交流機会の充実が必要です。

7. 悩みごとや相談について

○現在の生活で困っていることをあげる率は48.1%で、前回調査の46.5%と大差ありません。内容は「生活費が足りない」(16.5%)、「医療機関の受診」(12.7%)、「食事が偏るなどの健康管理」(9.5%)、「障がいや病気のことがわかつてもらえない」(9.2%)、「住まいが不便(段差が多いなど)」(8.6%)の順で多く、前回調査と同様の項目が上位にあげられます。

知的障がい及び精神障がいでは「友だちがいない、できない」が3位にあげられ、18歳未満では「友だちがいない、できない」がトップとなっています。また、「障がいや病気のことがわかつてもらえない」は精神障がいで他の障がいより高く、2位にあげられます。

世帯類型別にみると、困っていることをあげる率は二世代世帯が57.2%で最も高く、夫婦のみが37.2%で最も低くなっています。一人暮らしでは「食事が偏るなどの健康管理」が2位に、夫婦のみでは「医療機関の受診」がトップに、それぞれあげられます

■障がい種別・年齢3区分別現在の生活で困っていることトップ5

障がい種別 年齢3区分	困つ いる率(%)	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=1,496)	48.1	生活費が足りない (16.5%)	医療機関の受診 (12.7%)	食事が偏るなどの健 康管理 (9.5%)	障がいや病気等への 理解不足 (9.2%)	住まいが不便(段差が 多いなど) (8.6%)
身体障がい (n=1,184)	43.2	生活費が足りない (14.3%)	医療機関の受診 (12.5%)	住まいが不便(段差が 多いなど) (9.1%)	食事が偏るなどの健 康管理 (8.2%)	市役所等の手続き、障が い等への理解不足(各6.9%)
知的障がい (n=198)	65.7	生活費が足りない、金銭や財産の管理 (各20.2%)	友だちがいない、でき ない (19.7%)	市役所や銀行などでの 手続き (14.6%)	障がいや病気等への 理解不足 (14.1%)	
精神障がい (n=164)	73.2	生活費が足りない (36.6%)	障がいや病気等への 理解不足 (25.6%)	友だちがいない、でき ない (22.6%)	食事が偏るなどの健 康管理 (18.3%)	医療機関の受診 (17.7%)
18歳未満 (n=81)	72.8	友だちがいない、でき ない (28.4%)	食事が偏るなどの健 康管理 (24.7%)	障がいや病気等への 理解不足 (19.8%)	生活費が足りない (18.5%)	近所づきあい (16.0%)
18~64歳 (n=381)	63.0	生活費が足りない (28.1%)	障がいや病気等への 理解不足 (17.1%)	友だちがいない、でき ない (15.7%)	医療機関の受診 (14.4%)	市役所や銀行などでの 手続き (13.1%)
65歳以上 (n=1,006)	40.5	医療機関の受診 (12.1%)	生活費が足りない (11.9%)	住まいが不便(段差が 多いなど) (9.6%)	食事が偏るなどの健 康管理 (7.5%)	市役所や銀行などでの 手続き (6.6%)

■世帯類型別現在の生活で困っていることトップ5

世帯類型	困つ いる率(%)	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=1,496)	48.1	生活費が足りない (16.5%)	医療機関の受診 (12.7%)	食事が偏るなどの健 康管理 (9.5%)	障がいや病気等への 理解不足 (9.2%)	住まいが不便(段差が 多いなど) (8.6%)
一人暮らし (n=247)	50.2	生活費が足りない (20.6%)	食事が偏るなどの健 康管理 (14.2%)	医療機関の受診 (13.0%)	住まいが不便(段差が 多いなど) (9.7%)	市役所や銀行などでの 手続き (9.3%)
夫婦のみ (n=503)	37.2	医療機関の受診 (11.9%)	生活費が足りない (11.1%)	住まいが不便(段差が 多いなど) (8.2%)	障がいや病気等への 理解不足 (6.6%)	市役所や銀行などでの 手続き (5.2%)
二世代世帯 (n=570)	57.2	生活費が足りない (19.1%)	医療機関の受診 (13.2%)	友だちがいない、でき ない (12.5%)	障がいや病気等への 理解不足 (11.9%)	食事が偏るなどの健 康管理 (11.4%)
三世代世帯 (n=120)	45.8	生活費が足りない (17.5%)	医療機関の受診 (11.7%)	市役所や銀行などでの 手続き (9.2%)	住まいが不便(段差が 多いなど)、障がいや病 気等への理解不足 (各8.3%)	
その他 (n=33)	48.5	生活費が足りない、医療機関の受診、障がいや病気等への理解不足 (各21.2%)			食事が偏るなどの健康管理、友だちがいな い・できない (各15.2%)	

○悩みや困ったことの相談先をあげる率は81.4%で、前回調査の83.5%と大差ありません。トップは「家族や親せき」(63.9%)で、「友人・知人」(20.6%)、「かかりつけの医師や看護師」(19.8%)、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」(9.6%)、「施設の指導員など」(6.9%)の順となっています。

知的障がいでは「施設の指導員」が、精神障がいでは「かかりつけの医師や看護師」が、それぞれ2位にあげられ、18歳未満では「通園施設や保育所、幼稚園、認定こども園、学校の先生」が2位にあげられます。

■障がい種別・年齢3区分別悩みや困ったことの相談先トップ5

障がい種別 年齢3区分	相談先を 挙げる率(%)	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=1,496)	81.4	家族や親せき (63.9%)	友人・知人 (20.6%)	かかりつけの医師や 看護師 (19.8%)	ケースワーカーやケア マネジャー (9.6%)	施設の指導員など (6.9%)
身体障がい (n=1,184)	79.8	家族や親せき (63.5%)	友人・知人 (21.6%)	かかりつけの医師や 看護師 (19.2%)	ケースワーカーやケア マネジャー (10.6%)	ホームヘルパーなど (6.6%)
知的障がい (n=198)	86.4	家族や親せき (65.2%)	施設の指導員など (23.7%)	友人・知人、かかりつけの医師や看護師 (各17.2%)	通園施設や園・学校 等の先生 (12.6%)	
精神障がい (n=164)	83.5	家族や親せき (57.9%)	かかりつけの医師や 看護師 (32.9%)	友人・知人 (20.1%)	施設の指導員など (8.5%)	ホームヘルパーなど (6.7%)
18歳未満 (n=81)	95.1	家族や親せき (84.0%)	通園施設や園・学校 等の先生 (42.0%)	友人・知人 (25.9%)	かかりつけの医師や 看護師 (23.5%)	施設の指導員など (12.3%)
18～64歳 (n=381)	87.4	家族や親せき (64.8%)	友人・知人 (23.9%)	かかりつけの医師や 看護師 (22.8%)	施設の指導員など (13.1%)	職場の上司等、行政機 関の相談窓口(各7.1%)
65歳以上 (n=1,006)	78.6	家族や親せき (62.8%)	友人・知人 (19.3%)	かかりつけの医師や 看護師 (18.4%)	ケースワーカーやケア マネジャー (13.1%)	ホームヘルパーなど (6.6%)

○困ったときの相談体制について、『十分』(「現在の状態で十分」+「現在の状態でほぼ十分」)が43.2%、

『不十分』(「現在の状態ではやや不十分」+「現在の状態ではまったく不十分」)が19.0%となっています。精神障がいでは『十分』と『不十分』が大差なく、年齢3区分別では65歳以上で『不十分』が低くなっています。

○今後の相談支援体制については、「特にない」以外では「障がいに関する診断や、治療・ケアに関する医療面での相談」(24.1%)が最も多く、「福祉の専門職を配置した相談窓口」(16.0%)、「家族の悩みを受け止める家族相談員」(14.9%)の順となっています。

「障がいに関する診断や、治療・ケアに関する医療面での相談」は精神障がいで、年齢別では40～49歳及び50～64歳で、「福祉の専門職を配置した相談窓口」は年齢別では18歳未満及び18～29歳で、「家族の悩みを受け止める家族相談員」は知的障がいで、年齢別では30～39歳で、それぞれトップとなっています。

○障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先をあげる率は84.7%で、前回調査の82.2%と大差ありません。トップは「行政機関の広報誌」(35.2%)で、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(33.4%)、「家族や親せき、友人・知人」(21.4%)、「かかりつけの医師や看護師」(18.6%)、「サービス事業所の人や施設職員」(13.0%)の順で、前回調査と同様の順となっています。また、前回調査にはなかった「インターネット（市のホームページ）

■相談体制の現在の状態の評価

障がい種別 年齢3区分	『十分』	わから ない	『不十分』
全体 (n=1,496)	43.2	24.3	19.0
身体障がい (n=1,184)	44.5	24.7	16.7
知的障がい (n=198)	43.9	20.7	27.3
精神障がい (n=164)	35.4	19.5	32.3
18歳未満 (n=81)	43.2	25.9	29.6
18～64歳 (n=381)	42.0	24.4	26.8
65歳以上 (n=1,006)	44.0	24.2	15.3

ジ以外)」が9.4%で、「インターネット（市のホームページ）」の8.4%を上回っています。知的障がいでは「サービス事業所の人や施設職員」が、精神障がいでは「かかりつけの医師や看護師」が、それぞれトップにあげられます。また、「インターネット（市のホームページ以外）」は精神障がいで4位に、年齢3区分別では18歳未満で5位にあげられます。

■障がい種別・年齢3区分別障がいのことや福祉サービスに関する情報の入手先トップ5

障がい種別 年齢3区分	入手先を 挙げる率(%)	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=1,496)	84.7	行政機関の広報誌 (35.2%)	本や新聞の記事、テレビ等のニュース(33.4%)	家族や親せき、友人・知人(21.4%)	かかりつけの医師や看護師(18.6%)	サービス事業所の人や施設職員(13.0%)
身体障がい (n=1,184)	84.1	行政機関の広報誌 (37.8%)	本や新聞の記事、テレビ等のニュース(34.5%)	家族や親せき、友人・知人(20.7%)	かかりつけの医師や看護師(18.6%)	ケースワーカーやケアマネジャー(13.0%)
知的障がい (n=198)	90.4	サービス事業所の人や施設職員(36.4%)	家族や親せき、友人・知人(30.8%)	行政機関の広報誌(25.8%)	本や新聞の記事、テレビ等のニュース(24.2%)	障がい者団体や家族会(18.2%)
精神障がい (n=164)	89.6	かかりつけの医師や看護師(34.1%)	本や新聞の記事、テレビ等のニュース(29.9%)	行政機関の広報誌(25.6%)	インターネット(市のホームページ以外)(19.5%)	家族や親せき、友人・知人(17.1%)
18歳未満 (n=81)	98.8	家族や親せき、友人・知人(38.3%)	サービス事業所の人や施設職員(37.0%)	通園施設や園・学校等の先生(32.1%)	行政機関の広報誌(25.9%)	インターネット(市のホームページ以外)(22.2%)
18～64歳 (n=381)	90.5	行政機関の広報誌 (32.5%)	本や新聞の記事、テレビ等のニュース(31.5%)	かかりつけの医師や看護師(21.8%)	家族や親せき、友人・知人(21.5%)	サービス事業所の人や施設職員(19.7%)
65歳以上 (n=1,006)	80.8	行政機関の広報誌 (37.6%)	本や新聞の記事、テレビ等のニュース(35.5%)	家族や親せき、友人・知人(20.4%)	かかりつけの医師や看護師(17.5%)	ケースワーカーやケアマネジャー(14.6%)

○障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の内容について、『十分』（「現在の状態で十分」+「現在の状態でほぼ十分」）が33.0%、『不十分』（「現在の状態ではやや不十分」+「現在の状態ではまったく不十分」）が25.9%となっています。

知的障がい及び精神障がいでは『不十分』が『十分』より高く、年齢3区分別では18歳未満及び18～64歳で『不十分』が『十分』より高く、特に18歳未満では50.6%と高くなっています。

○今後充実してほしい情報については、「特にない」以外では「障害福祉サービスの具体的内容や利用方法」(38.3%)、「困ったときに相談できる窓口や場所」(38.2%)、「緊急対応について」(19.1%)の順となっています。

おおむねどの障がい種別も年齢別も「障害福祉サービスの具体的内容や利用方法」と「困ったときに相談できる窓口や場所」が1・2位のどちらかにあげられますが、18歳未満では「職場の選び方や就職に関する情報」がトップにあげられます。

■情報の内容の現在の状態の評価

障がい種別 年齢3区分	『十分』	わからない	『不十分』
全体 (n=1,496)	33.0	28.7	25.9
身体障がい (n=1,184)	35.1	29.4	22.6
知的障がい (n=198)	28.3	25.3	38.9
精神障がい (n=164)	23.2	22.6	44.5
18歳未満 (n=81)	23.5	24.7	50.6
18～64歳 (n=381)	30.7	26.2	37.5
65歳以上 (n=1,006)	35.0	29.5	19.8

課題

★相談では、医療、福祉、介護、健康、就労、教育等、関係課や関係機関との連携、多職種交流の促進、総合的な相談・支援体制の構築などが必要です。また、困っていることで最も多かった「生活費が足りない」という点においても、現行制度で支援できるものについての周知と個々にあった相談体制の充実を図ります。

★情報では、障害福祉サービス、介護保険サービスなどについて、具体的な内容や利用対象者、手続きなどについて、わかりやすい情報とともに、困ったときに相談できる窓口や場所についての情報などの提供が必要です。

8. 地域での生活について

○障がいのある方の社会参加についての市民の理解度については、「理解が深まっていると思う」が9.2%、「理解が深まっているとは思わない」が23.9%、「どちらともいえない」が49.9%となっています。

「理解が深まっているとは思わない」は知的障がい及び精神障がいではおよそ40%となっていて、身体障がいのおよそ20%より高くなっています。

年齢別にみると、「理解が深まっているとは思わない」は18～29歳（43.4%）及び30～39歳（50.7%）で高くなっています。

○障がいがあることでの差別や嫌な思いの経験が『ある』（「ある」＋「少しある」）は32.7%で、およそ3人に1人の割合となっています。

『ある』は、知的障がい及び精神障がいでは60%を超え、年齢別には18歳未満で74.1%と最も高く、18～49歳までの各年齢区分で60%を超えていました。

○差別や嫌な思いをした場所としては、「外出先」（46.4%）が最も多く、「学校・仕事場」（29.4%）、「住んでいる地域」（23.7%）の順で、前回調査と同様の結果となっています。

身体障がい及び知的障がいでは「外出先」が、精神障がいでは「学校・仕事場」が、それぞれトップとなっています。

年齢別にみると、18歳未満、30～39歳、40～49歳では「学校・仕事場」が、その他の年齢では「外出先」が、それぞれトップとなっています。

○差別の内容としては、「いやな気持になる発言」（58.9%）が最も多く、三障がいとともに、また、どの年齢区分もトップとなっています。

○差別を受けた相手は、「知らない人」（36.8%）が最も多く、三障がいとともに、また、どの年齢区分もトップとなっています。

■障がい種別・年齢別差別等の経験率及び差別や嫌な思いをした状況

障がい種別 年齢別	差別等の 経験率(%)	差別や嫌な思いをした場所			差別や嫌な思いの内容			差別や嫌な思いをした相手		
		1位	2位	3位	1位	2位	3位	1位	2位	3位
全体 (n=1,496)	32.7 (n=489)	外出先 (46.4%)	学校・仕事場 (29.4%)	住んでいる 地域 (23.7%)	嫌な気持ちにな る発言 (58.9%)	対応してもらえ ないなど (20.9%)	後回し・別扱い (18.6%)	知らない人 (36.8%)	近所の人 (18.0%)	友人・知人 (16.6%)
身体障がい (n=1,184)	25.6 (n=303)	外出先 (51.5%)	住んでいる 地域 (22.4%)	学校・仕事場 (20.8%)	嫌な気持ちにな る発言 (50.5%)	建物の設備等配 慮がない (24.8%)	後回し・別扱い (18.5%)	知らない人 (38.6%)	近所の人 (17.5%)	勤務先の人、 客 (各13.5%)
知的障がい (n=198)	64.1 (n=127)	外出先 (48.8%)	学校・仕事場 (38.6%)	住んでいる 地域 (25.2%)	嫌な気持ちにな る発言 (72.4%)	対応してもらえ ないなど (24.4%)	後回し・別扱い (20.5%)	知らない人 (42.5%)	友人・知人 (24.4%)	近所の人 (16.5%)
精神障がい (n=164)	62.8 (n=103)	学校・仕事場 (45.6%)	仕事を探すと き (33.0%)	外出先 (31.1%)	嫌な気持ちにな る発言 (70.9%)	対応してもらえ ないなど (29.1%)	後回し・別扱い (21.4%)	知らない人 (30.1%)	勤務先の人 (28.2%)	友人等、近所 の人(各19.4%)
18歳未満 (n=81)	74.1 (n=60)	学校・仕事場 (51.7%)	外出先 (45.0%)	住んでいる 地域 (16.7%)	嫌な気持ちにな る発言 (61.7%)	対応してもらえ ないなど (31.7%)	後回し・別扱い (20.0%)	知らない人 (40.0%)	友人・知人 (33.3%)	学校的先生 (21.7%)
18～29歳 (n=53)	66.0 (n=35)	外出先 (65.7%)	学校・仕事場 (48.6%)	住んでいる 地域 (31.4%)	嫌な気持ちにな る発言 (80.0%)	対応してもらえ ないなど (34.3%)	後回し・別扱い (28.6%)	知らない人 (45.7%)	その他 (25.7%)	学校的先生、 店員(各22.9%)
30～39歳 (n=73)	69.9 (n=51)	学校・仕事場 (47.1%)	仕事を探すと き、外出先 (各41.2%)	仕事を探すと き、外出先 (各41.2%)	嫌な気持ちにな る発言 (76.5%)	対応してもらえ ないなど (29.4%)	後回し・別扱い (23.5%)	知らない人 (43.1%)	勤務先の人 (27.5%)	友人・知人 (21.6%)
40～49歳 (n=97)	64.9 (n=63)	学校・仕事場 (42.9%)	外出先 (39.7%)	仕事を探すと き (27.0%)	嫌な気持ちにな る発言 (71.4%)	対応してもらえ ないなど (23.8%)	手伝ってもらえ ない (11.1%)	知らない人 (36.5%)	勤務先の人 (27.0%)	友人・知人 (17.5%)
50～64歳 (n=158)	46.2 (n=73)	外出先 (53.4%)	学校・仕事場 (32.9%)	住んでいる 地域 (26.0%)	嫌な気持ちにな る発言 (56.2%)	後回し・別扱い (28.8%)	対応してもらえ ないなど (24.7%)	知らない人 (41.1%)	勤務先の人 (28.8%)	近所の人 (19.2%)
65～74歳 (n=349)	23.2 (n=81)	外出先 (46.9%)	学校・仕事場 (18.5%)	医療機関 (16.0%)	嫌な気持ちにな る発言 (51.9%)	建物の設備等配 慮がない (23.5%)	後回し・別扱い (16.0%)	知らない人 (34.6%)	客・利用客 (19.8%)	近所の人 (17.3%)
75歳以上 (n=657)	17.8 (n=117)	外出先 (43.6%)	住んでいる 地域 (31.6%)	医療機関 (22.2%)	嫌な気持ちにな る発言 (44.4%)	建物の設備等配 慮がない (28.2%)	後回し・別扱い (13.7%)	知らない人 (28.2%)	近所の人 (25.6%)	その他 (15.4%)

○近所付き合いについて、『付き合っている』（「よく付き合っている」＋「ある程度付き合ってい
る」）が45.9%、『付き合っていない』（「あまり付き合っていない」＋「まったく付き合ってい
ない」）が42.4%となっています。

身体障がいでは『付き合っている』が50.0%、知的障がい及び精神障がいでは『付き合っていない』が60%を超えています。

年齢別にみると、『付き合っていない』は18歳未満では59.3%、18~29歳では79.2%と最も高く、30歳以上は年齢が上がるにしたがい低下しますが、50~64歳でも61.4%となっていて、65~74歳が37.8%、75歳以上が28.3%となっています。

○木津川市での地域のつながりについて『感じる』（「とても」+「少し」）が35.3%、「あまり感じない」が36.4%となっています。

『感じる』は、身体障がいでは37.3%と、知的障がいや精神障がいより高くなっています。

年齢別にみると、『感じる』は近所付き合いと同様に、18~29歳が最も低く、おおむね年齢が上がるにしたがい高くなり、75歳以上で40.3%と最も高くなっています。

○差別や嫌な思いの経験、近所付き合い、木津川市での地域でのつながりと障がいのある方の社会参加についての市民の理解度との関係をみると、「どちらともいえない」が多く、また、差別や嫌な思いをした方は「理解が深まっているとは思わない」とする意見が多いものの、「理解が深まっていると思う」は、差別や嫌な思いの経験が「ない」方や、近所付き合いで「よく付き合っている」方、木津川市での地域のつながりを「とても感じる」方で、それなり高くなっています。

また、近所付き合いの程度と木津川市の地域でのつながりの関係をみると、「よく付き合っている」方は地域のつながりを「とても感じる」割合が高く、一方「あまり付き合っていない」方や「まったく付き合っていない」方は地域のつながりを「あまり感じない」が高くなっています。

■地域とのつながりと障がいのある方の社会参加についての市民の理解度との関係

〔上段：人 下段：%〕	合計	問49 障がいのある方の社会参加についての市民の理解度			
		理解が深 まっている と思う	理解が深 まっていると は思わない	どちらともいえ ない	無回答
全体	1496 100.0	138 9.2	357 23.9	746 49.9	255 17.0
問50 障がい があること があること で差別や嫌 な思いをす ることがあり ますか	ある 100.0	187 5.3	95 50.8	76 40.6	6 3.2
少しある 100.0	302 100.0	25 8.3	109 36.1	157 52.0	11 3.6
ない 100.0	787 100.0	92 11.7	141 17.9	477 60.6	77 9.8
問52 近所 付き合いの 程度	よく付き 合っている 100.0	200 13.5	34 17.0	106 53.0	33 16.5
ある程度付 き合っている 100.0	486 100.0	47 9.7	117 24.1	279 57.4	43 8.8
あまり付き 合っていない 100.0	414 100.0	42 10.1	122 29.5	224 54.1	26 6.3
まったく付き 合っていない 100.0	221 100.0	17 7.7	77 34.8	108 48.9	19 8.6
問53 木津 川市では地 域のつなが りがあると 感じていま すか	とても感じ る 100.0	132 25.8	34 8.3	70 53.0	17 12.9
少し感じる 100.0	396 100.0	56 14.1	83 21.0	229 57.8	28 7.1
あまり感じ ない 100.0	545 100.0	28 5.1	218 40.0	267 49.0	32 5.9
わからな い 100.0	251 100.0	17 6.8	39 15.5	159 63.3	36 14.3

■近所付き合いの程度と木津川市での地域のつながりとの関係

上段：人 下段：%	合計	問53 木津川市では地域のつながりがあると感じていますか				
		とても感じる	少し感じる	あまり感じない	わからない	無回答
全体	1496 100.0	132 8.8	396 26.5	545 36.4	251 16.8	172 11.5
問52 近所付き合いの程度	よく付き合っている	200 100.0	79 39.5	67 33.5	29 14.5	16 8.0
	ある程度付き合っている	486 100.0	37 7.6	231 47.5	151 31.1	53 10.9
	あまり付き合っていない	414 100.0	9 2.2	77 18.6	239 57.7	87 21.0
	まったく付き合っていない	221 100.0	2 0.9	14 6.3	118 53.4	82 37.1

○成年後見制度について、「名前も内容も知っている」が27.3%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が35.3%で、前回調査よりそれぞれ3.8ポイント、6.9ポイント増加し、名前は知られるようになっています。

「名前も内容も知らない」は精神障がいで、年齢別には40～49歳で高くなっています。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）について、「名前も内容も知っている」が6.7%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が26.9%で、認知度はまだ低い状況です。

「名前も内容も知らない」は精神障がいで、年齢別では18歳未満、30～64歳の各年齢区分で、それぞれ60%を超えて高くなっています。

○障がいや障がいのある方への理解を深めるために力を入れるべきことは、「障がいのある方がまちに出かけやすいような環境整備を推進」(38.6%)がトップで、「子どもたちに対する福祉教育の充実」(18.9%)、「スポーツ・レクリエーション・文化活動を通して地域住民との交流の推進」(16.5%)の順となっています。三障がいとともに、また、18歳未満以外では「障がいのある方がまちに出かけやすいような環境整備を推進」がトップにあげられ、18歳未満では「子どもたちに対する福祉教育の充実」がトップにあげられます。また、18～29歳では「グループホームを地域の中に整備」が他の年齢区分より高く2位にあげられます。

○合理的配慮について、「考え方について知っている」が6.4%、「言葉は聞いたことがある」が13.5%で、障害者差別解消法より低い認知度となっています。

「知らない」は三障がいともに60%を超え、年齢別にみると、50～64歳及び65～74歳では70%を超えています。

○合理的配慮を「求めたことがある」が2.7%で、精神障がいの5.5%、18～29歳の9.4%が高くなっています。

求めた内容としては、「障がいの特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更」(34.1%)や「窓口などで筆談や読み上げなど、必要に応じたコミュニケーション手段で対応」及び「その他」(各26.8%)、「車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す」(19.5%)となっています。

その対応については、「満足した」及び「やや満足した」が同率の29.3%、「やや不満」及び「不満」が同率の17.1%となっています。

『不満』(「やや不満」+「不満」)が『満足』(「満足した」+「やや満足した」)より高いのは知的障がい及び精神障がいで、年齢別では18～29歳となっています。

課題

- ★障がい者の社会参加とともに、障がい者に対する差別の解消を進めるためには、市民が障がいについての正しい知識を得ることや理解を深めることが必要です。また、単なる知識としての学習・啓発ではなく、身近な地域での近所付き合いや交流、通園・通学、保育・教育などを通して、理解を深めていくことが必要です。
- ★成年後見制度をはじめ、障害者差別解消法、合理的配慮といった制度や法律について、市民に広く周知する必要があります。

9. 災害時の避難や今後の福祉施策などについて

○最寄りの災害時の避難場所について、「場所もそこに行くまでの通り道も知っている」が42.1%で前回調査と大差ありません。「場所は知っている」が33.7%で、前回調査より6.3ポイント増加しています。

三障がいともに、また、どの年齢区分でも「場所もそこに行くまでの通り道も知っている」が最も高くなっています。一方、「知らない」は、18~29歳では30.2%と他の年齢区分に比べて高くなっています。

○災害時にひとりで避難が「できる」は40.2%、「できない」は32.8%で、それぞれ前回調査と大差ありません。「できない」は知的障がいで、年齢別には18歳未満、18~29歳、75歳以上で、それぞれ最も高くなっています。世帯類型別には、「できない」は一人暮らしで40.5%と高くなっています。

○家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる方が「いる」が25.5%、「いない」が32.0%、「わからない」が32.9%で、「いる」は前回調査より4.9ポイント減少し、「いない」は5.5ポイント増加しています。「いない」は知的障がい及び精神障がいで、年齢別には18~64歳の各年齢区分で、それぞれ最も高くなっています。これら以外は「わからない」が最も高くなっています。

「いない」は、世帯類型別にはその他世帯で、また、近所付き合いの程度別には『付き合っていない』で、それぞれ最も高くなっています。

■世帯類型別災害時のひとりでの避難

上段：人 下段：%	合計	問61 災害時にひとりで避難できますか			
		できる	できない	わからない	無回答
全体	1496 100.0	602 40.2	491 32.8	283 18.9	120 8.0
世 帯 類 型	一人暮らし	247 100.0	83 33.6	100 40.5	44 17.8
	夫婦のみ	503 100.0	236 46.9	139 27.6	83 16.5
	二世代世帯	570 100.0	211 37.0	199 34.9	123 21.6
	三世代世帯	120 100.0	56 46.7	35 29.2	18 15.0
	その他	33 100.0	11 33.3	10 30.3	7 21.2
					5 15.2

■世帯類型別近所付き合いの程度別近所で助けてくれる方の有無

上段：人 下段：%	合計	問62 ひとりの場合、近所に助けてくれる方はいますか			
		いる	いない	わからない	無回答
全体	1496 100.0	381 25.5	479 32.0	492 32.9	144 9.6
世 帯 類 型	一人暮らし	247 100.0	79 32.0	68 27.5	69 27.9
	夫婦のみ	503 100.0	153 30.4	143 28.4	158 31.4
	二世代世帯	570 100.0	105 18.4	215 37.7	210 36.8
	三世代世帯	120 100.0	30 25.0	33 27.5	41 34.2
	その他	33 100.0	9 27.3	10 30.3	8 24.2
					6 18.2
問52 近所 付 き 合 い の 程 度	よく付き合って いる	200 100.0	111 55.5	24 12.0	44 22.0
	ある程度付き 合っている	486 100.0	156 32.1	96 19.8	206 42.4
	あまり付き合つ ていない	414 100.0	56 13.5	189 45.7	151 36.5
	まったく付き 合っていない	221 100.0	22 10.0	135 61.1	53 24.0
					11 5.0

○災害時に困ると思われることは、「避難所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（45.7%）、「投薬や治療が受けられない」（43.9%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（39.3%）が三大困難事で、「避難所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」及び「投薬や治療が受けられない」は、前回調査より増加しています。

「避難所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」は身体障がいで、年齢別には75歳以上で、それ高くなっています。「投薬や治療が受けられない」は精神障がいで、年齢別には30～74歳の各年齢区分で、それぞれ高くなっています。「安全なところまで、迅速に避難することができない」は知的障がいで、年齢別には18歳未満で、それ高くなっています。

また、「周囲とコミュニケーションがとれない」は、知的障がいで、年齢別には18歳未満及び18～29歳で、それ高くなっています。

○今後、障がい者福祉分野で最も力を入れる必要があることは、「生活の安定のための年金や手当の充実」（53.7%）が最も多く、「障がいのある方に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」（32.0%）、「障がいのある方への理解を深めるための啓発・広報活動」（31.1%）、「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」（30.5%）、「保健医療サービスやリハビリテーションの充実」（27.8%）の順となっています。

三障がいともに、また、どの年齢区分も「生活の安定のための年金や手当の充実」がトップとなっています。これ以外で、障がい種別にみると、知的障がい及び精神障がいでは「障がいに応じた職業訓練の充実や雇用の確保」が高く、また、年齢別には、18歳未満で「障がいのある子ども相談・支援体制や教育と、障がいのある方への生涯学習の充実」が、18歳未満及び18～29歳で「障がいに応じた職業訓練の充実や雇用の確保」が、それ他の年齢区分より高くなっています。

課題

- ★最寄りの災害時の避難場所についての周知とともに、平常時での避難訓練への参加促進や、家庭での日常的な備えや家族での対応策の検討などを促進することも必要です。
- ★介護や介助が必要な重度障がい者等を受け入れる福祉避難所の充実が必要です。
- ★災害時に近所同士で助け合えるように、日頃からの近所付き合いなどつながりの重要性や援護が必要であることを知らせておくことの重要性について周知することが必要です。

10. 自由意見について

○自由意見については、351人の方から432件の回答が寄せられました。

○「障害福祉サービス・介護保険サービス等の充実」に関する内容が44件で最も多く、「道路整備、交通・買い物の利便性の向上」（39件）、「経済的支援の強化や負担軽減対策の充実」（37件）、「アンケートに関して」（35件）、「相談体制・対応の充実」（33件）など、大差なくあげられ、また、22分野と幅広い内容となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の福祉全般を包含する「木津川市地域福祉計画」では「思いやり あふれる笑顔 ひろがる輪」を基本理念として設定しています。

「第2次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」は、障がいのある人の権利と尊厳が保障され、障がいのない人と同じように住みなれた地域で生活し、社会の幅広い分野にわたって平等に参加、活動することができる安心と生きがいに満ちたまちづくりをめざして障がい者施策を推進してきました。

本計画における基本理念も、障がいのある人がいつまでも安心して生きがいを持ちながら暮らしていくまちづくりをめざし、「第2次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」の基本理念を踏襲します。

【基本理念】

地域の力で支えあう

安心・生きがいの福祉のまち

きづがわ

2 基本テーマと基本方針

「第2次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」では、3つの基本テーマと6つの基本方針に基づき基本理念を実現するために取り組んできました。本計画においても3つのテーマと6つの方針を踏襲することとします。

<3つの基本テーマ>

● ともに支える地域づくり

ソーシャル・インクルージョン²⁵の理念のもと、障がいのある人もない人も、市民みんなが障がいに対する理解を深め、障がいのある人の目線に立って総合的な支援体制づくりを進めます。

● 子どもの成長と、自立した社会参加の仕組みづくり

障がいのある子どもの保育や教育体制を充実し、子どもの健全な成長を支えるとともに、就労を含めた社会参加の仕組みづくりを進めます。

● 安心して暮らすことができる生活環境づくり

普段の生活から緊急時等における対処のあり方まで含め、安心して地域で暮らせる環境づくりをハード・ソフト両面から進めます。

²⁵ ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）：「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

<6つの基本方針>

◆ みんなで支えあうあたたかいまちにしよう

障がいのある人もない人も、互いに支えあい、ともに生きる地域をめざします。また、だれかの不自由や困ったことに気づけば、必ずだれかが自然に手をさしのべることができる、あたたかいまちを築きます。そして、そういった気持ちや行いをつなぎ、すべての市民へと伝えていきます。さらに、障がいのある人の暮らしを豊かにする身近な活動の機会をつくります。

◆ たて、よこ、ななめに支援を結ぶまちにしよう

市の障がい者施策について、どのような仕組みやサービス、支援があるか、だれもが正しく知ることができるよう、わかりやすく情報を提供します。また、必要な時に、必要な支援に行き着くことができるよう、相談と支援のネットワークを築きます。そして、常に柔軟な支援を心がけ、行政やサービス事業所、関係団体や市民等との連携を図ります。

◆ 子どもたちが交流し、自分らしく成長できるまちにしよう

障がいの有無にかかわらず子どもたちが交流し、それぞれの個性や能力を伸ばし、健やかに成長できるよう、ともに理解しあい、ともに学び、ともに育つまちをつくります。また、子どもの成長に合わせて、療育、保育、教育、福祉等によって、子育てをする保護者の支援を図ります。さらに、だれもが、子どもたちの成長をあたたかく見守り、子どもたちと交流する地域をつくります。

◆ 働きたい気持ちに応える、理解と活力のあるまちにしよう

障がいのある人が能力を十分に発揮し、生きがいをもって働くことができるよう行政とサービス事業所と企業がともに考え方の場の確保・実現をめざします。また、障がいの特性に合った仕事につき、仕事に慣れ、仕事を続けていけるよう、障がいのある人自身の力を引き出せる支援や職場づくりをめざします。

◆ いつまでも地域で暮らせる身近な支援のあるまちにしよう

保健・医療・福祉においては、単なるサービスやモノを提供するのではなく、まごころを届けるという意識を関係者が持ち、コミュニケーションを図りながら、障がいのある人の住まいの場や福祉サービスを充実させ、安心して暮らせる地域をつくります。また、様々な障がいの特性や個々の状況に配慮した細やかな支援、家族が安心できる支援、専門性の高い支援によって、だれもが安心できるまちをつくります。

◆ だれにとっても安心・安全で快適なまちにしよう

障がいがあっても安心して外出できるよう、道路や公園等の公共施設にバリアのないまちづくりを進めるとともに、様々な障がいに対応した案内や広報を進めます。また、災害時に一人では避難できない人を日常的に見守り、犯罪をみんなで防ぐ安全なまちづくりを進めます。

3 施策の体系

基本理念を実現するために取り組む施策体系は次のとおりです。

基本理念	地域の力で支えあう 安心・生きがいの福祉のまち きづがわ	
基本テーマ	基本方針	施策
1 ともに支える地域づくり	基本方針1 みんなで支えあうあたたかいまちにしよう	1 ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンの推進 2 ボランティア及び交流活動の展開 3 障がいのある人の多様な学習や活動への参加促進
	基本方針2 たて、よこ、ななめに支援を結ぶまちにしよう	1 障害者総合支援法に基づく制度の円滑な運用 2 相談と情報提供の充実 3 地域ケア体制の充実
2 子どもの成長と、自立した社会参加の仕組みづくり	基本方針3 子どもたちが交流し、自分らしく成長できるまちにしよう	1 療育、保育、就学前教育の支援 2 教育体制の充実 3 放課後等の居場所づくり 4 福祉教育の推進
	基本方針4 働きたい気持ちに応える、理解と活力のあるまちにしよう	1 就労支援の推進 2 職業訓練と福祉的就労環境の充実
3 安心して暮らすことができる生活環境づくり	基本方針5 いつまでも地域で暮らせる身近な支援のあるまちにしよう	1 地域生活への支援サービスの充実 2 住環境の確保 3 保健・医療体制の充実
	基本方針6 だれにとっても安心・安全で快適なまちにしよう	1 福祉のまちづくりの推進 2 防災・防犯体制の強化 3 交通環境の整備 4 情報環境の充実
支えあいの重点施策		1 地域生活支援拠点づくり 2 児童発達支援センターの設置 3 官庁受注等による就労支援の仕組みづくり

第4章 これから取り組むこと

基本方針1 みんなで支えあうあたたかいまちにしよう

1-1 ノーマライゼーション²⁶、ソーシャル・インクルージョンの推進

① 人権尊重と差別解消の推進

【現状と課題】

障がいのある人を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくため、社会全体で障がいについて十分な理解を深め、無意識の差別もないように配慮していくことが必要です。

市では、人権に対する正しい知識の普及に努めていますが、人権に対する誤った考え方は存在するため、引き続き人権に対する正しい理解・認識が深まるよう取組を進めあらゆる差別の撤廃に向けた取組が必要です。

【取組の基本方向】

- 市民・地域・企業・関係機関・行政が協力・連携して、地域社会のあらゆる場で市民の人権に対する理解を深めていきます。また、相談・支援体制の充実や、救済・保護体制の充実を図ります。
- 人権に関する課題を解決するよう取組を進め、ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンの理念に基づいた心豊かな地域社会をめざします。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
人権尊重のまちづくりへの総合的取組	障がいのある人に対する権利侵害を防止し、被害からの救済を図るために仕組みの方法を検討します。また、人権尊重の理念の浸透とあらゆる差別の撤廃に向けて、家庭、地域、学校、企業等との協力・連携によってそれぞれにおける課題別の学習を今後も推進していきます。
学習機会の提供	あらゆる人権に対する正しい理解と認識が深まるよう、市民への学習機会の提供と指導者の養成に努めます。
障害者週間の啓発	様々な機会を捉えて、引き続き障害者週間の啓発を進めます。
職員研修の実施	障がいに関する理解を深めるため、今後も市の職員に対する研修機会を設けます。

²⁶ ノーマライゼーション：障がいのある人を含め、すべての人が一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会をめざすという考え方。

事業・取組	内 容
障害者差別解消法に基づいた対応	本市では、平成30（2018）年3月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する木津川市職員対応要領」を策定しました。職員の対応のさらなるレベルアップに努めるとともに、市民への差別解消法についての周知を引き続き行います。
選挙における配慮	投票所への入口の段差にスロープ設置や点字投票、代理投票などの制度について周知し、障がい者が選挙に参加する機会を保障します。

② 啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

市では、障害者週間に障がい者団体等と連携し、市民に対して啓発事業を実施しています。障がいのある人に対する理解は徐々に広がってきたものの、障がい者団体の活動の紹介や、一般に認識が高いとはいえない精神障がい・発達障がい等に関する啓発の強化が課題です。

また、各種講演会や研修会等を開催していますが、今後はどのようにして充実させるかが課題となっています。

今後もあらゆる機会を捉えて啓発・広報していくことが必要です。

【取組の基本方向】

- 障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識を持てるよう、多様な方法や機会によって、関係団体・機関、障がいのある人の家族の協力を得ながら市民や企業、各種団体への広報・啓発を展開していきます。
- 障がい者団体の活動の紹介や、一般に認識が高いとはいえない精神障がいや発達障がい等に関する啓発を強化していきます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
広報等の活用	広報やホームページ、パンフレット等によって障がい者施策等について紹介する等、今後も障がいのある人が安心して生活できる地域づくりのための啓発・広報に努めます。
イベントの開催	あらゆる人権問題に対する講演・研修会・各種地域交流支援事業・人権フェスタ開催等、障がい者団体等と連携しながらイベントや講演会等を実施し、交流を図りながら、今後も障がいに対する市民の理解を促します。
各種研修事業や講演会等の充実	市民の人権意識の高揚が図れるよう、木津川市人権啓発協議会と市の連携を一層強め、人権に関する各種研修事業や講演会、研修内容等の充実や研修形態の工夫に努めます。
山城人権ネットワーク推進協議会	山城管内市町村で組織構成する「山城人権ネットワーク推進協議会」で情報交換、意見交換を行い、広域的連携によって今後も啓発・広報活動を推進していきます。

③ 福祉学習の推進

【現状と課題】

本市では、木津川市社会福祉協議会との協働により、市民が福祉を学ぶ機会を提供してきました。

今後は、ネットワークの構築と講座内容のさらなる充実により市民がより積極的かつ主体的に福祉にかかわっていく機会が必要です。

【取組の基本方向】

- 各種講座の充実等により学習機会の拡充を図るとともに、すべての人が参加しやすい環境整備を行うように努めます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
福祉に関する学習機会	地域住民を対象とした福祉講座等を今後も開催し、市民の福祉活動のネットワーク化を図るとともに講座内容の充実を図ります。

1-2 ボランティア及び交流活動の展開

① 地域福祉活動の推進

【現状と課題】

だれもが住みやすいまちづくりを実現していくためには、市民の自主的な福祉活動やボランティア活動を促進し、総合的な地域福祉の体系を築いていくことが課題となります。

木津川市社会福祉協議会では、地域福祉活動を一層活性化するため、自治会・各種団体・ボランティア・NPO²⁷法人・障がい者団体等と連携・協働し、地域の福祉力の向上に取り組んでいます。また、各サロン活動や世代間交流事業に対し補助を実施していますが、サロン数の増加による資金確保が課題となっています。

日常生活の困りごとや見守り、災害時の対応においては、行政やサービス事業所による支援でカバーしきれない範囲が多いことも事実です。こうした地域福祉活動は市民が主体であるため、今後も身近な地域社会において、市民同士のつながりを強め、小地域の見守りや福祉活動の活性化を図る必要があります。

【取組の基本方向】

- 木津川市社会福祉協議会の小地域福祉活動の充実と活性化を、引き続き支援していきます。
- 地域での見守りや支えあいについて具体的な方策を広く市民に呼びかけ、地域活動を進め、それぞれの地域住民の主体的な運営や社会参加を今後も支援し、ともに考えていきます。
- 地域での話しあい等を通じて、自らの地域を自ら住みよくしていく意識や地域における見守り活動のネットワーク化を図り、障がいのある人が安心して暮らせる小地域づくりをめざします。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
木津川市社会福祉協議会の活動支援	木津川市社会福祉協議会が実施する各種事業に対して引き続き支援を行い、地域福祉の基幹を担う組織として連携の強化を図ります。
地域福祉推進事業 (小地域福祉事業)	木津川市社会福祉協議会による障がいのある人を対象とした小地域福祉活動事業の推進を今後も支援します。また、地域のリーダー育成のため、研修・交流の充実を引き続き支援します。
民生児童委員等の活動支援	各種相談・支援事業や委員の資質向上を一層図るための支援を今後も行い、市民にその活動を周知し、協力していくよう図ります。

²⁷ NPO : Non Profit Organization (ノン・プロフィット・オーガニゼーション) の略で、民間非営利組織と訳される。医療・福祉、環境、災害復興、地域振興等、様々な分野の市民運動やボランティア活動等を行う団体（組織）のこと。

② ボランティア活動の振興

【現状と課題】

本市のボランティア活動は、木津川市社会福祉協議会にあるボランティアセンターにおいてボランティア活動の相談や情報の提供、ボランティア研修等を実施しています。

障がいのある人のニーズは多岐にわたるため、今後も、多くの市民が自主的・主体的に地域福祉活動へ参加できる体制づくりと地域福祉力のネットワーク化が必要となっています。

【取組の基本方向】

- だれもが自分に合った参加しやすい方法で活動・体験できるボランティアの機会を充実するとともに、各種ボランティア団体における障がいのある人を対象とした活動の育成を引き続き支援していきます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
ボランティア活動への支援	身近な地域で障がいのある人を支援するボランティアの養成と、ボランティア活動の調整機能の充実を今後も図っていきます。
学校等におけるボランティア活動の推進	豊かな人間性や社会性を育む教育活動として、福祉やボランティアにかかわる学習を深めるとともに、地域社会や学校の実態に応じた福祉・ボランティア活動の推進を図ります。
専任の人材による活動支援	木津川市社会福祉協議会に、ボランティア団体と利用者との調整役になる専任のボランティアコーディネーターを設置する等、今後もボランティア団体の育成及び既存の団体の活動を支援します。

③ 地域交流の推進

【現状と課題】

すべての人々にとって住みよい地域社会を実現するために、障がいの有無にかかわらず、だれもがお互いに理解し、支えあうことが重要であり、障がいのある人と地域住民が交流する機会の創出が求められています。

【取組の基本方向】

- 地域社会における障がいのある人への理解を促進するため、地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図っていきます。
- 木津川市社会福祉協議会、関係団体、サービス事業所と連携して、障がいのある人と地域住民が交流する機会を拡充するとともに、参加の呼びかけを進めていきます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
みんなが参加できる 交流機会の充実	障がいのある人とないとの相互理解を深め、交流を促進するため、今後もともに楽しめる文化芸術やスポーツ活動等の交流機会の充実を図ります。
社会福祉施設の地域 開放の促進	障がい者福祉施設の地域開放を促進し、施設が地域の社会資源となるよう、引き続き福祉施設や利用者に対する市民の理解や支援を図ります。

1-3 障がいのある人の多様な学習や活動への参加促進

① 生涯学習の推進

【現状と課題】

すべての市民がいきいきと充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現をめざし、だれもが気軽に参加できる講座や事業を開催する必要があります。

本市では障がいのある人に配慮した、各種生涯学習関連事業を総合的に推進してきましたが、研修先の決定が困難等な状況があります。

【取組の基本方向】

- 障がいのある人も参加しやすい、スポーツを含んだ学習機会の拡充や環境整備に努めます。
- 障がいのある人が気軽に生涯学習の講座等に参加できるよう、サービス事業所や市民の一層の理解と協力の促進に努めます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
幅広い生涯学習メニューの推進	障がいのある人のニーズに応えられるよう多様で柔軟性のある幅広い生涯学習プログラムを、障がいのある人の意見を取り入れ、充実するように努めます。
ボランティアグループ等による支援体制の強化	障がいのある人の生涯学習への参加機会を拡充するため、ボランティアグループ等による障がいのある人の参加支援や、協力体制の整備を図ります。

② 文化・芸術活動への支援

【現状と課題】

文化・芸術活動を実践する場として、障がいのある人にとって利用しやすい施設の整備や関係機関、参加機会の拡充、ボランティアの養成とボランティアグループの協力体制の整備、関係機関等との情報の共有と一元化、生涯学習フェスティバルの内容充実といった課題があります。

【取組の基本方向】

- 障がいのある人自身の日頃の文化・芸術活動の成果を発表する機会を確保することで活動への動機づけや仲間づくりの支援に努めます。
- 市民の参加による活動の取組を推進し、障がいのある人との交流や理解を深める機会の創出に努めます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
指導者の養成と確保	文化・芸術の指導者の確保に努め、障がいのある人がより広く、深く文化芸術にふれ、自ら創作する活動の拡充を図ります。
文化・芸術活動の発表機会への支援	障がいのある人の文化・芸術活動の振興を図るため、障がいのある人の作品展や音楽会の開催等への支援に努めます。また、幅広い文化・芸術活動の場に障がいのある人が気軽に参加できるよう努めます。

③ スポーツ・レクリエーション活動への支援

【現状と課題】

社会参加促進の観点から、障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動等への参加を通じて、地域との交流の促進を図ることは重要であり、引き続き主体的・自主的な活動への参加に努める必要があります。

市と木津川市身体障害者団体連合会・木津川市身体障害者の会は「木津川市障害児・者スポーツ大会」を開催しています。また、府内の障がいのある人がスポーツを通じて交流を深めることを目的に京都府主催で「京都府障害者ふれあい広場、スポーツ・レクリエーションフェスティバル」が開催されていますが、大会開催内容の見直しやスポーツ大会以外の行事の検討等の課題があります。

また、手話通訳・要約筆記者が減っており、新たな人材の確保が急務となっています。今後はさらに、だれもが参加でき、ともに楽しめる催し等を開催することが必要です。

【取組の基本方向】

- スポーツ等を実施する場や障がい者団体等が開催する催しを充実するように支援を強化し、障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動等への参加を促進していきます。
- スポーツ等の指導の充実により、障がいのある人がスポーツ・レクリエーション等の行事に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 障がいのある人だけでなく、より多くの市民との交流が深まるスポーツ活動の振興、場の創出に取り組んでいきます。レクリエーションの推進にあたって、障がいに配慮した送迎やコミュニケーション支援に努めます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
障がい者スポーツの充実	障がいのある人もない人も、生きがいやゆとりを持ち、だれもがいきいきとした生活を送るために、体力の維持・増強や機能の回復を図ることが重要です。また、障がいのある人相互の親睦と協調のため、スポーツイベントの充実と、幅広い参加者の開拓に努めています。 障がい者だけでなく、障がい者スポーツを生涯スポーツとして幅広い参加者の普及啓発を図ります。
交流の場の創出	障がいのある人もない人もともに参加でき、楽しめるスポーツ・レクリエーションの開発・普及について検討し、行事に参加しやすい環境づくりに取り組むよう努めます。 一部の方だけでなく、より多くの市民の方が参加できるように一層の啓発と障害者スポーツ指導員の資格取得・普及に努めます。
参加しやすい環境づくり	障がいのある人にとってより多くの交流・レクリエーション機会ができるよう、必要に応じて送迎や手話通訳や要約筆記等人材確保に努めます。

基本方針2 たて、よこ、ななめに支援を結ぶまちにしよう

2-1 障害者総合支援法に基づく制度の円滑な運用

① 障害者総合支援法に基づく制度の円滑な運用

【現状と課題】

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域内の限られた社会資源を有効に活用していくことが必要です。

今後も、適切なケアマネジメント²⁸の確立や障がいのある人と家族への情報提供、きめ細かな相談体制の確立、木津川市自立支援協議会²⁹の更なる充実に取り組む必要があります。

【取組の基本方向】

- 利用者の実態、ニーズ等当事者の要望を反映したサービス等の利用計画の作成や障害福祉サービスの提供を行います。
- 重度の障がいのある人に対する総合的な支援のあり方の検討や、障がいのある人や家族がサービスの利用に支障をきたさないよう、きめ細かな情報提供と相談対応を今後も進めていきます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
木津川市自立支援協議会の活用	障がいのある人の立場に立った相談支援事業の実施と、地域の関係機関の連携強化を引き続き図っていきます。
相談とサービス利用への支援	わかりやすい手引き、パンフレット等の配布や窓口での説明によって各種サービス、サービス事業所に関するきめ細かな情報提供に努めます。また府内各部局の連携、相談支援事業所の相談機能の充実や民生児童委員への情報提供等によって身近な場所での相談から専門的な相談までをカバーする体系的な相談支援のネットワークの構築を図ります。
サービス事業所、団体、企業との協力・連携	圏域の自立支援協議会の地域生活支援部会・医療的ケア部会において、事業所、保健所、市町村で、圏域の課題について解決の検討を行います。
障害福祉サービスの質向上への取組	自立支援協議会の活用により、サービス事業所同士の連携や自己評価、研修の機会を設け、サービス事業所の質の向上を図ります。

²⁸ ケアマネジメント：利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム。

²⁹ 自立支援協議会：相談支援事業をはじめとする、地域の障害福祉サービスに関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村等が設置する。中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等が主な機能としてあげられる。

2-2 相談体制と情報提供の充実

① 相談体制の充実

【現状と課題】

相談支援はすべての障害福祉サービスの基本となるものであり、障がいのある人が自ら選択・決定し自立した生活を送るために、障がいに応じたきめ細かなサービス提供が求められています。

アンケート調査からみる相談に関する課題は、医療、福祉、介護、健康、就労、教育等、関係課や関係機関との連携、多職種交流の促進、総合的な相談・支援体制の構築などがあがっています。また、相談支援の充実を通じて、障がいのある人を地域の一員とし、市民のだれもがともに暮らすことができる良好な環境づくりにつなげていくことが必要です。

【取組の基本方向】

- 障がいのある人が身近な地域で相談支援を受けられる体制を構築するため、基幹相談支援センターを中心に相談事例の集積・共有を行い、相談支援事業所等、事業所間の連携強化を図っていきます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
相談支援機関等の連携	基幹相談支援センターを軸として相談支援事業を効果的に実施し、庁内部局間や相談支援機関及び身体障害者相談員や知的障害者相談員、サービス事業所間の連携強化を図り、相談支援のネットワークを確立します。また、民生児童委員や自主防災組織など地域で障がいのある人を見守る市民と、相談支援事業所とのネットワークを築きます。
総合的相談支援窓口や人材の確保	障がいのある人への総合的な相談機関として基幹相談支援センターを設定しております。相談支援事業の増員と体制拡充について、サービス提供事業所とともに検討を続けます。
相談窓口の充実	障がいのある人の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うため、市役所における総合的かつ専門的な相談窓口の充実や、精神障がいのある人に対応した人材の確保に努めます。
精神障がい者グループワークの実施	精神障がいのある人の社会参加の場として、精神障がい者グループワークを継続実施します。
相談支援体制の充実	木津川市自立支援協議会の機能をさらに強化し、中立・公平な相談支援事業の実施や関係機関との連携を推進していきます。また、障がいのある人本人やその家族のニーズに基づいた相談支援事業の強化を図り、広域的なサービス・支援体制がより効果的に機能するように調整を行い、様々なケースへの対応に努めます。 また、精神障がいのある人に適切な処遇を行うため、今後も保健所の精神保健福祉相談員・地域活動支援センター・主治医との連携を図り、支援を進めます。

② 情報提供体制の充実

【現状と課題】

市では、障がいのある人の福祉に関する制度やサービスについては社会福祉課の窓口での案内・相談とホームページ等で対応していますが、アンケート調査では、障害福祉サービス、介護保険サービスなどの具体的な内容や利用対象者、手続きなどについて、わかりやすい情報とともに、困ったときに相談できる窓口や場所についての情報などの提供が求められています。

情報提供の機会の工夫や障がいの特性に応じた伝達方法等にも配慮し、相談支援体制の整備と一緒にとなった取組を進めが必要です。

【取組の基本方向】

- 自立支援給付等各種制度やサービスの周知を図っていきます。
- サービスを必要とする人に、現在利用できるサービスの種類や内容、利用手続き等の情報がわかりやすく提供するよう努めます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
様々な手法による周知	障がいのある人が各種福祉サービスを利用したり、社会参加を支援するための制度等の活用を促進するために、サービス・制度等の内容、手続きの方法を掲載した手引き、年間計画に沿った市の広報、窓口での対応等による情報提供に努めます。

2-3 地域ケア体制の充実

① 権利擁護³⁰と虐待防止ネットワークの強化

【現状と課題】

判断能力が不十分なために適切な意思決定が難しい障がいのある人が、地域で安心して生活を送れるよう、生活全般にわたる権利擁護の支援が必要です。

また、障がい者の社会参加とともに、障がい者に対する差別の解消を進めるためには、市民が障がいについての正しい知識を得ることや理解を深めることができます。また、単なる知識としての学習・啓発ではなく、身近な地域での近所付き合いや交流、通園・通学、保育・教育などを通して、理解を深めていく必要があります。

障がいのある人の権利や財産を守る制度として成年後見制度があり、後見人の人材育成、後見人サポート、法人後見等の直接的な支援だけでなく、地域ネットワークを活用した支援の調整や取りまとめ等の総合的な支援機能の充実が求められています。

成年後見制度をはじめ、障害者差別解消法、合理的配慮といった制度や法律について、市民に広く周知する必要があります。

【取組の基本方向】

- 障がいのある人の成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の周知を図るとともに、市民後見人の育成と活用を図り、障がいのある人等の権利の侵害や財産管理に関して適切な対応に努めます。また、木津川市社会福祉協議会や相談支援事業者等の関係機関と連携し、障がいのある人の視点から権利擁護の制度が効果的に機能するように今後も努めます。
- 障がいのある人やその家族が各種制度や事業を知り、必要な支援に結びつくよう周知に努めます。
- 障がいのある人の個人情報の保護を引き続き徹底します。

³⁰ 権利擁護：生活の様々な場面で権利を侵害されやすい障がいのある人等が、安心して日常生活が送れるよう、弁護又は擁護すること。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
権利擁護のための制度等の周知	相談支援事業所や木津川市社会福祉協議会との連携を図り、成年後見制度や権利擁護のための取組について、障がいのある人やその家族への周知、広報・パンフレットの発行や窓口等における情報提供に努めます。
虐待への対応	障害者虐待防止センターとして、地域の関係機関・団体等と連携を図りながら、障がいのある人に対する虐待の防止に努めます。また、発見後は迅速かつ適切な対応を図ります。さらに、相談支援事業者等の相談体制を充実するように努めます。
福祉サービスの利用支援	自ら判断能力が不十分な知的障がいのある人や精神障がいのある人等が自立し、安心して地域生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用支援を行うことにより、障がいのある人の権利擁護に努めます。
障がいのある人の個人情報の保護	障がいのある人の支援にかかるすべての人が「個人情報保護法」や「木津川市個人情報保護条例」に基づいて個人情報を適正に取り扱うよう、法や条例の周知を図り、避難行動要支援者の支援等で市が取り扱う場合も保護対策を引き続き徹底します。

② 障がいのある人のニーズの把握

【現状と課題】

障がいのある人が行政サービス等の利用する際に、適切な配慮を受けられるよう、市や相談支援事業所では障がいのある人の日常的なニーズの把握に努めています。

今後も多様なニーズの把握に努める必要があります。

【取組の基本方向】

- 職員等が障がいに関する理解を深めるため、必要な研修を実施し、窓口等における障がいのある人への配慮に努めます。
- 各種団体、サービス事業所との連携等によって、障がいのある人と家族のニーズの把握に努めます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
障がい者団体等との懇談会	障がいのある人とその家族のニーズの把握のために、障がい者団体等との懇談会の開催を検討します。
市民参加による施策づくり	各種計画・事業の検討にあたっては、アンケート調査結果等を参考にし、障害者基本計画の策定等にあたっては、障がい者団体等の参画を求め、パブリックコメントを実施する等、障がいのある人をはじめとする市民のニーズや意見の反映を図ります。

③ 総合的な地域ケアとサービス基盤及び人材の確保

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくことができる環境づくりを進めるために、木津川市社会福祉協議会や民生児童委員、障害福祉サービスの提供事業者、ボランティア団体等による支援や地域住民の協力、地域とのかかわりあいが重要です。また、重度の知的障がいと重度の肢体不自由とが重複した状態にある人、知的・精神・発達障がい等の見えづらい障がいのある人を含めた、すべての障がいのある人の自立を進めるためには、障害福祉サービスにかかる人材を質・量ともに確保することが不可欠です。

本市の地域ケアシステムの中核的機能を担う木津川市自立支援協議会やケース会議について、一層の充実を図るとともに、相談支援事業所の機能を高める等、ケアマネジメントの実施体制のさらなる充実を図る必要があります。

また、こうした取組を積み重ね、個別のサービスの充実と合わせて、適切なサービス調整に基づきながら、生涯を通じた継続的かつ分野を横断した多面的な支援や、障がい種別を越えた総合的な支援システムを確立することが求められています。

【取組の基本方向】

- 障がい者団体やボランティア団体等の自主的な活動を支援するとともに、行政・関係機関等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携して障がいのある人を地域で支える体制づくりを推進していきます。
- 重度の知的障がいと重度の肢体不自由とが重複した状態にある人、知的・精神・発達障がい等の見えづらい障がいのある人を含めた、すべての障がいのある人の自立を進めるために、障害福祉サービスや相談支援が適切に実施されるよう、関係機関との連携を図ります。
- 訪問系サービスや日中活動系サービス、地域生活支援事業等の提供にあたっては、「木津川市障害福祉計画」に沿って必要なサービス基盤の確保等を推進していきます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
木津川市自立支援協議会及びケース会議の充実	木津川市自立支援協議会及びケース会議について、今後も本市の地域ケアを担う中核的会議として開催するとともに、専門性の一層の向上を図ります。
「もっとこファイル」の活用	府の作成した障がいのある人本人の様々な情報を記載した「もっとこファイル」を、様々な機関や各種福祉制度の円滑な利用を支援できるものとして活用していきます。
木津川市の障害福祉推進のための拠点づくりの検討	障がいのある人やその家族及びボランティア活動の拠点的スペースとして、また行政やサービス事業所の専門性の向上や相互連携のための拠点として、さらに地域資源が不足するサービスの整備に対応するため、本市の障害福祉推進のための拠点づくりを検討します。
ケアマネジメント体制の確立	障がいのある人を支援する施策は、保健・医療・福祉・教育・生活環境等様々な分野が関連しています。そのため、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がい特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を行います。
サービス基盤の確保	訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスや療育等に必要なサービス基盤の確保に努めます。
支援者の確保と育成	相談、サービス調整、介護、保健・医療、療育・保育の専門的人材の確保と育成に努めます。また、それらの職種の専門的研修と分野を横断した研修を支援し、技術の向上をめざします。 また、幼稚園、小・中学校における特別支援教育については、発達障がいのある子どもへの対応も含め、府の専門機関とも連携し、教職員を支援できる専門的人材による補完体制の確立をめざします。 さらに、地域福祉の理念を啓発しながら、民生児童委員をはじめ、身近な地域で障がいのある人を支える様々な支援者の育成に努めます。
総合的支援体制の整備	各種事業を実現するため、府内はもとより相談支援事業所、関係機関、サービス事業所、専門的人材等を結ぶ、総合的な支援ネットワーク体制を整備します。

基本方針3 子どもたちが交流し、自分らしく成長できるまちにしよう

3-1 療育、保育、就学前教育の支援

① 母子保健及び障がいの早期発見・早期対応

【現状と課題】

市では、母子保健事業において妊婦健康診査や乳幼児健診及び相談事業を行っており、障がいの早期発見・早期対応に取り組んでいます。しかし、発達障がいの課題を保護者が共感・受容しにくい場合もあり、その結果対応が遅れることがあるため、発達障がいについて、保護者等身近な人に対する気づきのポイントや、乳幼児健診の重要性（早期発見・早期対応への理解等）の啓発、保育・教育関係者に対する発達障がいへの正しい理解と適切な対応に関する研修の充実、「保育所等訪問支援事業」などの支援体制の強化が必要です。

早期対応としては、知的発達が境界域にある、発達支援を要する子どもと保護者を支援する体制が十分とはいえないため、専門性の向上や人材確保が求められています。

また、発達障がいのある子どものこころとからだの健やかな成長のために、庁内の母子保健、障がい福祉、保育、教育関係課の横断的な連携を強化し、関係機関とともに継続的な取組を行っていく必要があります。

【取組の基本方向】

- 発達障がいやその課題に関する知識について、妊娠婦をはじめ多くの市民への周知に努めます。
- 妊婦健康診査、乳幼児健康診査や訪問指導について、専門性やスキルを高め、早期発見・対応を図ります。
- 乳幼児に対して、集団健康診査を実施し、適切なアドバイスを行うことで、障がいの早期発見・早期対応による子どもの健全な育成を支援します。また、母子保健と保育、学校保健、療育事業等との連携強化を進めていきます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
妊産婦訪問指導	障がい等の早期発見・早期治療のために、今後も訪問指導を実施します。また、平成29（2017）年度に開設した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届や出生届の際に面接を行い、妊産婦・乳児の状況把握に努めます。
妊婦健康診査	妊婦に対し健康診査を実施することで、適切な治療や保健指導を行い、今後も安全な分娩と健康な子どもの出生をめざします。
障がいの早期発見	発達に特徴や課題があるケースを早期に発見できる体制を、今後も強化していきます。また、健診等により発達を見極める能力・技術の向上のため、保健師等の研修を進めるとともに、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、療育教室や医療機関と連携を図り、ともに学習、研修、情報交換に努めます。
乳幼児健康診査	発育・発達の上で節目の時期に健康診査を行うことで、疾病の早期発見・早期治療、子どもの健全な育成を支援します。また、保護者の育児不安を軽減し、子育てに役立つような相談業務を実施します。
発達相談	健康診査の結果、発達面の経過観察が必要な子どもと保護者に対して、子どもの成長をみながら適切な指導を行い、発達促進に努めます。また、状況に応じて療育や医療との連携を図ります。また、健やかな子どもの成長を促進するために、保健師及び心理士による個別相談とともに、保育所、幼稚園、認定こども園との連携等、相談後のフォローアップ体制の充実を図り、また、ペアレント・トレーニング ³¹ 導入の検討を行います。
学校保健等の推進	発達につまずきや障がいのある子どもについて、母子保健や学校、保育所、幼稚園、認定こども園との情報交換や医療、教育委員会との連携で、引き続き学校保健における健康管理と特別支援教育の支援対策の充実を図ります。

³¹ ペアレント・トレーニング：発達障がい者の親が自分の子どもの行動を理解したり、発達障がいの特性をふまえた褒め方やしかり方を学ぶための支援。

② 発達障がいのある子どもの支援等

【現状と課題】

発達障がいを早期に発見し二次障がいを防ぐためにも、周囲が子どもの特性を理解、共有しながら適切に支援することが必要です。また、障がいのある子どもを支える保護者への相談支援体制の充実と保護者に寄り添った支援も求められています。発達障がいの相談先として、医療機関や京都府の発達障がい者支援センター等に関する情報提供とともに、市の障がい担当と教育委員会、保健センター等関係課での連携や対応を密にすることが必要です。

さらに、障がいのある子どもが放課後等を過ごす場所として、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスがありますが、障がいの特性に応じた利用形態や施設等の整備、専門性の高い人材の育成及び確保も必要です。

【取組の基本方向】

- 障がいのある子どもへの支援のため、乳幼児健診後の相談体制を充実し、早期発見・早期治療を図り、必要な療育につなげるための支援に努めます。
- 保護者への精神的な支援等を行える相談指導体制や各種事業の充実に努めます。
- 障がいのある子どもの放課後の居場所対策について、障がいの特性に応じた支援の検討や、施設等の整備の検討を図ります。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
発達支援システムの構築	特別な配慮や指導を要する幼児、児童生徒、障がいのある子どもを対象として、療育、教育、相談、生活支援サービス提供、就労支援のための体制整備を行います。
専門的人材の確保	府の専門機関等の人材の活用と育成も視野に入れながら、幼稚園、小・中学校における対象の園児・児童生徒への対応を支援できる専門的な人材の確保に努めます。
個別の教育支援計画の作成	小・中学校において、保育所、幼稚園、認定こども園、その他専門機関と保護者との協力のもと、個別の教育支援計画を作成し、児童生徒への継続的支援に努めます。
継続的・計画的な支援	児童一人ひとりの実態把握、評価、サービス目標設定を踏まえた計画的な支援に努めます。
支援内容の充実	発達障がいのある子どもへの支援として、母子保健、療育、保育、特別支援教育等による指導、不登校児への対応、コミュニケーション支援等の組み合わせによる総合的支援に努めます。特に、保育所、幼稚園、認定こども園から小学校、小学校から中学校、中学校・高等学校から進学先・就職先や福祉施設へと、児童生徒のニーズに応じた支援内容が引き継がれるよう、今後も連携を図ります。
人材の強化	各保育・教育現場において特別支援教育、発達障がい等についての研修、啓発を今後も実施します。

③ 療育の推進

【現状と課題】

相楽療育教室は、児童発達支援事業所として、木津川市・相楽郡4町村の運営により平日に実施しています。対象となる子どもが年々増加していることから、定員や実施回数等のニーズに対応できるよう、今後事業の実施方法について、さらなる検討が必要です。

【取組の基本方向】

- 療育について保護者の理解を促し、相談・指導体制を充実します。
- 相楽療育教室については、対象者の増加に対応して、事業の実施方法を検討します。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
相楽療育教室 (児童発達支援)	相楽療育教室において早期療育を進め、関係機関との連携を図りながら専門的な立場で指導します。また、相談等、障がいのある子どもを抱える家族への支援を行います。 さらに発達障がいも含めた対象者の増加等に対応し、人材、施設の充実、相楽圏域の児童発達支援センター化への拡充に努めます。
保育所等訪問支援	専門職員が保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等を訪問し、障がいのある子どもの集団での生活に必要な訓練や、スタッフへの助言等を行うサービスを今後も提供します。

④ 障がいのある子どもの保育・就学前教育の推進

【現状と課題】

市内の保育所、幼稚園、認定こども園では、障がいのある子どもの受け入れを行うため、支援の必要性に合わせ職員を配置しています。特別支援加配の配置のニーズは年々増加している一方で、予算の制約や人材不足等もあり、加配の配置が困難だという課題があります。

市内の各園では、職員研修、指導方法等の指導・研究、幼児の発達検査、就学指導に加え、他機関との連携によって、専門的な教育相談活動等を行っています。また、幼稚園においては特別支援教育の導入・定着を図っています。

保育所、幼稚園、認定こども園、学校等関係者に対する障がいや障がい者に対する正しい知識と適切な対応についての研修の充実と、保護者同士、子ども同士が理解を深め、ともに生きる意識を持てるよう、啓発や交流機会の充実が必要です。

【取組の基本方向】

- 障がいのある子どもの保育と就学前教育を充実するために、職員の資質の向上や体制整備に努めます。
- 社会福祉課、健康推進課、こども宝課、学校教育課、保育所、幼稚園、認定こども園の連携を今後も一層強化します。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
障がいのある子どもの保育の充実	保育所、幼稚園、認定こども園において、障がいに応じた職員の配置に努めます。 また、家庭・主治医や専門機関との連携を強化し、必要に応じて専門機関からの助言を受ける等、保育内容の一層の充実に努めます。
障がいのある子どもの保育・教育環境の整備	障がいのある子どもの保育・教育に従事する職員の専門的知識と技術の向上を図り、保育所、幼稚園、認定こども園合同の保育内容の研究等、幼保の積極的な連携に努めます。
保護者との連携	就学前教育の保護者に対する発達障がい等の啓発活動の充実に努めます。

3-2 教育体制の充実

① 障がいのある子どもの教育環境の充実

【現状と課題】

市内の各学校では障がいのある子どもを対象とした特別支援教育や就学指導及び相談活動や発達検査、他機関との連携による専門的な相談活動、「相楽地方通級指導教室」による教育相談等を実施しています。また、「相楽通級指導教室東部教室」を設置し、指導体制の充実を図ってきました。加えて、教育相談、進路指導を実施しており、保護者等との相談活動も行っていますが、多様なニーズがあることから、保護者の要望等に柔軟に対応できる組織体制が必要となっています。

さらに、統合教育に向けた取組を国が推進している中で、肢体不自由や重度の障がいのある子どもに対し、施設や設備が対応しきれないことも課題となっています。

今後も障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切で効果的な教育的支援が行えるよう、発達支援のシステムの構築を図るとともに、施設整備、教育内容・方法の充実、教職員の資質や能力の向上を図るとともに地域支援センター等の専門性を持った機関との連携を図っていく必要があります。

【取組の基本方向】

- 障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するために、本人や保護者のニーズ、障がいの状況に応じた適切な就学相談や情報提供を今後も実施していきます。
- 教育環境の整備、教職員の資質・能力の向上とともに個別の指導計画に基づいた特別支援教育の一層の充実を図ります。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
特別支援教育の推進	教育と福祉、保健等関係機関の連携のもと、今後も小・中学校において、障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた対応を行う特別支援教育の充実を図ります。
教育活動等の推進	障がいのある子ども一人ひとりの特性や個性、障がいの状況に応じた適切な教育課程を編成して、指導方法の工夫改善や個別の指導計画作成に努め、計画的かつ継続的な教育指導を推進します。また、保護者との連携に努めます。

② 教育相談、就学・進路指導の充実

【現状と課題】

教育相談・就学指導においては、教育支援委員会を中心として、就学指導や教育相談事業に取り組み、教育の分野のみならず、一般就労や福祉施設の利用等卒業後の進路にかかる分野との連携を念頭においた指導を実施しています。

特に児童生徒とその保護者にとって就学や進路の判断を求められる就学時期や卒業を控えた時期は重要であり、保護者が必要とする適切な時期の情報提供と相談活動を実施するとともに、きめ細かな対応や乳幼児期から学齢各期の連續性のある支援を行うため、福祉をはじめ子育て、教育、健康、医療、就労等様々な分野の関係課や関係機関等との連携強化、教育支援委員会のよりよい体制づくり、就学相談に係る関係機関の連携をスムーズにするためのシステムづくりが必要です。

【取組の基本方向】

- 障がいのある子どもの状況に応じて個性や能力を伸ばし、きめ細かな教育が受けられるよう、教育相談・就学指導の充実に今後も取り組みます。
- 子どもの能力や希望に沿った進学・就学が実現できるよう、関係機関と協力し、情報提供や体験の機会を充実し、さらに、進学・就労先の選択肢の拡大に向けて、関係団体、サービス事業所との連携を強化します。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
相談事業の充実	教育（就学）相談を通じて障がいのある子どもの保護者の相談活動を行い、引き続き本人の理解度や目標に応じた支援や指導内容に関する相談事業の一層の充実に取り組みます。
進路指導の充実	卒業後の進路について、関係機関との連携を強化しながら、進学・進路を選択するための支援を今後も行います。

3-3 放課後等の居場所づくり

① 休日、放課後、長期休暇中の支援の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもの休日・放課後・長期休暇中にかかる支援については、現在、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス及び地域生活助成金支給事業（日中一時支援）によりサービスを提供していますが、日中一時支援事業は、利用者数・回数ともに減少しており、見直し等も視野に圈域で検討します。

一方で障害児通所支援は増加傾向にあることから、障がいのある子どもやその保護者のニーズを勘案して、障がいのある子どもの個性や障がいの特性に応じて、適切なサービスの提供を行うことにより、放課後や長期休暇中等の日中における活動の場を一層充実し確保することが必要です。

【取組の基本方向】

- 放課後児童クラブにおいて、可能な範囲で障がいのある子どもの受け入れを行います。
- 放課後等デイサービスや日中一時支援事業において、障がいのある子どもの休日や放課後、長期休暇中に対応した療育やタイムケア事業の実施を検討します。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
放課後児童クラブ	放課後児童クラブにおいて障がいのある子どもを受け入れ、拡大が図れるよう努めます。
放課後等デイサービス事業	木津川市自立支援協議会の実施などにより人材の育成を図り、事業所の指導を進めることで、質の高い運営を確保します。
日中一時支援事業	障がいのある子どもの放課後や学校の長期休暇中等の居場所、保護者の就労支援や一時的な休息のため、日中一時支援事業を今後も実施するとともに、地域バランスに配慮した新たな拠点の確保に努めます。

3-4 福祉教育の推進

① 福祉教育の推進

【現状と課題】

本市では、小・中学校において、児童生徒に障がいについての理解を促し、PTAに対しても障がいのある子どもへの理解を深める取組、啓発活動を進めています。また、福祉施設の見学や特別支援学校、特別支援学級の児童生徒と普通学級児童生徒との交流学習会も開催しています。

幼い頃からの福祉教育で子どもたち同士が活発に交流し、障がいや障がい者への理解を深める機会が必要です。

【取組の基本方向】

- 子どもたちが学校教育を通して、障がいについて理解し、障がいの有無にかかわらず、豊かに交流できる環境を一層充実していきます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
小・中学校の体験学習等の充実	小・中学校の福祉教育については、施設の見学や体験学習等を進めるとともに、その結果が地域や家庭へと広がるように努めます。また、木津川市社会福祉協議会や地域の福祉施設等と連携しながら、今後も活動の充実を図ります。
保育所、幼稚園、認定こども園での取組	幼児教育や保育の場を通じて、障がいに対する理解や認識を幼児期から培うとともに、今後も保護者への啓発を行います。

基本方針4 働きたい気持ちに応える、理解と活力のあるまちにしよう

4-1 就労支援の推進

① 企業啓発等による雇用の促進

【現状と課題】

障がいのある人にとって就労することは、所得面だけでなく、生きがいを持ち自立した生活を送る上で極めて重要です。国が設定した法定雇用率に基づき、障がいのある人の雇用に関する取組を進めていますが、未だ法定雇用率が達成されていない事業所もある等、障がいのある人の雇用を取り巻く環境は必ずしも良好とはいえない、福祉的就労も含めた取組の工夫が求められます。

雇用対策については、主に国（京都田辺公共職業安定所）や京都府を中心として施策が展開されていますが、企業等に対する障がいや障がい者に対する正しい知識と適切な対応についての啓発の推進を京都府や関係機関と一緒にやって進めることが必要です。

また、学校とハローワーク等労働関係機関と連携した就労相談・支援の強化と、就労後のフォロー、職業訓練と合わせたコミュニケーション訓練の推進、企業等と連携した在宅勤務、短時間勤務の推進のための条件の検討など、総合的な就労支援対策が必要です。

【取組の基本方向】

- 障がいのある人に対し、今後も各種制度の周知を図ります。
- 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら企業に対し障がい者雇用の促進についての啓発に努めます。
- 市の職員として障がいのある人の採用を図るとともに、今後も委託業務等において障がい者団体、サービス事業所との積極的な連携を図ります。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
制度やサービスの周知	国、府の就労関連施策を市の広報誌及びホームページに掲載し、周知に努めます。また、企業誘致を進めるにあたり、地元雇用促進に対する助成金に障がい者雇用があることの周知に努めます。
公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターとの連携強化	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターと市との連携をさらに強化し、企業や経済団体への働きかけ、障がいのある人の就労の支援に努めます。また、就労の需要と供給をつなぐため、情報の共有に努めます。
木津川市の業務と福祉施設との連携	職員の採用にあたっては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障がいのある人の雇用の促進に努めます。また、「障害者優先調達推進法」に基づいて障がい者団体や福祉施設への業務委託・物品購入等を積極的に進めます。
一般企業と福祉施設との連携	障害者福祉施設の自主製品の販売活動に取り組むサービス事業所、団体等に対して、各種団体や企業の協力も得ながら販路開拓への支援に努める等、一般企業と福祉施設の連携強化を検討します。

② 職業相談・指導体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人の雇用・就労の相談・指導支援機関としては公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターがあり、障がいのある人の就労のため、関係機関の調整が行われています。

障害者就業・生活支援センターは、京都府から京都ライフサポート協会が受託し、就労を希望する障がいのある人の支援にあたっています。

地域活動支援センター事業・相談支援事業を行っているいづみ福祉会においても、精神障がいのある人を中心に就労支援を行っています。また、特別支援学校や中高等学校の進路指導においても、本人や保護者の就労希望に沿うよう、学校をはじめとした関係機関が連携した取組を進めています。

障がいのある人には、就職後も継続したフォローが必要で、そのための支援をどのように実現していくかが課題となっています。

【取組の基本方向】

- 障害者就業・生活支援センター及び公共職業安定所を中心とした個別支援で、適性や希望に沿った就労相談・指導を今後も実施します。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
身近な就業・生活支援拠点の充実	障害者就業・生活支援センターと公共職業安定所との連携で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関の連絡調整を積極的に進めながら、引き続き就業、社会生活上の相談・支援の充実を図ります。 さらに、公共職業安定所と管内のサービス事業所等の関係機関が連携を密にし、就職希望のある障がいのある人の把握ができるよう、今後も支援します。
学校における進路指導への支援	特別支援学校や中高等学校の進路指導に対して、相談支援事業者や障害者就業・生活支援センターと連携しながら、引き続き情報提供等の支援を行います。
個別支援の推進	身体・知的・精神・発達障がいの特性に応じた就労支援のあり方にについて検討します。
多様な就職活動の展開	障がいのある人の能力や特性に応じた働き方を支援するため、短時間労働やグループ就労等の導入を含めて、事業者への啓発を検討します。

4-2 職業訓練と福祉的就労環境の充実

① 職業訓練機会の充実

【現状と課題】

障がいの重度化等に伴い、働くことが困難な障がいのある人、就労に対して不安を持っている人も多くなっています。

障がいのある人の就業や職業的自立を促進するためには、様々な取組を強化し、能力や障がいの状況に応じた幅広い職業能力開発の機会を確保する必要があります。

今後は、障がいのある人の多様なニーズに対応した職業リハビリテーションの機会の確保と適切なサービス提供、さらにリハビリテーションを終えたサービス利用者の就労支援や就労後の技術等の向上に向けた取組の推進が求められています。

【取組の基本方向】

- 障がいのある人の就労に対するニーズを考慮し、対象者の情報収集や多様な技能が習得できる職業リハビリテーションの機会として、実際の事業所も活用し、日常生活面から職場での技術面にわたる指導を総合的かつ具体的に行うため関係機関との連携を図ります。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人を対象に、定められた期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供します。また、必要なサービス提供基盤の充実に努めます。
多様なリハビリテーション機会の確保	既存のサービス事業所の各機能の向上を働きかけるとともに、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、商工会、特別支援学校との連携の強化によって多様な技能が習得できる機会の確保に努めます。
実践的訓練機会の提供	障害者就業・生活支援センター、京都障害者職業センター、公共職業安定所との連携により、サービス利用後の就労への移行をめざした職場適応訓練、障害者試行雇用（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援に努めます。

② 福祉的就労機会の充実

【現状と課題】

職業的自立には、社会の一員として活躍する社会的な側面、生計維持を可能とする経済的な側面、生きがい等をもたらす精神的な側面があり、障がいのある人が地域で自立した生活を営む上では就労支援は重要な課題となっています。

そのため、一般企業への就労は困難であっても働きたいというニーズに対し、就労継続支援（A型・B型）等の就労及び訓練を通して社会的自立をめざすための事業の充実が、今後さらに重要となってきます。

【取組の基本方向】

- 各サービス事業所と連携し、障がいのある人の多様なニーズに対応した福祉的就労機会の確保と適切なサービス提供に努めます。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で、意欲と能力に応じて働くことができるよう、就労のための訓練の場を充実させるとともに、労働関係機関との連携及び企業への啓発、特別支援学校卒業生の進路相談等に今後も取り組みます。
- 障がいのある人の就労に対するニーズを考慮し、より生きがいに結びつく作業内容や作業環境の整備のために必要な支援について検討します。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
就労継続支援（A型・B型）及び生活介護	自立支援給付の就労継続支援A型（利用者が当該サービス事業所と雇用契約を結ぶ雇用型）・B型（雇用契約を結ばない非雇用型）及び生活介護事業所において、一般企業に雇用されることが困難な障がいのある人を対象とした就労の機会の提供や生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を引き続き提供します。
サービス基盤の確保	就労継続支援のサービス事業所への指導を進めることで、質の高い運営を確保します。
多様な就労機会の確保	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、商工会、特別支援学校との連携によって、希望する進路に進むことができるよう就労機会の確保に努めます。
精神障がいのある人の就労に向けた配慮	回復途上の精神障がいのある人を受け入れ、社会復帰のため福祉的就労の場を提供している事業所の運営について、引き続き支援を行っていきます。
福祉的就労と市場ニーズとのマッチングへの支援	授産製品等の販路拡大やマーケティングに沿った製品の販売の支援を検討します。また、市が発注する物品・サービスにおいて、サービス事業所を優先できる仕組みを充実し、障がいのある人の雇用に結び付けるよう努めます。

基本方針5 いつまでも地域で暮らせる身近な支援のあるまちにしよう

5-1 地域生活への支援サービスの充実

① 障害福祉サービスの提供

【現状と課題】

「木津川市障害福祉計画」に基づく福祉サービスの提供のため、地域におけるサービス基盤や人材の計画的な確保等が必要です。また、精神障がいのある人の理解促進、グループホーム等住居の確保、障害者総合支援法、障害福祉サービス、介護保険サービスなど、障がい者にとって基本的な制度やサービスの内容や利用対象者、手続きなどについて、わかりやすい情報提供が必要です。また、多様なサービスを利用できるよう、事業者の参入を進めるとともに、利用時間等・回数等、サービス等利用計画や障害児支援利用計画作成時に、十分な説明や柔軟な相談対応等が必要です。

【取組の基本方向】

- 障害者総合支援法の基本理念を尊重し、サービス等利用計画の円滑な作成に向けた体制を整備するとともに、地域生活に移行するために重点的な支援が必要な人を含め、障がいのある人の様々なニーズに応じた障害福祉サービスの提供を行います。
- 「木津川市障害福祉計画」に基づき、利用者にとって安心できるサービスの提供をめざし、制度の適切な運用を行います。
- 行政、サービス事業所や関係機関、企業等がともに手を携えてサービスを提供していくよう、人材やサービス基盤の確保に努めます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
障害福祉計画に基づく福祉サービスの充実	障がいのある人が地域でいつまでも安心して、生きがいを持って暮らせるための福祉サービスの提供を、今後も「木津川市障害福祉計画」に基づいて充実させます。
入所施設の入所者の地域生活への移行	入所施設の入所者が地域生活へ移行することを促進するため、訪問系サービスにおいて障がい種別に対応できるサービス事業所や人材の確保を図ります。また、障がいのある人が住み慣れた地域で自立して生活ができる受け皿づくりを進めるため、グループホームの整備等について、国・京都府等の補助事業の活用や、財源支援について働きかけを行っていきます。
入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行	入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、精神障がいのある人の障がい特性に対応できるサービス事業所を確保するよう努めます。また、社会復帰のために必要な職業リハビリテーション等の場の確保や、グループホーム等住居の確保に努めます。
福祉施設から一般就労への移行	障がいのある人の一般就労への移行を促進するため、職業リハビリテーションの基盤の拡充とともに、多様な技能が習得できる支援の実施に努めます。また、精神障がいに関する事業主等の理解を一層深めるとともに、障がい特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障がいのある人の雇用拡大に努めます。
多様な事業主体の確保	短時間労働や在宅就業等障がいのある人が多様な働き方を選択できる環境整備に努めます。
地域生活支援事業の実施	地域生活支援事業の実施については、障がいのある人のニーズに応じたサービスの基盤や人材の確保を図ります。

② 地域活動支援センターの活用

【現状と課題】

障がいのある人の日常生活において、障がいのある人同士の交流や気軽に語りあうことできる身近な場所が求められています。

本市では、精神障がいのある人を対象とした事業を地域活動支援センターで実施しており、精神障がいのある人の日中活動の場を提供していますが、広い市域において各地域にサービスを提供するためには、新たな事業所の確保が求められています。

【取組の基本方向】

- 障がいのある人の日常生活における生きがいや心のやすらぎ、ゆとりの創出のため、今後も地域生活支援事業として地域活動支援センター事業を実施します。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
地域活動支援センター事業	障がいのある人が、通所や訪問等を通して、社会との交流を促進する場として、今後も地域活動支援センター事業を実施します。
サービス基盤確保とサービス内容の充実	地域社会との交流や活動、訓練の充実に向けた支援を行います。
地域に出向くサービスの推進	積極的に訪問や面接を実施することで、障害福祉サービスを利用していない障がい者に対するアプローチを行います。

③ 補装具³²、日常生活用具等の給付の促進

【現状と課題】

障害者総合支援法に基づき、補装具費の支給は自立支援給付として、日常生活用具は地域生活支援事業（地域生活助成金支給事業）として提供しています。また、軽度・中度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入に必要な費用の一部助成を行っています。

【取組の基本方向】

- 障がいの状況や支援の必要性の変化等、障がいのある人のニーズに応じ、適切な給付等に努めるとともに、利用を促進するための周知に努めます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
補装具費の支給	障害者総合支援法に基づき、補装具の購入、修理に要した費用について補装具費を引き続き支給します。
日常生活用具の購入助成	地域生活助成金支給事業として、障がいのある人の自立した日常生活を支援する用具の購入費を今後も助成します。
難聴児の補聴器購入費用の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入に必要な費用の一部助成を引き続き行います。

³² 補装具：身体障がいのある人が、身体機能を補完又は代償するために使う義肢、車いす、盲人安全つえ、補聴器等の道具。

④ 外出のための支援の充実

【現状と課題】

外出の機会は、障がいのある人の日々の暮らしや社会参加において重要といえます。

市では、地域生活助成金支給事業により、移動支援事業として外出支援にかかる費用助成、また市の単独事業として、在宅の重度障がいのある人を対象に、外出のためのタクシー利用券の交付を行っています。今後も障がいのある人の社会参加の機会拡大や行動範囲の拡大を考慮する等、外出支援のためのハード・ソフト両面のバリアフリー化の推進が必要です。

【取組の基本方向】

- 障がいのある人の社会参加に対するニーズの動向を踏まえ、今後も移動支援事業の充実や適切な運用に関する協議・検討を行うとともに、各種制度・サービスが適切に利用できるよう、関連サービス事業所等の一層の理解と協力の促進を図ります。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
移動支援事業	地域生活助成金支給事業によって、余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援する移動支援事業にかかる費用助成を、今後も実施します。
木津川市障害者福祉タクシー利用券の交付	市の単独事業として、在宅の重度障がいのある人を対象に、外出のためのタクシー利用券を引き続き交付します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がいのある人の社会参加のため、免許取得や自動車の改造に要した費用の一部を今後も助成します。

⑤ 機能訓練・生活訓練の充実

【現状と課題】

障害者総合支援法の理念である、障がいのある人の社会参加を促進するためには、障がいのある人の機能訓練・生活訓練を実施していくことが重要です。また、今後も障がい種別や状況に応じた多様な訓練の機会の確保に努める必要があります。

【取組の基本方向】

- 生活訓練や社会適応訓練等のメニューや実施形態を今後も検討し、実施していきます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
自立支援給付による機能訓練、生活訓練の提供	機能訓練・生活訓練のサービス基盤の確保を図ります。
各種訓練の実施のための研修	障がいの種別や状況に応じた多様な訓練機会を確保するため、関係団体が講習会等を実施する際の後援や、広報を支援します。

⑥ 家族介助者への支援の充実

【現状と課題】

アンケート調査の結果から、障がいのある人の家族介助者のほとんどが身体的・精神的負担や不安を感じていることがわかります。また、増加している高齢者のひとり暮らし及び夫婦のみ世帯に留意する必要があります。

市では、家族介助者への支援として短期入所以外に、地域生活助成金支給事業の日中一時支援事業により、日中における一時支援にかかる費用助成を行っています。

今後も家族介助者の負担軽減を図るため、各種サービスを提供する必要があります。

【取組の基本方向】

- 障がいのある人を介助する家族等の負担は、身体・精神の両面にわたって大きく、介助者の状況に応じて必要な支援が行われるよう体制整備に努めます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
日中一時支援事業	地域生活助成金支給事業によって、日中において監護が必要な障がいのある人に対し、施設等で一時的な保護を行う日中一時支援事業にかかる費用助成を、引き続き実施していきます。
家族介助者への情報提供	障がい者福祉制度やサービス利用方法等、家族等が必要とする様々な情報の提供に努めます。
家族介助者や保護者同士の交流	家族の介助者や親の会等の団体の活動に対し、今後も支援を図ります。

⑦ 手当等の支給の充実

【現状と課題】

国の制度のもとに各種年金・手当等の支給が進められてきましたが、制度のはざまで十分な保障が得られないケースもみられることから、これらの対応を含め、福祉施策の充実が求められています。また、市民アンケートで要望の高い経済的な負担の軽減には、現行制度で支援できるものについての周知と相談体制の充実を図ります。

【取組の基本方向】

- 年金制度、各種手当等や経済的負担の軽減を図る各種公共料金等の割引制度の充実は障がいのある人の生活の質を高めていく上で重要です。このため、今後も制度の周知に努めていくとともに、制度の充実・改善について国・府に対する要望等に努めます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
特別障害者手当・障害児福祉手当の支給	在宅の重度の障がいのある人で常時特別な介護を要する人に、今後も手当を支給します。また、手当制度の周知に努めるとともに、制度の充実のため国・府への要望等の取組に努めます。
児童扶養手当の支給 (障がい関係)	配偶者が政令で定める重度の障がいの状態にあり、18歳未満の子どもを監護している子どもの父又は母に対し、引き続き手当を支給し、関係課とも連携を密にしながら制度の周知に努めます。
特別児童扶養手当の支給	20才未満の重度の障がいのある子どもを扶養する人に今後も手当を支給し、手当制度の周知に努めます。
障がいのある人に対する各種税の控除	障がいのある人の経済的負担の軽減のため、引き続き所得税控除・住民税控除・事業税の非課税・自動車税の減免・自動車取得税の減免・軽自動車税減免・相続税控除・贈与税控除を行い、制度の周知に努めます。

5-2 住環境の確保

① 住宅改修の推進

【現状と課題】

障がいのある人の支援度が高まっており、在宅介助の面からも住宅環境改善のニーズは高く、引き続きこれらに対応していく必要があります。

障がいのある人向けの住宅改修については、地域生活助成金支給事業の日常生活用具給付等事業の品目である「居宅生活動作補助用具」として、手すりの取付け、段差の解消等について助成金を支給していますが、一層の制度周知が必要です。

また、障がい特性に適合した住宅改修方法について、検討・啓発が必要です。

【取組の基本方向】

- 障がいのある人に限らず、だれもが住みよい住宅整備の推進に努め、個々の障がいのある人の現在の住環境の改善に努めます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
障がいのある人に適した住宅改修支援	地域生活助成金支給事業による日常生活用具給付等を実施し、今後も事業の周知・住宅改修方法の啓発を進めています。

② グループホーム等多様な住まいの確保

【現状と課題】

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、住み慣れた地域で快適に暮らしやすい生活環境の整備が求められる中で、今後も住宅環境のバリアフリー化は重要な課題となります。

また、多様な暮らしへの希望を支援するための相談対応やサービス提供の充実とともに、地域でのグループホームの充実、コミュニケーション支援等が必要です。

【取組の基本方向】

- サービス事業所との協議により、住まいの場の計画的な整備をめざします。
- 住まいに必要な支援方策を検討します。
- グループホームの整備や障がいのある人の地域生活への移行について、地域住民の理解・協力の啓発に努めます。
- 既存の住宅を活用した多様な住まいの確保について検討します。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
グループホームの確保	共同生活援助によって障がいのある人の生活を支援するため、関係機関と検討を進め、障害保健福祉圏域での新たなグループホームの確保に努めます。また、生活に必要な支援に努めます。
地域への啓発	グループホームの整備や障がいのある人の地域での生活のため、障がいのある人に対する理解と協力が地域において得られるよう、啓発に努めます。
障がいのある人向けの多様な住まいの確保	賃貸住宅や空き家の活用等も検討し、障がいのある人にとって住み良い住まいの確保に努めます。
住宅入居等の支援	賃貸住宅への入居が困難な障がいのある人への支援体制を進めるため、住まいの確保の検討・研究を進めます。

5-3 保健・医療体制の充実

① 保健事業の推進

【現状と課題】

次世代を担う子どもの健康づくりのためには、思春期から妊娠期、子育て期へと切れ目のない健康づくりと相談体制の充実が必要です。また、増加する内部障がいについては、生涯を通じた健康づくりと一体となった予防対策の推進が必要です。

本市では、疾病予防や健康増進等に関する各種事業を実施していますが、今後も市民に対する成人保健・老人保健事業の受診・利用を促すとともに、障がいのある人については障がいの種別、特性に応じたきめ細かな支援が必要です。

【取組の基本方向】

- 障がいのある人が健康を保持し、いきいきと活力ある生活を送るために、健康づくりを支援していきます。
- 障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの対象に加えられた障がい者手帳を持たない難病患者への支援の充実に努めます。
- 障がいのある人の障がい特性や年齢に応じた、健康教育・健康相談・健康診査等に参加しやすい体制の整備を進めるとともに、保健・医療・福祉の各分野の連携を強化していきます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
保健事業の推進	障がいの種別や特性に応じた保健サービスを提供し、今後も障がいのある人の健康増進を図ります。また、障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの対象に加えられた障がい者手帳を持たない難病患者への支援の充実に努めます。
中途障がいの発生予防・早期発見に向けた成人保健対策の推進	健康教育・健康相談の充実により、引き続き脳血管疾患や糖尿病等、動脈硬化による生活習慣病の予防・健康推進等の正しい知識の普及を図り、健康づくりに取り組めるよう支援に努めます。 また、がん検診や特定健診等により、今後も成年期からの健康の維持増進・疾病や障がいの予防を促進します。
高齢期障がいの発生予防・早期発見	高齢期に寝たきりや認知症等にならないよう、引き続き健康に対する自覚を促すとともに、地域支援事業や健康教育、健康相談、各種検診に取り組みます。 また、疾病の早期発見・早期治療や生活習慣の改善を図るため、受診率の向上に努めます。

② こころの健康に関する支援の充実

【現状と課題】

精神疾患に起因する生活困窮者や自殺者の増加等が社会的課題となっています。精神障がいのある人のニーズに適切に対応できる障害福祉サービスの提供が必要となっています。

本市では、グループワークを行って精神疾患のある方の社会参加の機会参加を設けていますが、参加者が少数であり、周知方法や実施内容等について検討が必要です。

また、精神保健や精神障がいのある人に対する正しい理解と地域住民への啓発等を行うとともに、地域でお互いに支え合う環境づくりの推進が必要です。

【取組の基本方向】

- こころの健康づくりに対する意識が高まり、実践できる人が増えるよう正しい知識の普及、啓発に努めます。
- 精神疾患の治療にかかる経済的負担を軽減し、社会復帰・社会参加を支援するため自立支援医療の制度の適用を推進していきます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
グループワークの実施	精神疾患の病状の安定期において社会参加の機会を確保するため、今後もサポートするための体制づくりを推進します。
家庭訪問の実施	精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるために、今後も医療、保健、福祉の連携を強化し、地域でお互いに支え合う環境づくりを推進します。

③ 医療機関との連携強化

【現状と課題】

医療を必要とする在宅患者が増加する中、障がいの種類によっては相談も含めた日常的なケアとして医療が不可欠なケースもあり、訪問看護の充実や福祉サービスとの連携を強化し総合的なサービス提供が行われるよう取り組んでいくことが必要です。

また、精神疾患は生活障がいや社会への適応障がい等を残すことが多く、本市の医療機関、福祉サービスにかかわる相談支援事業所等との協議を行っています。しかし、医療機関との連携はまだ十分とはいはず、退院時の一時的な支援や常時医療的ケアを必要とする障がいのある人に対して、効果的な支援方策を検討する場の設定が必要です。

【取組の基本方向】

- 障がいのある人がかかりつけの医院・病院を持ち、定期的に受診できるよう、また、保健・医療・福祉の関係機関の連携をより一層進め、一人ひとりの心身の状態に応じた支援を提供できるよう、相互連携体制の強化に努めます。
- 医療機関、福祉サービスにかかわる相談支援事業所等との相談体制の強化に努めます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
地域医療体制の充実	疾病予防の推進や早期治療等の観点から、保健・医療の連携を推進し、また、かかりつけの医院・病院との連携による疾病の予防・早期発見、救急医療体制の充実に努めます。
精神疾患への対応の充実	精神疾患はだれでもかかる可能性のある疾患であり、適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能な疾患であることの認識を普及し、精神障がいのある人に対する正しい理解の促進を図るため、医療機関や保健所による相談事業や訪問指導への対応の充実に努めます。 また、入院患者から、地域生活への移行相談があった際には、医療機関と地域生活を支援する側との円滑な情報交換の体制整備に努めます。

④ 自立支援医療費の給付、医療費助成等の適正な運営

【現状と課題】

身体障がいのある人等の障がい程度の軽減、除去、あるいは障がいの進行防止を目的として制度化された、自立支援医療のより適切な給付を推進します。

【取組の基本方向】

- 自立支援医療について、今後も適切な給付を進めます。
- 京都府と協調し、今後も障害福祉サービス等利用支援事業を実施します。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
公費負担医療制度の運営	自立支援医療費について、今後も適切な給付を図ります。また、広報や窓口での対応等によって、引き続き制度の周知に取り組みます。 また、京都府と協調して、利用者の自立と福祉の増進を図るため、今後も障害福祉サービス等利用支援事業を実施します。

基本方針6 だれにとっても安心・安全で快適なまちにしよう

6-1 福祉のまちづくりの推進

① 福祉のまちづくりに関する啓発の推進

【現状と課題】

障がいのある人が安心して外出するためには、公共施設の階段・段差、出入り口等の整備や、車椅子使用者等対応トイレの充実等、福祉のまちづくりに対する積極的な取組が重要です。

また、公共交通機関や公共施設の建物等で、わかりやすいマークや色を活用した表示等ユニバーサルデザインの観点にも配慮し、総合的な福祉のまちづくりを検討する必要があります。

【取組の基本方向】

- 公共交通機関や公共施設へのユニバーサルデザインの導入促進に努めます。
- 公共施設のバリアフリー化や福祉のまちづくりに対する市民からの要望・意見を全庁的に共有し、具体的な施策への反映を検討します。
- 施設や設備面の改善だけでなく、市民が広く利用する公共空間での周囲の助けあいの啓発を進めることで、人的介助が当たり前に行われる福祉のまちづくりに努めます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
福祉のまちづくりに関する啓発の推進	ユニバーサルデザインの考え方や、障がいのある人もともに生きる共生の社会理念、そのために求められる共助の重要性等、福祉のまちづくりに関する啓発に努めます。
公共・公益施設等における人的介助の普及と充実	市民が利用する公共施設等において、人的介助の大切さと適切な方法等を周知していくよう、関係団体等と連携し、広報に努めます。
京都おもいやり駐車場の周知	公共施設にある京都おもいやり駐車場を必要な方が必要な時に利用できるよう、周知をするとともに適切な利用を促進する情報提供を図ります。

② 公共施設の整備

【現状と課題】

障がいのある人の移動に制約がないよう、道路や公園、学校等の公共施設において適正な管理を進める必要があります。

障がいのある人の移動が多い市道や公園については、年数が経過したものが多く、バリアフリー化も十分にされていないため、今後改善していく必要があります。

学校施設については、多くの学校で階段の手すり等以外は未整備で、今後計画的な整備が求められています。

【取組の基本方向】

- 優先度に配慮しつつ公共施設の改修を検討し、障がいのある人をはじめすべての人が利用しやすい施設となるよう努めます。
- 利用状況を考慮しつつ、市道の改良を進め、障がいのある人や高齢の方が歩きやすい道路になるよう努めます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
道路、公園、建物のバリアフリー化の推進	施設等の維持管理及びバリアフリー化を、引き続き推進します。
安心できる移動空間等の整備	障がいのある人の移動が多い市道について、その多くは、バリアフリー化がされていません。そのため、今後改良していく必要があります。
施設の点検	多くの市民が利用する公共施設を障がいのある人の視点から点検し、改修に努めます。
学校施設の改修	学校施設については、学校施設等長寿命化計画に基づき、長寿命化改修に併せて、バリアフリー化を進めます。

6-2 防災・防犯体制の強化

① 防災対策の充実

【現状と課題】

市ではこれまで、木津川市防災マップの作成及び配布、避難行動要支援者の避難支援プランの作成と周知に努めてきましたが、災害発生時における情報提供や避難誘導については、それぞれの障がいに応じた具体策が万全であるとはいえないません。

そのため、緊急時のコミュニケーション、携帯電話・スマートフォンを持っていない方への連絡方法の検討や避難行動要支援者ごとに個別の避難行動計画の作成、あるいは避難先での対応等について、避難行動要支援者の視点から対応策を検討すると同時に、地域社会での支援体制を強化することが求められています。

今後も引き続き、木津川市域全域の該当する市民を対象として「避難行動要支援者名簿」の未登録の対象者に向けて勧奨を行うとともに、関係機関との連携を強化していく必要があります。

【取組の基本方向】

- 日頃からの市民の防災意識の高揚を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導を含む自主防災活動が地域で迅速に行われるよう、地域ぐるみでの日頃の見守り、避難協力体制の確立を図っていきます。
- 障がい者団体や関係機関を通じて、防災知識の普及啓発を図ります。
- 避難行動要支援者の把握に努めます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
防災知識の普及	防災についての啓発を行うとともに、災害時の避難場所や緊急時ににおける連絡方法等の周知に努めます。
在宅の避難行動要支援者対策の充実	避難行動要支援者に対する地域ぐるみの避難支援体制の確立に努め、広報に加え、支援マニュアルの作成・配布によって避難行動要支援者への具体的な支援方法等の知識を、今後も普及啓発します。
避難行動要支援者の把握	避難行動要支援者の把握のための台帳を整備し、個人情報に配慮しながら、常備消防や地域の防災活動において、引き続き活用します。

② 防犯対策の強化

【現状と課題】

障がいのある人、子どもや高齢者等は犯罪の被害を受けやすく、安全・安心の確保が強く望まれています。特に、判断能力が不十分な障がいのある人や高齢者を狙った悪質な訪問販売や違法行為が全国的に後を絶たず、社会問題となっています。このため、関係機関等の役割分担と連携強化により、見守りと安心のネットワークの構築を図る必要があります。

市では、広報誌を利用しての注意喚起、相談窓口や講座による周知を推進してきましたが、家族やサービス事業所等、障がいのある人をサポートする側が積極的に情報を得ることが重要であり、今後も活動の継続とさらなる周知が必要です。

【取組の基本方向】

- 障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせるまちづくりが行われるように、また、障がいのある人自身の参画を得てネットワークが確立できるように、京都府、木津川市、サービス事業所、市民が一体となり総合的な施策を推進していきます。
- 安全・安心のまちづくりに地域ぐるみで協力して取り組み、日常生活で何らかの支援をする障がいのある人について、地域市民と市や警察等が連携した見守りと安心のネットワークを整備していきます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
防犯知識の普及	地域の安全を守るために取組や備え等、関係機関と連携しながら防犯知識に関する情報提供に努めます。
消費者の保護ならびに相談の推進	悪質な訪問販売や契約行為等を未然に防止するため、広報による呼びかけや地域の見守り、サービス事業所や消費生活相談員による相談、警察との連絡調整に努めます。
障がいのある人や子ども、高齢者に配慮した防犯対策等の推進	関係機関や地域との連携によって、今後も障がいのある人、子どもや高齢者の見守りと防犯対策の推進を図ります。

6-3 交通環境の整備

① 公共交通の環境整備

【現状と課題】

バスは「交通弱者」といえる障がいのある人等にとって、日常生活を支える重要な役割を担っています。しかし、一部コミュニティバス路線においては、道路事情等によりバリアフリー車両の導入が難しいといった課題もあります。

今後も障がいのある人が安心して移動できる交通手段の確保のさらなる充実が必要です。

【取組の基本方向】

- 「交通弱者」といえる障がいのある人等のための対応として、鉄道・路線バス・タクシーの連携等、公共交通ネットワークの充実に努めます。
- 公共施設と鉄道駅とをつなぐ市道のバリアフリー化をめざします。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
鉄道環境の充実	人にやさしい駅づくり等に向け、駅前広場及び周辺道路の交通の利便性や安全性を確保するため、バリアフリーに配慮した周辺環境の改善に努めます。
バスのバリアフリー化の推進	バス車両のバリアフリー化をめざします。
多様な移動手段の確保	新たな輸送サービスを検討し、様々な移動支援サービスの確保に努めます。

② 道路の安全性・快適性の確保

【現状と課題】

障がいのある人が自立した生活を送るために、障がいのある人に配慮した移動・交通手段が確保されていることが必要です。

住宅地等の開発による人口増加に伴い、自動車の台数も増加し、より交通安全施設設置への要望も増加しています。交通安全啓発活動としては、街頭啓発や広報紙掲載だけでなく、市民参加型の啓発活動を実施し、市民の交通規則遵守の意識高揚に努める必要があります。

また、放置自転車等の台数は概ね横ばいであるため、引き続き自転車等の放置防止や駐輪場でのマナー啓発等に取り組む必要があります。

【取組の基本方向】

- 障がいのある人の立場に立ち、今後も歩行空間、道路環境の整備や視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）の整備に取り組みます。
- 障がいのある人の移動が多い市道を優先して、引き続き安全柵の設置や歩道整備に取り組みます。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
歩行空間等のバリアフリー化の促進	高齢者や身体障がいのある人等の移動の利便性及び安全性の向上を図るため、今後も歩道の段差の解消や視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）の整備に取り組みます。
交通安全啓発活動	継続的に運転者や自転車利用者、歩行者等への啓発活動を実施し、交通安全の推進に努めます。
違法駐車・放置自転車防止対策の推進	違法駐車防止のための啓発を今後も実施します。また、放置自転車について定期的な自転車撤去や呼びかけを行い、自転車の放置防止に努めます。
交通安全設備の整備促進	歩行者や車両の安全を確保するため、ガードレール、カーブミラー等交通安全設備の整備を今後も進めるとともに、国道及び府道についても道路管理者に整備を働きかけます。

6-4 情報環境の充実

① 広報等での配慮

【現状と課題】

全盲や弱視等の視覚障がいのある人には、特に情報伝達手段への配慮が必要です。また、中途障がいの人等は点字を読解できない場合も多く、きめ細かな対応が求められます。

現在、市では市内の朗読サークルの協力を得て、毎月発行する広報紙や議会だよりをカセットテープに録音し、「声の広報」として図書館等公共施設に配置するとともに、点字広報を作成し、希望者に郵送しています。

また、市のホームページについてはウェブアクセシビリティ方針を策定し、すべての人に使いやすいウェブサイトになるように配慮しています。

しかし、木津川市庁舎における視聴覚障がいのある人のための情報支援機器の整備について検討できていないことが課題です。

【取組の基本方向】

- より多くの広報物や案内に関する情報等について、新たな情報通信技術や朗読等の人的支援も活用しながら、障がいにかかわらず伝えることができる情報伝達手段や情報内容の拡充を検討します。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
ホームページの改善	ホームページについては、「総務省：みんなの公共サイト運用モデル（2010年度改定版）」に基づき、引き続きすべての人に使いやすく、アクセシビリティに配慮したものとします。
点字・声の広報等発行事業	点字版及び録音テープによる広報を発行する等、視覚障がいのある人への情報提供に努めます。
木津川市庁舎における情報支援機器の整備の検討	木津川市庁舎に、視聴覚障がいのある人のための情報支援機器の整備について検討します。

② コミュニケーション支援

【現状と課題】

聴覚・言語障がいのある人は、情報の収集やコミュニケーション確保に大きなハンディキャップがあります。今日、急速に発達している携帯電話・インターネット等の情報通信技術は、障がいのある人の生活や社会参加にとっても様々な利点を見出すことができるため、今後は新たな情報通信技術を活用した手法の検討や障がいのある人が情報通信技術を利用・修得する機会の確保に努める等、情報格差の解消を図る必要があります。

聴覚障がいのある人へのコミュニケーション支援については、専門知識・技能を必要とするため、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会に事業を委託するかたちで、相楽手話通訳者設置事業、相楽手話奉仕員養成事業、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を進めていますが、人材不足が課題となっています。聴覚障がいのある人に対してのコミュニケーション基盤の整備や、理解の促進を図るために、事業の啓発等をさらに充実させる必要があります。

また、事業拠点として相楽会館内に設けている「相楽聴覚言語障害センター」が手狭であるため、施設の充実が必要です。さらに、相楽ことばの教室との連携による人材のスキルアップ等が課題です。

視覚障がいのある人については、在宅者にとって切実な日々の生活情報や移動するために必要な情報提供の支援が求められており、具体的には十分な居宅介護支援や外出支援が必要です。また、読み書きのための支援や音声、点字による伝達環境の充実が課題です。

【取組の基本方向】

- 情報収集やコミュニケーション確保に制約がある視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人等の社会参加を促進するために、情報機器の進歩を踏まえて多様なコミュニケーション手段の活用を図る等情報バリアフリー化に努めます。
- 手話通訳者、要約筆記者等の養成や派遣を、引き続き行います。

【事業・取組内容】

事業・取組	内 容
情報通信技術を活用したコミュニケーション手段の拡大	携帯電話、インターネット、ファックス等を活用し、障がいのある人が日常生活や緊急時、災害時に利用できるコミュニケーション手段の拡大を検討します。また、そのために障がいのある人が機器操作等を習得するための支援を検討します。
手話通訳者、要約筆記者等の派遣	聴覚障がいのある人のコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を、引き続き行います。
手話奉仕員の養成	手話奉仕員養成講座を、今後も開催します。
総合的な相談機関の設置	「相楽聴覚言語障害センター」の機能を含めた障がいのある人への総合的な相談機関の設置を検討します。
視覚障がいのある人へのコミュニケーション支援	居宅介護支援や外出のための支援及び点字・音声の広報等による情報提供によって、今後も視覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。

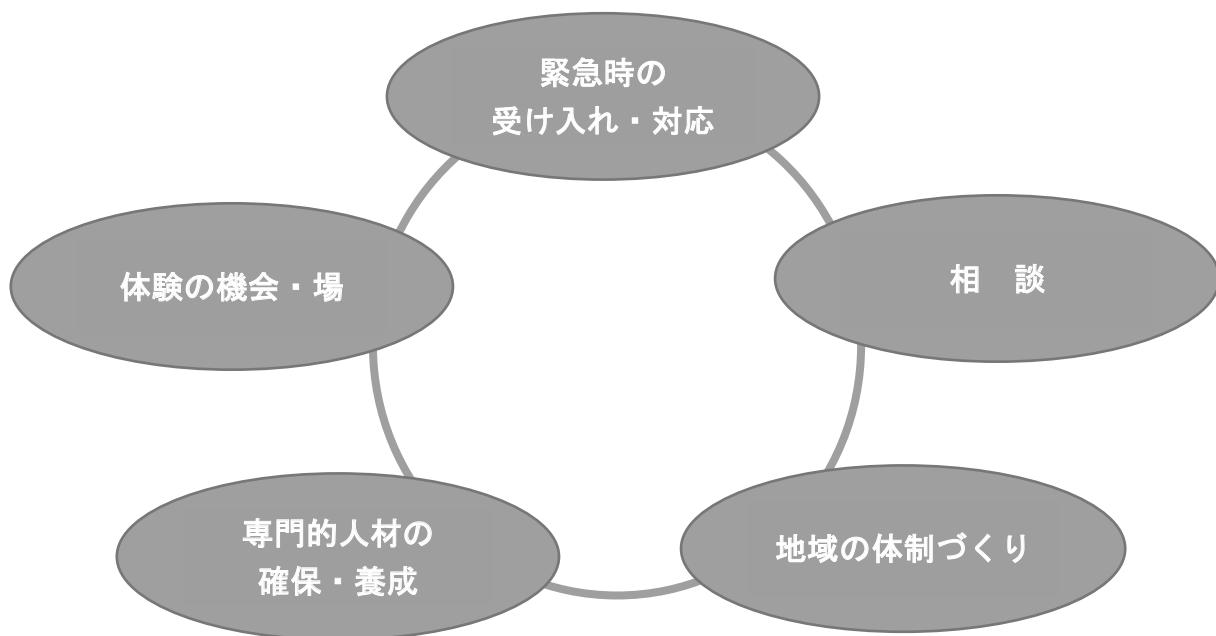
第5章 支えあいの重点施策

本計画では、特に重点的かつ優先的に取り組む施策を、重点施策として位置づけ推進していきます。

1 地域生活支援拠点づくり

地域生活支援拠点は、障がいのある方の重度化・高齢化や、「親亡き後」に備え、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能により、地域で安心して暮らしていくための拠点を整備するものです。木津川市を含む相楽圏域での拠点づくりに向けて進めていきます。

■地域生活支援拠点づくりのイメージ

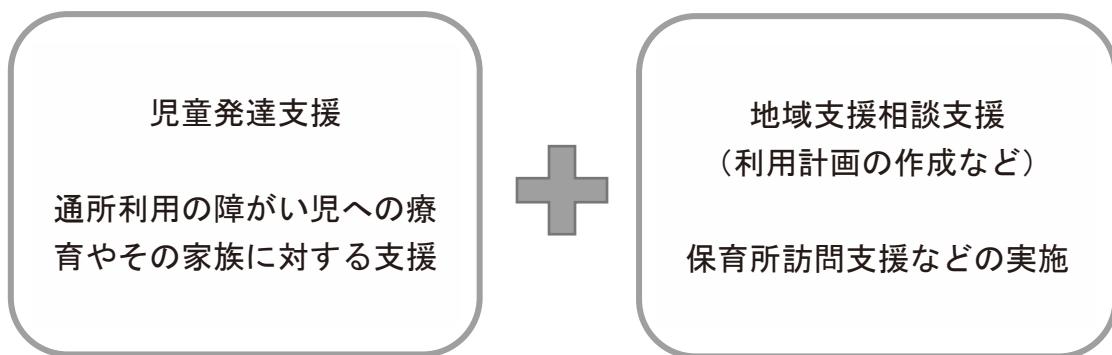


2 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは、通所利用の障がい児への療育やその家族に対する支援に加えて、地域の障がい児やその家族の相談支援、障がい児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設です。

木津川市を含む相楽圏域には、現在児童発達支援センターがなく、早期の設置が必要となっています。相楽療育教室の機能拡充などを含め、地域の児童発達支援センター設置に向けて検討を進めています。

■児童発達支援センター

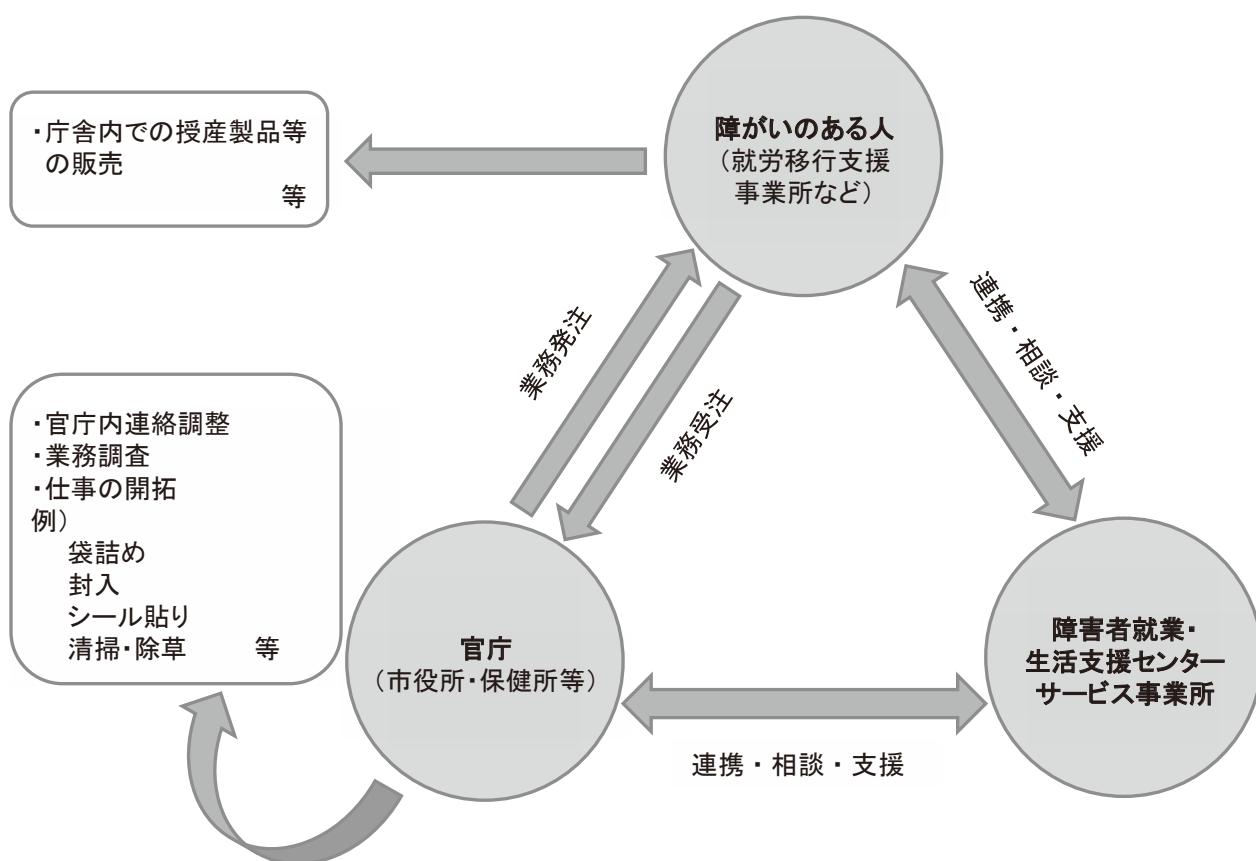


3 官庁受注等による就労支援の仕組みづくり

障害者優先調達推進法に基づき、就労移行支援や就労継続支援A・B型のサービスを実施する事業所等が官庁受注できるよう、市の業務全般において、障がい者施設に発注できる業務を抽出し、積極的かつ優先的な発注を進めています。また、市の業務に携わることで障がいのある人が生きがいを感じられるよう、全般的な支援の仕組みを築いていきます。併せて職場での指導・対応にあたる職員等が障がいの特性等を理解できるよう研修を実施するように努めます。

さらに、現在行われている市役所庁舎内の授産製品等の販売を今後も継続し、より市民に周知され、販売が促進されるよう必要な支援を進めます。

■ 官庁受注等による就労支援の仕組み



第6章 計画の進め方

1 計画の推進方法

本計画の推進にあたっては、市が主体となり、国、府、近隣市町村との連携を図るとともに、広く市民や関係者等民間の協力を得て、それぞれの役割分担のもとで、一体となって対応していくことが重要なことから、以下のとおり施策の総合的、効果的な推進を図ります。

(1) 関係機関、団体、サービス事業所等との連携

行政と関係機関、団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進、調整を行い、障がいのある人の支援にかかる様々な施策の計画的かつ総合的な推進に取り組みます。また、民間協力の不可欠な事業の推進にあたって、サービス事業所等との連携を図ります。

(2) 木津川市自立支援協議会の設置

障がいのある人の福祉に関するネットワークづくりの中核的な役割を果たす、木津川市自立支援協議会を設置し、関係機関のネットワーク、相談支援事業の推進、困難事例への対応やサービスの向上に必要な検討協議等を進めます。

(3) サービス基盤の整備と人材の確保

福祉サービスがニーズに対して十分提供されているとはいえない状況から、公共施設の活用や事業所への支援、各種補助制度の活用等によって、サービス基盤の確保を図ります。また、福祉分野の就職活動への支援や研修機会の確保によって、サービス事業所の人材確保に努めます。

(4) 市民参加の促進

障がいのある人に対する市民の理解を深めるとともに、ボランティア等地域で障がいのある人を支援する幅広い人材の確保、育成を進めます。また、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの検討等、市民による地域ぐるみでの取組を支援します。

(5) 庁内の計画推進

本計画に基づく関連施策を推進するため、個々の施策をそれぞれの担当部門が主体的に推進するとともに、社会福祉課が中心となり、庁内関係部局間の連携を図り、計画の総合的、効果的な推進に努めます。

また、計画推進上、国や府との連携が必要な事項については、その事業内容に応じて関係部局が窓口となり、その調整・要請にあたります。

(6) 計画の進捗状況の管理・評価

各分野に携わっている団体の代表や市民、学識経験者等とともに本計画の進捗状況の管理と評価を行い、庁内においても本計画の進捗状況の自己管理、評価を行うものとします。

資料編

1 木津川市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会条例

平成 26 年 3 月 28 日条例第9号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 11 条第3項の規定に基づく障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定に基づく障害福祉計画の策定に關し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の4第3項の規定に基づき、木津川市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 木津川市障害者基本計画の策定に関すること。
- (2) 木津川市障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者福祉の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 医療関係者
- (5) 社会福祉事業者
- (6) 関係行政機関の代表者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から当該計画策定完了の日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を任命又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由が生じた場合は、委員を解任又はその委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 木津川市障害者基本計画策定委員名簿(令和元(2019)年度)

(敬称略)

区分	委員名	団体名等
学識経験者	◎安藤 和彦	学校法人大橋学園ユマニテク短期大学 教授
福祉関係者	佐々木 慧 渡邊 かおる 臼井 是由 井上 篤子 松本 和剛 津村 美紀 岩井 紀子	木津川市民生児童委員協議会 会長 (福)木津川市社会福祉協議会 事務局長 訪問看護ステーションこころ 所長 木津川市身体障害者団体連合会 会長 木津川市障がい児・者親の会協議会 会長 いづみ家族会 副会長 相楽ろうあ協会 会長
教育関係者	尾崎 伸次	京都府立南山城支援学校 副校長
医療関係者	南出 弦	京都山城総合医療センター ソーシャルワーカー
社会福祉事業者	須河 浩一 土井 知恵 三船 晃 樋口 ちづ子	(福)いづみ福祉会 相談支援センター 所長 (福)いづみ福祉会 地域活動支援センター 施設長 (福)相楽福祉会 相楽デイセンター 施設長 (福)京都ライフサポート協会 統括施設長
関係行政機関	○前田 潤 永井 純子 大西 寛典	京都府山城南保健所福祉室 室長 京都田辺公共職業安定所木津出張所 統括就業指導官 木津川市健康福祉部 部長

※◎：委員長、○：副委員長

3 計画の策定経過

時 期	実施事項	主な内容
令和元（2019）年 8月	障がい者アンケート調査の実施	○対象：市内在住の障がい者手帳所持者全員 3,455 票 ○有効回収票数：1,496 票（43.3%）
令和元（2019）年 10月	第2次計画の施策・事業評価	○府内関係課による市施策の進行状況評価及び課題・今後の方向についての整理
令和元（2019）年 10月 17日	第1回策定委員会	○計画の策定について ○策定委員会の役割・構成等について ○障がい者アンケート調査について
令和元（2019）年 12月 16日	第2回策定委員会	○計画素案の確認について ○今後の進め方について
令和2（2020）年 1月 20日～ 2月 18日	パブリックコメント	○募集方法：計画素案の市ホームページへの掲載・市内主要施設での閲覧 ○結果：27 件
令和2（2020）年 3月	第3回策定委員会	○パブリックコメントの結果について ○計画最終案について ※新型コロナウイルス感染予防のため 書面で実施

第3次木津川市障害者基本計画
支えあいプラン
令和2（2020）年3月

発行・編集： 木津川市 健康福祉部 社会福祉課
〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9
TEL : 0774-75-1211
FAX : 0774-75-2083

